

防備嚴重の事

付而は前件諸藩え爲ニ心得一廻達之儀も、今少し見合置、打拂復古評議之上、復古之儀に付而は、速に争闘之事可有之哉も難計に付、守衛別而一際嚴重相心得、土著之兵、或は農兵等之思慮有之候様達候而、近來警備之備、追々打はまり、其上一決之事故、防禦方も致し能、猶更諸藩之氣張可然哉と存候。此儀海防掛り一統の存寄も可承候得共、御自分(筒井政憲を斥す)見込之處、十分に承り度候事。

措置窮狀歴然

強ひて理窟を附くれば、其の種子が無いでもない。それを口實として、打拂令を復活せしむ可き乎。さりとて先づ土著農兵等の準備を專一とし、而して後之に及ぶ可き乎。何れにしても當局者たる阿部正弘等は、全く其の措置に窮してゐる情態が、此の諮問の文中にありくと現はれてゐる。

【七〇】幕府二令を群僚に諮問す

幕閣意見の要約

阿部正弘の意見、即ち幕閣の意見は、緩和令の爲めに、却て外船の頻繁なる外航を招き、その度々に沿岸の諸大名奔命に類し、疲弊の上に疲弊を累ぬるから、此上は直ちに打拂令を恢復する方、得策なる可きも。此れが爲めに、萬一彼と争闘を招くこと、なりては、困るから、豫じめ此方に守備を嚴重にし、而して後之を恢復す可き乎と云ふにあり。而して單に前掲の如く、筒井政憲のみならず、嘉永二己酉年五月五日新部屋に於て、阿部伊勢守、牧野備前守等は、更らに重なる幕府吏僚に向つて、殆んど同様の諮問書を渡してゐる。

再諮問

近年異國船折々渡來候處、昨今年は西北海對州、南部、津輕、都て奥羽之間、松前邊夥敷通航致し、折々は上陸等も致候得共、差而之儀も不申出、薪水食料乞候迄に而、出帆致し候事に候得共、其度々沿海諸家に於ては、人數等差出、此表等えは届等雜費も不少趣に相聞。比年如レ此に

賦重く
領内疲弊
の因

而は、諸家勝手向にも相響可及二困窮。左候逆、守衛之儀等閑には難ニ相成一事に候得ば、追々難澁相成候はゞ、自然賦斂も重く可ニ相成一事に而、終には領内疲弊にも至り、上下不和合之基に相成候時は、不ニ容易一事に候處。

外船類至

此れが幕府當局の、尤も心配する一であつた。

今年（嘉永二年）は長崎表えも亞墨利加船渡來、松前より送り相成候。漂流人共請取、致ニ歸帆一候得共、定而右御禮杯と唱、猶又渡來可致も難計。又此程も浦賀表えは、英吉利船渡來いたし、右は外に趣意も無之、此地え見舞に能越候趣和語を以申聞、其外申出候口上容體等も、殊之外輕蔑侮慢之情態に有之由。其上薪水等相與へ候得ば、請取出帆之上、猶又下田表えも罷越、上陸測量等も致し候哉に相聞、大島えは亞墨利加船に候哉罷越是又上陸いたし候由。夫而已ならず、沖合には類船も相見え候由、打連沿海所々乗行測量等致し候事にも可有之哉。風説には候得共、英吉利船

沿岸測量

結息の議

中には、日本人唐人杯も乗組居候哉にも相聞、旁以當時之成行に而は、其儘差置候はゞ、彌蔑視致し、驕恣傲慢之所業にも及可申候哉。左候時は御國體にも拘り候儀、何分其儘打捨可置筋に無之間、文政度之如く、猶又打拂之儀被ニ仰出可然と存候。

突然改革
却て争端
を招くか

但だ此の打拂は、外國を近けざる爲め、而して外國の近かぬとを前提としての令にして、萬一それにも拘らず、外國が寄せ來る際、覺悟、決心、準備、施設等には、未だ及んでゐないのだ。

乍去先年打拂之義相止、格別御仁恤之御所置可有之旨被ニ仰出一候段は、阿蘭陀甲比丹え被ニ仰渡、西洋諸國えも演達有之事に候得ば、只今彼國々より廉立候、格別之非義不法無之處、俄御改革有之候而も、却而争端を招き候様にも可ニ相成。又夫に付而は、第一先此方沿海之守衛不ニ相整一候而は、萬一此後夷賊船艦を以、及ニ渡來一候節に、攻撃防禦之術、行届申間敷に付、先此儀を諸家えも相達、守衛之備、整候上に而、彼方之不義非法を押へ、

機會何時
來らん

愈打拂之義可被二仰出一歟。されど諸藩の守衛全備の後とあれば、果して何時を期す可き乎。恐らくは際限もあるまい。

今日に處
するの策

乍去機會時勢杯逆、いつ迄も此儘差置候は、彌輕蔑侮慢超過致し、御國威にも拘り、且諸家之難澁沿海のみならず、御國中之疲弊衰耗にも至り候時は、實々以不ニ容易ニ事ニ而、深心痛いたし候條、此後御所置之計畫利害之當然、後弊等無之、永久御安心可ニ相成一様、各之存寄不殘此度之義は、銘々より各通に而可被ニ申聞一候。乃ち準備出來を待つ間に、奔命に疲れ、國內困窮に陥らん。されば如何に今日に處す可き乎と云ふにあり。尤聊忌諱嫌疑等之顧念無之、一杯之處可被ニ申聞一候。只今之時勢に而は、先達申達候通、一ヶ月後れ候得ば、一ヶ月丈、二ヶ月後れ候得ば、二ヶ月丈御油斷に而、萬一其内又候渡來等度々に及候得ば、夫丈之御損に相

幕閣無策

成、御國威にも拘り、諸家之難澁も相重り、萬一夷賊共より不法にも及候時は、差誤有レ之間敷とも難レ申。左候得ば猶又御失策にも可ニ相成一事に付、篤と勘辨之上、早々可被ニ申聞一候。右は畢竟此節之時勢に於而、御國計大切之義と存候へば、實に寤寐反側にも及候程之義に而、是を氣運に託し、時勢に委ね、恬然拱手して、居ながら御國地之衰弊にも可ニ相成一義を、戶外に置候様に而は、何とも恐入候事存候。於レ各も同意に可レ有レ之間、篤と勘辨考究之上、忌諱不敬に涉候事たり共、聊無ニ遠慮ニ了簡之趣、早々可被ニ申聞一候事。此れは一方から見れば、如何にも言路洞開、衆議を容る、寛大の措置らしくあるが。されど此の如く國家重大の問題を、當局者が自から指導して、天下を率ゆるとをせず。却て他の意見を諮詢して、而して後之を行はんとするは、他方から見れば、寧ろ臍甲斐なきの至りと云はねばならぬ。云はゞ幕閣の諸僚には、阿部正弘を首として、何も確乎たる長策は無つたのだ。

【七一】 筒井政憲の答申書

答申者乏少

阿部及び其の閣僚の名にて、幕府の重なる吏僚への諮問に就ては、固より格別の卓見ある答申をも見なかつた。但だ特に筒井政憲に對する諮問に就ては、同人は長文の答申を提出してゐるが、然も是亦た諮問の示す所に就て、賛同の意を表明するに過ぎなかつた。彼は先づ、

政憲の賛成論

實以 遺猷籌策、一々御尤至極に而、御建論も乍憚御盡被爲在候儀、聊間然可仕儀も無之、感伏仕候。

と云うてゐる。而して、

農兵の利益

彼は船に而自在に遷移致、此方は陸にて奔走に勞し候へば、勞佚勢倒置いたし、戰鬪に及び候へば、勝敗之機無覺東一候間、此弊を救ひ候には、土著之兵士差置候而、或は農兵を用ひ、異船之遷移を逐ひ、奔走不致様相備へ候方可然。尤艫通り候迄之儀に御座候而は、更に貪著に不レ及、萬一

上陸等可致模様か、或は大砲を打懸ケ殺氣を合候船に候共、先有合之兵士民兵を以て、打拂之手配、大小銃玉藥之用意だに有之候へば、一陣之備には、足り可申儀に有之段、御沙汰之趣、至當之御策と奉存候。と云うてゐる。此れは筒井彼自身、往年の建白にもある通りにて（参照 六八）何様今年（嘉永二年）是迄通航無之、西北海之方殊に船數多く艫通り、或は大砲を放ち、或は薪水食物杯乞候義、畢竟は御仁恤之御趣意に乗じ、度々船を寄せ、海岸之様子、海之深淺等相伺候哉も難計、詰り輕蔑之意も可有レ之哉に候へば、打拂之義、御復古被仰出候方可然と被思召候由。夫れ付而も異船渡來之度々、諸藩之入費不レ少迷惑に及び、果は可レ及ニ疲弊、其極に至りては、領内不レ穩様成る事にも相成候はゞ、萬一異船渡來之節、守衛防禦之手當不十分に可ニ相成。……此姿に相過候はゞ、一年延候へば、一年丈け、二年延候へば、二年丈、損害相懸り、年を積む丈け損害多、彌益疲弊に成可申。

打拂復活
賛成

と云ひ、寧ろ此際思ひ切つて、打拂令を復活せしむる方然る可しとの、諮問案に賛同の意を表し、左の如く陳述してゐる。

此節諸藩敵愾之心を懐き、戦士も奮揚いたし、軍資可也可供時節、打拂之義被二仰出一候はゞ、士氣も奮勵いたし可申。又御復古之義を以て、夷賊ども憤を發し、異心を企來り候とも、只今國土奮發候時に當り、防禦之力を盡候而、後年及二疲弊、士氣衰弱之時とは、大に違ひ可申。

と云うてゐる。但だ當時日本の士氣が、果して筒井の説の如く奮うてゐた乎、否乎は、頗る疑問とせねばならぬ。而して彼は復た前説を繰り返し、更らに一歩を進めて、左の如く言うてゐる。

打拂復活
の利益

諸藩不レ及二疲弊一内、打拂之義被二仰出、萬一夷賊憤を發し、渡來及二戰爭一候共、此方之軍資手當も可也相届、兵士之銳氣の挫けざる内に候はゞ、守備防禦之働も行届可申候。

又夷賊共御果斷御英毅之上、復古之御所置に畏懼いたし、此後無レ謂渡來不レ

筒井の本音

致候へば、諸藩之幸、國朝之御社福に而、御威嚴相立、御世話も薄く可相成二義、重疊之事と奉レ存候。

穿草出蛇
之弊を恐る

此れが筒井の本音であり、而して恐らくは諮問者たる阿部正弘なども、此の來らざるを待むことが、打拂令を復活せんとの、重なる動機であつたらしく思はる。

尙ほ筒井は、若し打拂令復活の理由として、彼の不敬、不法を咎め立てするは、却て藪蛇となる虞れありとして、左の如く云うてゐる。

奉使紀行

筒井の打拂復古口實

穿草出蛇之弊を生じ候はゞ、夫は可レ好事にも有レ之間敷哉。と云ひ。更らに、

依て愚意には、先年蘭醫シレポルト持來、高橋作左衛門和解いたし候、魯西亞加比丹クルーセン・ステルン之著し候、奉使日本紀行之内に、此方へ御迷惑可ニ相懸一には御國地之沿海を、彼國之船一二艘も差越、艦廻り折節大砲之一放二放も致し候はゞ、沿海之衛兵奔走に勞れ、果は内亂を可レ生杯申候義、右紀行版木に相成有レ之候事に候間、此度異國船不敬不法之義は多くは不被ニ仰述して、度々近海へ乗寄せ、折々大砲杯打放候は、右書中に認有レ之候御趣意を含み候事に而可レ有レ之。さすれば覬覦之情有レ之而之事歟、事情之眞偽は難レ察候へ共、是迄文政度之通り、眞偽を不レ論、打拂之一途と定め置候へば、奔命に勞し候事も、又當時之通り、應接信義を盡し候共、ステルンが策を以て考候得ば、信義親睦之内にも、不慮之備は致事に候へば、事兩端に相成、於此方へは迷惑なる事に候間、無レ據

外國來迫 益濃厚

此度文政度打拂之所に復し候事に有レ之。尤實に難破船に無ニ相違、船具等破壊致候程之様子にも候はゞ、夫迄も打拂候事には無レ之候得共。薪水等乞候に事寄せ、國地之様子を探索せられ、此方に而は親睦之意を表し候て、却而策中に陥り候も、無智之至に候へば、夫等之處を以て、無レ據復古いたし候譯も、論し度事歟と奉レ存候。此れが筒井の所謂る打拂令施行の、恰當の口實としたる所だ。此の如く緩和令や打拂令の得失利害を評定する内に、歲月は矢の如く奔り、外國の來り迫る勢は、日一日と濃厚となり、緊切となり、遂ひに嘉永六年癸丑六月、米國水師提督ペルリが、浦賀灣に乘入りとなつて來た。

筒井政憲の老練

肥前守筒井政憲又伊賀守紀伊守と稱す。文政中町奉行に任じ、長吏の稱あり。人と爲り温雅寛文學に長ず。水野執政改革のとき議協はすして職罷らる。外國の事起るに及て長崎に赴き露國使節を曉諭し、後大目付に任ず。阿部執政の顧問に備はり、外交の事建議參畫すること多し。しかれ共

鎖拒否の論に至る時の趨勢を考へて容易に其端倪を現さず、是れ此人の老練長所とする所なるべしといへり。〔木村芥舟著、燭篋記〕

第十二章 特色ある對外論

【七二】 宇内混同の意見

代表的對外意見

抑も工藤平助、本多利明、林子平などの對外思想、及び對外政策に就ては、既記の通りである。〔參照 幕府分解接近時代、五一二〇〕 又た杉田玄白其他の對露意見も、亦た然りだ。〔參照 同上、七一七七〕 爾來文政から天保にかけて、種々の對外意見が出で來つた。今其の代表的と認む可きものに就て、其の梗概を記するであらう。

三様の思想

凡そ如何なる時代にも、必ず三様の思想はある。兩端と及び其の中間だ。文政天保の際とても、大別すれば、外國併呑と、外國拒絶と、而して開國との三種の意見があつた。固よりそれが極めて明白に區別せられたものではない。三種の思想が、互ひに相ひ混淆したるものもある。されど大體に就て觀察すれば、

佐藤信淵
混同秘策

先づその通りだ。
佐藤信淵の混同秘策の如きは、先づ其の第一種に屬する標本であらう。但だ此の如き意見は、當時に於て、寧ろ稀であり、且つ彼の著作も、偶々之を知る者あるも、普く之を世間に布くの機會無つた爲め、其の意見は、所謂一家言に止つた様だ。されば斯る意見が、當時の社會の人心を支配したとか、當時の輿論であつたとか云ふことは、今日から決して想像し得可きものではあるまい。但だ當時に於て、斯る意見が、或る識者の中に存したと云ふだけのことであらう。

信淵の根
本主義

皇大御國は、大地の最初に成れる國にして、世界萬國の根本なり。故に能く其根本を經緯するときは、則世界悉く郡縣と爲すべく、萬國の君長皆臣僕と爲すべし。
謹んで神世の古典を稽るに、所知ニ青海原潮之八百重一也とは、皇祖伊邪那岐大神の須佐之男命に事依て賜ふ所なり。然れば則世界萬國の蒼生を安

日本中心
主義

ずるは最初より、皇國に主たる者の要務たることを知る。(混同秘策)
此れが佐藤信淵の根本主義だ。此の日本中心主義は、必らずしも彼に始まるものではない。山鹿素行などの中朝事實も、亦たその通りだ。而して所謂神道者流、若しくは國典の研究者中にも、日本中心主義者は、多く見出さる。但だ佐藤信淵の如く、宇内混同論を、張膽明目して説き出し、且つ其の實行の經綸、畫策までも開陳したる者は、殆んど他に比類あるまい。

神州の雄
威

今夫萬國の地理を詳にして、我日本全國の形勢を察するに、赤道の北三十度より起て、四十五度に至り、氣候溫和、土壤肥沃、萬種の物産悉く滿溢せざるなく、四邊皆大洋に臨み、海舶の運漕其便利なると、萬國無双、地靈に、人傑にして勇決、他邦に殊絶し、其形勝の勢ひ、自ら八表に堂々として、天然宇内を鞭撻すべきの實徵全備せり。此神州の雄威を以て、蠢爾たる蠻夷を征せば、世界を混同し、萬國を統一せんと、何の難きとあらん哉。嗟乎造物主の皇大御國を寵愛し給ふと、至れり盡せり。(同上)

第十二章 七二 宇内混同の意見

自國崇拜も、此に至りて極まれりと云はねばならぬ。而して談何んぞ容易なるだ。

萬國使令の天理

澆季の愚俗は、支那、天竺等、其國の廣大なるを聞き、且皇國の土地小に、氣勢の弱きを見て、予が混同大論を聞くと雖も、或は捧腹して、其量を知らざる者とし、實に皇國に萬國を使令すべき天理のあることを覺る者無し。即是れ下士は道を聞いて、大に笑ふの諺の如く、所謂笑はされば道とするに足らざる者は是なり。(同上)

信淵の地理學

彼の地理學も、頗る怪しきものだ。されど彼は少くとも當時に於ては、水平以上の新知識であつた。彼は日本を世界一の大國環とは思はなかつた。彼は日本の小國であるを知つてゐた。されば地靈、人傑、以て萬國を支配す可き根本、即ち主腦であると信じてゐた。

【七三】 其の實行方法

支那滿州奪取策

佐藤信淵の宇内混同の秘策は、其の實行方法として、先づ支那、滿洲を取るとであつた。

内地經綸策

彼は疆外に事あらんとするには、先づ能く内地を經綸す可しとして、江戸に王都を設け、浪華を別都となし、其他駿河の府中、尾張の名護屋、近江の膳所、土佐の高知、大隅の大泊、肥後の熊本、筑前の博多、長門の萩、出雲の松江、加賀の金澤、越後の沼垂、奥州の青森、及び仙臺、南部の十四所に省府を設け、節度大使を置き、以て各部内の政事を、統理せしむ可しと云うてゐる。

節度大使と諸大名

抑も江戸を王都とするには、其の主たる者は、將軍乎、或は京都より天皇を奉じて、之に遷る乎。それに就ては、何とも語りてゐない。而して十四省の節度大使なるものは、所謂諸大名以外に、其上に措く乎。抑も亦た諸大名の中から措く乎。若しくは諸大名を廢し、新たに之を措く乎。

所謂の彼の内政經綸は、全く白紙に線を引く如くである。彼は其の眼中に現在の事相を認めてゐない。彼は日本を新たに發見し、其の新たなる日本に、宛も處女地に、市區を定むる如き態度を以て臨んだのだ。故に彼の經綸は、云はゞ一種の空想に過ぎない。徳川將軍を如何にする、三百諸侯を如何にする。此れが先決問題だ。されどそれには少しも觸れてゐない。固より斯る問題に觸れたらば、言禍に罹る虞れあれば、故らにそれを回避したものと、想はれないことはない。

凡そ他邦を經略するの法は、弱くして取り易き處より始るを道とす。今に當て世界萬國の中に於て、皇國よりして攻取り易き土地は、支那國の滿洲より取り易きはなし。何となれば滿洲の地、我日本の山陰及び北陸、奥羽、松前等の地と、海水を隔て相對するもの、凡そ八百餘里、其勢固より擾し易きとを知るべきなり。……滿洲の人は躁急にして謀に乏しく、支那人は懦弱にして懼れ易し。少しく警あるも、必ず大衆を以て之を救はん。大衆度々

動くときは、人力疲弊して、財用缺乏するや論なし。況や支那の王都北京より滿洲海岸に往復するには、沙漠遼遠にして、山谷極めて險難なるをや。然るに皇國より之を征するには、僅か百六七十里の海上なれば、順風に帆を擧ぐるときは、一日一夜に彼が南岸に到る。……此の如くなれば、黑龍江の地方は、將に悉く我が有と爲らんとす。……彼の夷狄を用ひて、皇國の法を行ひ、能く撫御統轄して、漸々西に向はしめば、混同江の地方も亦取易きなり。既に吉林城を得るときは、即ち支那韃靼の諸部、必ず風を望で内附すべし。……韃靼既に定らば、則ち盛京も亦其勢危く、支那全國まさに震動すべし。……信に能く此策を用ひなば、十數年の間に、支那全國惑く平定すべし。既に韃靼と支那とを統一する上は、益々産靈の法教を明にし、萬民の疾苦を除き、處々に神社を造營して、皇祖の諸大神を祭り、學校を興立し、十科の人材を起し、日夜勉強して長く怠ると無く、子孫永久、能く祖業を擴充し、天意を奉行して、間斷なければ、全世界皆皇國の郡縣となり、萬國の

君長も亦悉く臣僕に隸せんこと論を俟たずして自ら明なり（宇内混同秘策）
彼が此書を著したるは、實に文政六癸未年四月十一日とある。彼の眼中、殆
んど露國の勢力を認めざるもの、如く、

仙臺府の
北地經營

仙臺府は……宮古港より東蝦夷地及び北海「クナシリ」「エトロフ」等の諸
島を拓き、處々に城邑を築き、兵糧を多く貯へ、武器を精利に製作し、諸州
の軍卒を、此諸島にて訓練し、事の間なる時は、魯西亞の屬島より加謨沙都
葛「オホツツカ」等の止白里地方を經略すべし。

少數日本
人懷抱の
思想

と云ふだけに止つてゐる。何れにしても彼が宇内混同秘策は、策としては荒
唐無稽であるが、然も斯る思想の、當時の日本人に――極めて少數ではあつたに
せよ――存在したることは、今茲に特筆す可き價值がある。

太物照六名器、多岐の大地を
里照の音は生に宮侍、全統大正
正名、風を信歴、玉々榮

會澤安筆蹟（水戶齋藤氏所藏）

【七四】會澤安の新論

混同秘策
との前後

佐藤信淵の混同秘策と殆んど同時に、會澤安の新論は出て來つた。殆んど同時と云ふは、前者は文政六癸未年四月十一日の日附があり、後者は文政乙酉年春、即ち文政八年三月の日附があるからだ。然も前者は一家言に止つたが、後者は水戸學の背景あつた爲め乎、將た其の文章の慷慨にして、氣焔あつた爲め乎、脛無くして千里を走るの趣きがあつた。

會澤の學

會澤安は水戸學の大成者とも云ふ可き、藤田幽谷の重なる門人の一であつた。幽谷門下人多しと雖も、其の著作の世を警しめ、俗を醒ましたるもの、會澤及び幽谷の子、東湖二人を其の尤とす。而して會澤は、東湖に比すれば、更らに先進者であつた。

新論著作
動機

抑も文政八年は、幽谷尙ほ生存してゐた。其の前年即ち文政七年には、英船常陸の大津に來り、幽谷は其の一子十九歳の青年、東湖をして、英人を斬る可く、

新論の勢

之に趨かしめた。所謂る東湖の三たび死を決する第一回だ。されば此の新論の、文政八年に成りたるも、固より時事に感憤したる餘に出でたるものにして、佐藤信淵の、唯だ胸中の架空的計畫を描きたるものと、同一視す可きでない。此書は漢文にて著述せられ、其儘を刊行せられたが、恐らくは殆んどそれと同じ時に、之を片假名交りに直譯せられて刊行し、而して嘉永三年九月には、大江三萬騎なるもの、之を意譯して、名を雄飛論と改めて刊行してゐる。凡そ天保から弘化、嘉永、安政の頃にかけて、對外思想の泉源、攘夷論の經典とも云ふ可きは、此書であつた。苟も志有る讀書子にして、此書を讀まざるものなく、乃ち此書を讀まざる者と雖も、此書の感化を被らざるものはあるまい。此書は佐藤信淵の著作に比すれば、内容が充實してゐる。其の立言の根本を、國史の上に措き、其の題目は、直ちに當今の時務に接觸し、其の經綸は、即時即刻、實行す可きものだ。乃ち之を實行し得可き乎、否乎は、姑らく之を別問題とするも。

信淵著作との比較

水戸人士の文章

水戸學の思想

水戸學の底論の不徹

水戸學の開祖は、固より徳川光圀である。然も水戸學が、實際の政治と接觸するに至つたのは徳川齊昭の時代だ。當時水戸の君臣には、文筆達者の士多かつた。齊昭彼自身も、非常なる能文と云はざる迄も、能く達意の文字を作つた。而して會澤安、藤田東湖、豊田亮等の徒、何れも拔群の達文者にして、水戸學の文章は、何時しか今日の新聞記者的の文字の、先を開いた趣きがあつた。されば其の文章の人を動かす、甚だ剗切であつたのも、決して意外ではなかつた。水戸學の思想は、必らずしも超時代的ではなかつた。光圀の時代には、或は然く言ひ得可きであつたかも知れない。されど齊昭の時代に於ては、宛も時代的精神と符合した。否な時代的精神其物が、水戸學によりて醗酵せられ、醗酵せられたる趣きがあつた。水戸學の立言には、不徹底の點が少くなかつた。彼等は尊皇を主張したが、遂に倒幕には及ばなかつた。云はゞ彼等の尊皇論は、朝廷を崇び、幕府を敬ふと云ふ意味にして、朝幕兩本位論であつた。乃ち之を新井白石などの幕府本位

水戸の攘夷論

論に比すれば、問あるも。決して純一なる尊皇論と云ふ可きではなかつた。將た彼等の攘夷論も、其の言辭は悲憤であつたが、要するに攘夷が目的にして、四夷を綏撫すると云ふが如き、若しくは佐藤信淵の宇内混同と云ふが如き點迄は、進んでゐなかつた。云はゞ積極的攻勢を取りて、日本を防禦す可しと云ふが頂上であつた。繰り返して云ふが、水戸派の對外論として、世間に諒解せられたるものは、其の規模寧ろ褊小であつた。

半上落下の論

此の如く彼等の尊皇攘夷の議論は、何れも半上落下を免れなかつた。尊皇と云ひつゝ、幕府を眼中に措き、攘夷と云ひつゝ、唯だ日本を外侮より防禦するに止つた。彼の水戸齊昭の大艦巨船製造も、之を以て洋外にて敵を防ぐに止まり、此の大艦巨船も、我より進んで世界の隅々迄も、乗り廻す杯の意見ではなかつた。所謂航海遠略なる大規模の經綸は、水戸の攘夷論中には、天下を聳動するに足る程、主張せられてゐなかつた。

水戸學代表の新論

されど彼等は此の如く不徹底であつたが、彼等の尊皇の論旨を遠慮なく結論まで推し詰れば、倒幕論まで進まねばならぬ事になる。而して彼等の攘夷の論旨を、今又一膜掛し來れば、積極的帝國主義ともなり得ないことはなかつた。而して會澤安の新論は、云はゞ水戸學の當今の時務に對する、代表的著作と云ふも、苦しからぬものであつた。而して此書の著述せられたる時は、齊昭は尙ほ部屋住の身であつた。彼が其兄齊修の後を襲いだしたのは、文政十二年十月であつた。

【七五】新論の要項

同じく日本中心主義

會澤安の意見も、日本中心主義に於ては、佐藤信淵と略ぼ同一だ。謹んで按ずるに、神州は太陽の出づる所、元氣の始まる所、天日の嗣、世々宸極を御し、終古易らず、固に大地の元首にして、萬國の綱紀也。誠に宜しく宇内を照臨し、皇化の暨ぶ所、遠邇有る無るべし。今西荒蠻夷、脛足の賤

を以て、四海に奔走し、諸國を蹂躪し、眇視跋履、敢て上國を凌駕せんと欲す。何ぞそれ驕なるや。

此れが新論の冒頭だ。

混同秘策
點の相違

彼は單に日本中心主義を宣明するを以て、自ら足れりとせず。更らに一步を進めて、此の日本を西洋の蠻夷どもが、凌駕せんと欲する驕態を憤慨してゐる。要するに混同秘策は、殆んど全く時事に觸れてゐない。云はゞ、歴史の見地から、日本の世界に對する方策を、白紙の上に、講明したるもの。新論は殆んど全く時事に觸れざるはなく。寧ろ當時の現情を基調として、如何に之に善處す可き乎を論究したるもの。此れが兩者の、最も殊なりたる點であらう。

日本と萬國との關係

新論は亦た日本と萬國との關係に就て、左の如く説明してゐる。
地の天中に在るや、渾然として端無し、宜しく方隅無きが如くなるべし。然して凡そ物自然の形體有りて存せざる莫し。而して神州其の首に居る。故に幅員甚だ廣大ならず、其の萬方に君臨する所以は、未だ嘗て一も其姓を易へ、

位を革めざるなり。西洋の諸蕃は、其の股脛に當る。故に船を奔らし、舸を走らし、遠くして至らざる莫し。而して海中の地、西夷の名、亞墨利加洲と曰ふに至つては、則ち其の背後なり。故に其の民愚慧にして、爲す所有る能はず、是皆自然の形體なり。

安の憤慨

斯る荒唐無稽の地理學説は、固より科學的眼孔から見れば、一笑にも値ひせざれども、當時の讀者に取りては、最も痛快なる印象を與へたものであらう。彼は日本が此の如く上國にてありながら、苟且偷安、自逸自逸、蠻夷の跳梁に備へず、漫に其の來らざるを待みとして、油斷しつゝあるを憤慨して曰く、論者皆謂ふ、彼は蠻夷なり、商船なり、漁船なり、深患大禍を成す者に非ざると。是其の恃む所の來らざるなり、攻めざるなり。……臣是を以て、慷慨悲憤して自ら已む能はず。敢て國家の宜しく恃むべき所の者を陳す。一に曰く國體。以て神聖忠孝を以て國を建つるを論じ、遂に其の武を尙び、民命を重ずるの説に及ぶ。二に曰く形勢。以て四海萬國の大勢を論ず。三に曰く虜情の

新論要諦

國體論

以て夷狄覬覦の情實を論ず。四に曰く守禦。以て國を富まし、兵を強うするの要務を論ず。五に曰く長計。以て民を化し、俗を成すの遠圖を論ず。以上の五論が、新論の要領である。而してその國體論は、最も著者の力を傾けたる一項にして、水戸學の大綱大要、殆んど擧げて、此の一論の中に存す。夫れ天地剖判し、始めて人民ありしより、天胤四海に君臨し、一姓歴々、未だ嘗て一人も敢て天位を覬覦するあらず。以て今日に至るは、豈に偶然ならんや。夫れ君臣の義は、天地の大義なり。父子の親は、天下の至恩なり。義の大なる者と、恩の至れる者と、天地の間に並行し、漸漬積累し、人心は洽洑し、久遠にして變せず。これ帝王の天地を經緯し、億兆を綱紀する所以の大資なり。昔は天祖肇めて鴻基を建て、位は即ち天位、徳は即ち天徳、以て天業を經綸す。細大の事、一も天に非らざるものなし。徳を玉に比し、明を鏡に比し、威を劍に比し、天の仁を體し、天の明を則とる。天の威を奮ひ、以て萬邦に照臨す。天下を以て、皇孫に傳ふるに迨んで、手づから三器を授

水戸學の卓越點

け、以て天位の信と爲す。以て天徳に象どり、而して天工に代り、天職を司む。然して後之を千萬世に傳ふ。天胤の尊き、嚴乎としてそれ犯すべからず。君臣の分定り、大義以て明らかなり。乃ち國體の根本義を、皇室に措き、億兆の心を、皇室に向て一にするを以て、國家を保持するの大綱となす。是れ水戸學の尤も卓越したる所にして、會澤安は實に其の最も善き説明者の一人であつた。

【七六】 新論の對外觀察

宇内の七雄

會澤安は、新論に於て、宇内の形勢を論じ、之を支那戰國の七雄時代に比してゐる。

古は一區中に就きて、分れて戰國となる。(猶ほ我が元龜天正の際の如し。)今は則

ち各區並立し、交々戰國と爲る。是を以て中國（日本）及び滿清を除くの外、自ら號して至尊と稱するは、曰く莫臥兒、曰く百兒西、曰く度爾格、曰く熱馬、曰く鄂羅、是れ宇内を擧げ、列して七雄と爲す。分れて一區の雄たるの比に非ず。

見當違ひの論

此の形勢論は、頗る見當違ひだ。當時の雄國英國を閑却するが如きは、最も意外千萬だ。佛國然り、北米合衆國然り。

夫れ古、夷狄の邊患を爲すものは、熊襲なり、隼人なり、蝦夷なり、蝦狄なり。其の馴服に及びて、海外貢を脩むるは三韓なり。肅慎、渤海の諸國なり。其の寇賊たるものは、女眞、蒙古（原註 女眞既に契丹を破り、將に宋を侵さんとす。寛仁中、筑紫に寇す、稱して刀伊の賊と爲す。後二百餘年、蒙古強盛、雄を西北に稱し、將に宋を併せんとし、亦筑紫に寇す。これ其の寇害を爲す者、皆彼の南を圍るの時にあり。）而して狂瀾怒濤に阻まれ、卒に深患を爲す能はず。是の時に當り、神州は四面皆海、號して天險と爲す。今、西夷、巨艦大舶に駕し、電奔數萬里、駛すること風

天險今は賊衝

廳の如し。大洋を見て坦路と爲す。數萬里の外、直に鄰境と爲す。四面皆海、則ち備へざる所なし。向に所謂天險なるものは、乃ち今の所謂賊衝なり。而して疆を保ち、邊を安うする者、豈疇昔の跡を執り、以て今日の勢を論ずるを得んや。

此の一段は、最も善く形勢を達觀してゐるものと云ふも、差支あるまい。彼が從來の天險が、今日の賊衝であるの觀察は、最も痛快だ。

露英提携來侵の猜

彼は全く英國を無視するではなかつた。彼は英國を世界七雄國の一に數へざるも、尙ほ左の如く云うてゐる。

諸厄利（英吉利）は是より先き、其の來るや甚だ疎なり。而して忽ち鄂羅と相代り、人の側に偪り、人の懷を搜る。亦甚だ怪しむべからずや。鷲鳥の撃つや、必ず其の形を匿す。則ち將安んぞ鄂羅は内自ら潜伏し、諸厄利を先驅となし、其の機を深くし、形迹を見はさざるにあらざるを知らんや。

彼は此の如く露英相謀りて、日本を侵さんとするにあらざるやと猜してゐる。

萬里來侵の計

此れは固より見當違ひだ。英と露とは左提右挈して來るでなく、競争相手として、互ひに先を争うて來つたのだ。

儉安の徒、動もすれば謂ふ、彼漁を爲し、商を爲す、固より其の常事、深く慮るに足らずと。何ぞ其の思はざるの甚だしきや、虜航海萬里にして、人の國家を伺ふ。糧を敵に因らざるを得ず。故に至る所、或は商し、或は漁し、以て屯田の用を爲すに非ざるはなし。然らざれば彼をして、徒に鯨を獲るを欲せしめんか、則ち其の近旁の海中、鯨を捕ふるの處、亦多し。而して何ぞ必ずしも遙々絶險を渡り、而して之を東洋に捕へんや。

鯨魚を漁するには、東洋然も日本近海が必要である。必らずしも屯田の用の爲めではない。されど其の結果に就て見れば、或は然らんと云ひ得られないこともない。

西洋船制

而して其の船制たる、以て漁すべく、以て商すべく、亦以て戰ふべし。則ち惡んぞ今日の漁船、商船、果して異日の戰艦と爲らざるを知らんや。

根據地創定の精

漁船と軍艦とは、固より同一視す可きではない。但だ漁船が時として、偵察の用を辨ずる場合がある。

且彼我が海上に停住往來し、其の針路の難易、港島の曲折、風土人情、暗熱せざるなし。彼をして由つて東西諸島に據るを獲て、(原註 東南諸島、小笠原島に接近する者、極めて多し) 次を以て八丈、掖玖、種子等の島に及び、盤踞して以て巢窟となさしめば、則ち其の中國(日本)を圖るに於て、勢甚だ便となす。是亦一舉して兩利存す。故に其の鄂羅と謀を合せ、我が邊徼を伺ひ、與に其欲を濟し、其利を分たんと欲す。亦勢の見る可き者なり。……何ぞ虜の甚だ智にして、我の未だ之を察せざるや。(以上新論)

英露合謀の説は、餘りに穿鑿に過ぎてゐるが、彼が我が近渡の島嶼に足溜りを作りて、以て我に臨まんとする事は、全く會澤安の所見の通りだ。此れはやがて杞憂でなく、事實となりて現出せんとした。

是杞憂ならず

【七七】攘夷及び其の防備

和戰策決定の要

會澤安は對外政策として、和平、戰爭の二大綱目に就て、豫じめ決せねばならぬとを、痛論してゐる。

凡そ國家を守り、兵備を修むるに、和戰の策、先づ定めざるべからず。二者未だ決せずんば、則ち天下汎々然として、向ふ所を知るなし。紀綱廢弛し、上下儉安し、而して智者謀をなす能はず。勇者怒を爲す能はず。日又一日、坐ながら、虜謀をして稔熟し、手を拱き敗を待たしむる者、是皆内陰かに懼る、所ありて、敢て斷せざるに坐するが故なり。

斯くて彼は其の適例として、文永弘安の際、我が上下を擧げて、元寇の難に處したる事實を擧げ、而して曰く、

豫めすれば即ち立れ

臣故に曰く、和戰の策、先づ内に決し、斷然天下を必死の地に置き、然る後防禦の策、得て施すべきなり。今虜但通市を請ひ、未だ戰ふに至らず。和戰

の策、論ずる所に非ざるに似たり。然れども世通市の害を知らざる者は、其の心戰を畏れ、其の策必ず和に出づるなり。能く痛く通市を拒絶する者は、其の勢戰ふに至ると雖も、畏れざるなり。凡そ事豫めすれば則ち立つ。二つの者、豫め決せざるを得んや。今攘夷の令、天上に布き、和戰既に決す、天下向ふ所を知る。

新論述作の時

と云うてゐる。此の攘夷の令とは、文政二乙酉年二月の外國船打拂令のことであらう。此書の末には乙酉季春とあれば、打拂令と前後に、否な恐らくは、打拂令に刺戟せられて、著作せられたものかも知れない。

水蒸兩打拂論の相違

併しながら幕府の打拂令は、斯くすれば、彼が來らぬであらうと云ふ、所謂飯上の蠅を逐ふ意味に於ての打拂令であつて、決して會澤安の謂ふ如く、戰ふ爲めの打拂令ではなかつた。即ち均しく打拂であるも、水戸派の打拂と、幕府の打拂とは、其の見當が相違してゐた。幕府では空砲の二三發も放てば、外國船は、日本近海から影を没するであらうとの見當にて、此令を布いた。ところ

水幕下
點致の根本

が尙々外國は日本近海に頻繁とやつて來た。此に於て天保十三年七月には、打拂令を緩和して、薪水を給與するとなつた。而して尙更らより頻繁と外國船が來るに就き、復たしも打拂令を布く可き乎、否乎の評議最中、遂ひに彼理の浦賀港關入となつて來たのだ。幕府には其の末期、外國と接觸以來、未だ曾て和戰の決などは無つたのだ。此れが水戸派と、根本的に一致せざる所だ。而して此れが水戸と、幕府と、更らに具體的に云へば、水戸齊昭と、幕閣との衝突を來たしたる、唯一ならざる迄も、重なる原因の一と認めねばならぬ。

安守禦の
策其一

臣請ふ守禦の策を陳べん。夫れ天下宜しく釐革すべき者四つあり。其の一に曰く、内政を修むべき其目四、士風を起す、奢靡を禁ず、萬民を安んず、賢才を擧ぐ。此れは他日水戸では齊昭、幕府では水野が、半は行ひ、半は行はんとしたる所だ。

其三

其の二に曰く、軍令を飭る、其の目三あり、驕兵を汰し、兵衆を増し、訓練を精うす。其の三に曰く、邦國を富す。彼は更らに現狀に就て、斯く論じてゐる。曰く、邦君皆其の國を空うして以て江戸に家し、天下の膏血を都下に鍾めば、則ち其の民亦争うて郷土を離れ、徙つて之に家す。野荒れ民散ず、國貧ならざるを得んや。今貧を轉じて富となさんと欲せば、固より習俗に拘るを得ず。俗以て廢すべからずとなす、而して廢せざるべからざる者あり。以て必ず興さずとなす、而して興さざるべからざる者あり。而して彼は更らに、斯く論出した。

其四

其の四に曰く、守備を頒つ。……夫れ京師は天下の首領にして、江戸は其の胸隔なり。大坂は其の咽喉にして、相模及び房總は江戸の牙唇なり。伊勢、熱田は神器のある所にして、天下神氣の寓する所なり。皆宜しく嚴に守備を

設くべし。……長崎は蕃船の輻湊する所、守備素より設く。今日の如きは則ち虜至らざる所なし。而して海内を擧げて、皆長崎たり。其の之を守る所以の者、亦長崎と何ぞ異ならん。

蝦夷獲得論

而して彼は蝦夷に就ては、斯く云うてゐる。

蝦夷の地、世俗より之を視れば、之を得るも益なく、之を弃るも損なき者の如し。然れども之を弃れば則ち彼取る、必然の勢なり。異日虜をして、盤據して以て巢窟となし、以て松前に逼らしめば、則ち奥羽必ず騷動せん。往來沿海に寇せば、則ち天下亦騷動せん。故に我弃て、彼取らず、特に以て弃地となすは、則ち猶未だ大害となさず。虜をして之を有せしめば、則ち彼大利あり。而して我大害あり。力を盡して之を守らざるを得ざる所以なり。

〔以上新論〕

此れが異日水戸齊昭が、蝦夷を得て、自から北門守禦の任に當らんと、幕府に向て運動したる所以の一であつた。

水戸哀公の先見

夷船東洋に見へ、上陸の糧奴などありて、藩中大に騷擾す。夫を戒め玉ひて風鶴の患を生すべからずと御書を土衆に賜ふ。深意ましますことなり。公には兼てより崎陽譯官に命ぜられ、夷情を探り夷船往來の意味すべて委曲詳密に撰て一部の書を進呈す。公自ら題言をもなされたるに、其内にニシンと云ふ小魚春夏の間蝦夷の澳にあつまるを鯨鯢追ひ來る。それを漁するなり。今より猶も來るべし。怪しむに足らずとの尊慮なり。今は果して毎歲夷船往來して鯨を漁すること也。世の人も怪しきこととも思はず、果して公の兼て仰ありし如くなり。侍問（水戸紀年續篇）

【七八】 國家防備の策

防備策五條

會澤安は、國家防備の策として、左の五者を擧げてゐる。

臣を以て之を策る、曰く屯兵を置く。曰く斥候を明らかにす。曰く水兵を繕ふ。曰く火器を練る。曰く資糧を峙ふ。是の五の者、以て創立せざるべからざるなり。

屯兵設置の理由

而して屯兵を置く理由に曰く、方今濱海の地、一區も虜衝に非ざるなし。一旦事あれば、兵を發して奔走し、徒に自ら能弊す。固より已に及ぶ靡し。故に保障の設、屯戍の兵、豫め其の制を講せざるを得ず。

是れ筒井政憲が、阿部正弘に献白したる、兵を土著せしめ、且つ農兵を募るの意見と大體に於て、同一だ。「參照 六八一七」但だ筒井は、之を弘化嘉永の際に云ひ、會澤は之を文政八年に云ふ。其の相ひ距る二十餘年を隔るのみ。

邊戍の備へ

古は邊郡城堡の設あり。今其の制盡く用ゐるべからずと雖も、斟酌商議せば、必ず將に時宜に適ふ者あらんとす。兵の地著せざる、天下を弱くし、豐端を杜ぐ所以、然も縁邊、屯戍なきは、外寇を待つ所以の備にあらず。

斥候を明かにす

彼は徳川幕府の一國一城の制を革め、而して兵を土著せしめんとしてゐる。而して斥候を明らかにするに就ては、斯く云うてゐる。

慶元以來、海禁極めて嚴、而して近時に至り、虜復漸く潜に邊戍を誘ひ、故に蠢室隱欺の蔽、狡點接濟の姦、之を發する甚だ難し。保任連及、備に其の制を得、廉問司乘、悉く其の人を得るに非ざるよりは、恐らくは以て邊海の事情を審にし難し。故に墩臺の設、驛遞の法、蒙蔽を破り、隱匿を發するの術、皆事の斥候に關するは、間暇に及びて、審に之を議せざるべからざるなり。

積極的斥候論

會澤安の斥候論は、寧ろ受身である。我より進んで彼の情報を探偵するに至らず、況んや積極的に彼の謀を伐たんとするが如きことには、未だ及んでゐない。

水兵を繕ふこと

所謂水兵を繕ふとは何ぞや。水戦の防戦に於ける、猶陸戦の守城に於けるが如し。……今虜海濤を以て家となし、水技に於て、最も熟し、而して其の

之を拒ぐ者、船艦の制、精しうせざるべからず。水操の法、講せざるべからざる、固より論亡きのみ。…要は天下の將士をして、平居水に習はしむるにあり。其の巨艦を操る短航を行る如く、狂瀾怒濤を視る、帷席の上に坐する如く、然る後、乃ち用ゐるべきなり。

巨艦製作の事

而して彼は巨艦製作の事に就き、左の如く論じてゐる。
今宜しく邦國に賦し、巨艦を興造すべし。其の工役、軍令を以て事に従ふ。其の制、堅緻精密、必ず虜船に當るべからしむ。配するに邦國の率を以てし、事に臨みて以て戦ふべし。監するに幕府の吏（記して此に至り、親友野田大塊永眠の電話に接す、曰く今朝五時十二分前泊然逝くと。筆を投じて慟哭之を久うす。昭和二年二月廿三日午前六時 蘇峰生）を以てし、其の選を重うし、其の責を厚うし、爵位以て衆を御するに足り、祿秩以て廉を養ふに足る。事無ければ則ち以て天下の米穀、及び諸物を運び、糶糶の權をして、上にあらしむ。邦國給を商賈に仰がず。然る後歲時を以て、訓練教閲し、以て虜を海上に截つに足らしむ。…然る後、

蒙古役に於ける經驗

船制の得失

操縦の權、我によりて制すべきなり。
而して彼は巨艦製作に就て、最も張膽明目して、之を主張してゐる。
弘安の蒙古に於ける、文祿の朝鮮に於ける、その或は利を失ふ者、陸戦にあらずして、多く水軍にあり。是其の將士の勇ならざるにあらずして、困しむ所の者は、船制低小、以て巨艦大舶に抗する能はざるのみ。
而して彼は其の證として、左の如く歴舉してゐる。
明の屠仲律云ふ、倭は陸戦に長く、水闘に短なり。船敵せずして、火器備はらざるを以てなり。愈大猷、水戦を以て、倭を禦ぐの急務となし、巨艦を修備するを請ふこと尤も力む。戚繼光も亦云ふ。福船は高大、城の如く、倭舟は矯小なり。故に福船は風に乘じて下壓すること、車の螳螂を碾する如し。船力を闘はし、而して人力は闘はさず。是を以て、毎々勝を取る。設し倭船をして、亦福船の如くならしめば、則ち吾未だ其の必濟の策を見ず。此亦以て水戦の利害は、船制の得失にあるを證すべし。

彼の長を
探ること

而して彼は曰く、

鳥銃の如き、原西夷の製するところ、中國（日本）採りて之を用ゐるに及び、其制の精、更に之に倍す。……亦以て我民の巧を見るべし。則ち船制の如きも、亦善く彼に取り、以て己の用となす。製造の精、何ぞ獨り他人の後にあらんや。

鄂羅伯得
の例

而して彼は更に其の證據として、左の一例を援いてゐる。

鄂羅の汗、伯得勒は、嘗て御服して船匠となり、間行して荷蘭に致り、大船を造るを習ふ。鄂羅の汗、善く大船を用ゐ、航海の術に精し、蓋し是を始めと爲す。實に元祿年間の事と云ふ。夷虜の心を用ゐる、猶尙此の如し、況や中國（日本）にして、反つて自ら棄て、なさざらんや。

巨礮鑄造
の事

此れは如何にも適切な引例だ。

大礮の用は堅を推く所以、攻城守城にありて、必ず闕くべからず。……今邦國大いに巨礮を鑄造し、士卒をして能く用法に通曉せしむるにあらざるよ

りは、即ち以て天下の氣を壯にするなし。（以上新論）

要するに會澤安は、大艦巨砲を以て守備の要具としてゐる。此の一點は、異日水戸齊昭に至りて、屢ば幕府に建白する所となつた。然も當時の幕府は、遂ひに之を採用するに至らずして止んだ。

第十三章 水戸藩の尊攘論

【七九】尊皇攘夷の經典

水戸派の特色

水戸派の特色は、尊皇と攘夷とを打て一丸となすにあり。凡そ海防を論ずるものは、専ら對外の措置に就て、其の意見を陳し。國體を論ずるものは、専ら朝幕の關係に就て、其の説を立て、ある。

水戸派の尊皇攘夷

然るに水戸派に至りては、尊皇、即ち攘夷、攘夷即ち尊皇と云ふが如く、兩者は宛も同一體にして、唯だ其の表裏の觀察點によりて、或は尊皇となり、或は攘夷となるものと認めてある。固より斯る見解は、水戸派に創つたと云はず、又た水戸派に限られたと云はず。されど水戸派によりて大成せられたるは、争ふ可らざる事實だ。而して會澤安の新論は、實に其の入門第一の經典であつた。

安の攻勢的防禦論

彼が國體に就ての議論は、既記の通りだ。(参照 七四―七六) 而して彼の攘夷論は、外人の上陸したるを俟つて、而して後之を打ち拂ふでなく、外人の港灣に來りたるに際して、之を打ち拂ふでなく、所謂攻勢的防禦を、其の長計としてあるのだ。

退守鎖國策に不服

今既に其の大勢に觀る、則ち宜しく入州を以て城となし、滄海を池となし、天下の至形に因り、以て戰守の略をなすべし。……夫れ攻守は一のみ。古人言ふあり、攻は守の機と。我攻むるの勢あらば、則ち虜必ず我に備ふ。而して權我にあり。今若し守備已に修め、機に乗じて虜を外洋に截たば、則ち虜邊境を驚動せんと欲すと雖も、豈敢へて少船寡卒を分ち、而して公然海上に睥睨せんや。彼は幕府の退守的鎖國策には、不服であつた。否な日本の進取的國是の潰敗に満腔の悲憤を漏らしてある。中國(日本)故多きに屬して、遠人至らず、廟堂遠大の略なく、土疆日に蹙ま

夷を服す
る策

神聖天下を経営する所以の意熄む。近世の若きに至つては、則ち夷狄強り、亦大勢に見るあり、素定の略を挟み、以て其の呑噬を逞うする三百
年。傲然敢て練を神州に舐む。神聖夷狄を御する所以の略を倒用し、反つ
て以て中國（日本）を謀らんとす。未だ一定の策を畫せず、朝野の論、一是一
非、因循苟且、以て姑息の慮をなすを免れず。赫々たる神明の邦を以て、
坐ながら腥羶異類をして、我が邊陲に陸梁せしむ、亦羞ぢざらんや。
斯く現代の情態を觀て、如上の攻勢的防禦の論を立てゝゐる。而して彼は更ら
に夷を攘ふに止らず、夷を服する策を立てゝゐる。

要するに我自ら勝つべからざるをなし、以て敵の勝つべきを求むるのみ。誠
に能く志氣を恢廓にして、大勢に觀、外は以て謀を伐ち、交を伐ち、形格
勢禁の略を設け、内以て大いに守禦の備を修め、兵力以て虜を制するに
足り、政教以て夷を變ずるに足る。彼其の邊を伺ふや、奮擊殲滅し、以て威
を萬里に揚ぐ、若しそれ歸順せんか、東漸西被以て四裔を弘化す。而して蝦

安の國體
論

夷の諸島、山丹の諸胡をして相踵ぎて内屬せしめ、日に夷狄を斥け、土宇を
拓く。勝つべからずとする所以、未だ戦はずと雖も、隱然必ず其の心を攻む
るに足る者あり。而して後、肱を批ち、虚を擣き、機を相て之に乗す。天よ
りして下るが如し。

而して彼の議論は、必らず環の如く、國體論に歸著す。

今夫れ不拔の業を開かんと欲せば、宜しく其の大經を立て、而して夏夷の邪
正を明らかにすべし、神聖建國の大體、臣既に粗之を言ふ。今既に大經を立
つ、則ち常に四海を以て一家となし、萬世を一日となし、列聖の遺緒に因
り、以て時措の宜しきを圖るべし。夏夷の邪正を明らかにせんと欲せば、則
ち當に天人の大道を闡き、以て趨舍の準をなすべし。夫れ神州大地の首に位
す、朝氣なり、正氣なり。（原註 神州もと日神の開くところ、而して漢人東方を稱して、日域
となす。西夷亦神州及び、清、天然、韃靼諸國を稱して、亞細亞と曰ふ、又朝國と曰ふ、皆自然の形
體により之を稱す。）朝氣、正氣之を陽と爲す。故に其の道正大光明、人倫を明ら

かにし、以て天心を奉じ、天神を尊び、以て人事を盡す。……我狄は四肢に屏居す。暮氣なり、邪氣なり。暮氣、邪氣是を陰となす。……太陽の威明を揚げ、以て四海萬國に照臨す。則ち燭火の耿々たる、安んぞ熄まざるを得んや。……夫れ太陽餘光の被るところ、則ち仁人博愛の暨ぶ所、四海萬國と雖も、亦人類に非ざるなし。

安の結論

と云ふが如き、是れ世界に對する日本中心主義にして、而して其の日本中心主義の中樞には、我が皇室の儼存することは、殊更らに嘔々を俟たない。夫れ仁四表を被ひ、荒要を見視す。……然る後大いに敵愾の師を興し、天神の糧を食み、天神の兵を揮ひ、天神の仁に仗り、而して其の威を奮ひ、以て天下に方行し、狭き者は之を廣うし、險しき者は之を平げ、神武不殺の威、殊方絶域に震ひ、則ち正に海外の諸蕃をして、來りて德輝を觀せしめんと欲す。亦何ぞ屑々乎として、其の邊を伺ひ、民を誘ふを、これ患んや。此れが會澤安の結論だ。此を見れば彼の結論は、佐藤信淵の宇内混同論と、殆

宇内混同論との類似

んど類似してゐる様だ。然も佐藤のは、それが前提であり、會澤のは、それが結論であり、且つ理想である。會澤は目下の急務として、攻勢的防禦を論じてゐる。それ以上は唯だ遠大の目標として掲げたのみである。

【八〇】水戸學と尊皇攘夷

兩論の形

會澤安の新論は、之を廣くしては、日本全國の志ある者共に、大なる刺戟を與へた。然も之を狭くしては、水戸に其説の幾許かを實行せしむるの機會を得た。そは光圀即ち義公と併せ稱せらるゝ、齊昭即ち烈公が、文政の終、天保の始に、水戸藩主となり、而して會澤安の師藤田幽谷の子、藤田東湖等が、其の翼賛者として出で來つたからだ。此の如くして外に向つては攘夷、内に於ては尊皇、此の二大主義は、互ひに表裏をなして、水戸學の大主腦となり、以て天

水戸學の
時代精神
鼓吹

水戸學綱
要

藤田東湖
の釋義

下を風靡するに至つた。

水戸學の大綱は、齊昭の自から撰したる弘道館記、及び藤田東湖をして作らしめたる、其の述義によりて、尤も直截明瞭に掲げられてゐる。然も今茲に水戸學其物に就て語る必要はない。但だそれが如何に尊皇攘夷の時代的精神を、鼓吹し來りたるかを知れば足る。弘道館記の一節に曰く、

道とは何ぞ、天地の大經にして、而して生民須臾も離る可らざる者也。恭しく惟れば上古神聖、極を立て統を垂る。天地位し焉、萬物育す焉。其の六合に照臨し、宇内を統御する所以の者、未だ嘗て斯道に由らずんばあらず。寶祚之を以て無窮、國體之を以て尊嚴、蒼生之を以て安寧、蠻夷戎狄、之を以て率服す。

此れが所謂る水戸學の綱要中の綱要だ。而して藤田東湖は、斯義を釋して曰く、蓋し蒼生安寧、是を以て寶祚無窮。寶祚無窮、之を以て國體尊嚴。國體尊嚴、

是を以て蠻夷戎狄率服す。四者循環一の如し、各相須つて美を濟す。而して其の然る所以の者、未だ始めより斯道の致す所に在らずんばあらず也。其の道爲るや、光明正大、固より一二にして數へ易からず。然も嘗て神皇經綸の迹を瞻仰し、後世の名を以て之を述ぶ、則其の要三有り焉、曰く敬神、曰く愛民、曰く尙武。……天皇既に天日の嗣を承け、又太陽の出づる所に據り萬方に君臨す、恩威兼施し、仁厚勇武並び行はれて、而して相悖らざる者、蓋し神皇極を立てるの大體にして、而して神州の宇内に冠絶する所以のもの、其れ亦た斯に在る歟。(弘道館記述義)

水戸學卓
越の點

以上の解釋にて、其の意義更らに、一層剴切、痛快を加へ來つた。要するに水戸學は、國體觀念を、國學より得、名分觀念を漢學より得、兩者を打て一丸としたるもの。乃ち此に水戸學の卓越したる點がある。從來國漢學者、互ひに相ひ反目し、互ひに其の短所を指摘して、相ひ排撃した。然るに水戸學は兩者を合せて、所謂る其粹を抽んでゐる。

家康の尊
皇攘夷

皇化陵夷し、禍亂相ひ踵ぐ。大道の世に明かならざるや、蓋し亦た久し矣。我が東照宮、亂を撥し正に反し、王を尊び夷を攘ふ。允に武、允に文、以て太平の基を開く。(弘道館記)

太平の基を開いたのは、或は家康と云ふとも——其實は信長、秀吉であるも——能はないとはあるまい。されど家康を以て尊皇攘夷の本尊と爲したるは、頗る事實に反してゐる。此れは水戸が三親藩の一であるから、餘儀なき行掛りからして、斯く齊昭も記したものであらう。然も家康は決して模範的の尊皇家ではなかつた。而して家康は寧ろ開國家にして、攘夷家ではなかつた。固より外教の禁は、豊臣氏以來の政策を踏襲したけれども。外人を懐柔するに於ては、家康は殊に其の規模の大を示してゐる。

水戸學の弱點は、其の對幕府關係だ。水戸學から割り出されたる尊皇思想も、攘夷思想も。幕府の根本主義とは、沒交渉であるのみならず、寧ろ相ひ反してゐる。家康は固より、爾後の將軍及び幕閣も、必らずしも朝廷を無視したとは

水戸學の
弱點

所謂盡忠
報國の大
計

云はない。されど朝權の勃興は、彼等の最も虞る、所であつた。彼等は何處迄も、幕府を實權の主體と推し立て、朝廷を空位に措いた。而して亦た空位に措くことを勤めた。攘夷に至りては、本來幕府には其の思想は無つた。彼等は唯だ幕府安んずる第一の政策からして、鎖國令を布いたのであつた。

此の如く尊皇攘夷には、殆んど何等の因縁なき幕府の開祖、家康を援き來りたるも、三親藩の一たる水戸の立場としては、其の苦心を諒とせねばなるまい。

臣彪(東湖)謹んで案ずるに、堂々たる神州、天日の嗣、世神器を奉じ、萬方に君臨す。上下内外の分、猶天地の易ゆ可らざるがごとし焉。然らば則ち王を尊び夷を攘ふ者、實に志士仁人、忠を盡し國に報ゆるの大義也。

と東湖が釋義を下したるは、寧ろ簡にして要を得たるものに庶幾しと云はねばならぬ。

【八一】水戸派攘夷論の口實

水戸學
有力の
因

水戸學の尊皇攘夷説の有力であつたのは、單に學究の議論と云ふばかりでなく、三親藩の一なる君主——齊昭——が、其の主唱者であつた爲めだ。齊昭の位置は、之を遠くしては、天下を聳動するに足り、之を近くしては、幕府を壓迫するに足る。徒らに机上の空論に止らず、やがて政策の上に之を實施し得可き立場を占めてゐたからだ。

凡そ日本全國尊皇攘夷の説を唱ふる者、何れも水戸の風を聞いて興らざるものは無つた。而して水戸學の有力であつた所以は、和漢、古今、神儒を陶鎔して、其の一流の學説を構造したるのみならず、直ちに之を當世の時務に應用せんとするにあつた。

藤田東湖の常陸帶は、弘化二年彼が其主齊昭と共に幕議を被り、江東の小梅村藩侯別墅に、幽閉中に著はしたるもの。其の目的は、其主齊昭の政績と、其の

常陸帶

攘夷論
説

心事とを記して、之を百世に傳ふるにあり。而して其の「夷狄の禍を慮り給ふ事、附大砲を鑄させ給ふ事」の一章は、攘夷論に就て、最も親切詳悉せる解説を與へてゐる。

抑はるく、遠き西北の夷狄、其國は澤にあれども、皆邪教を尊み、世にあらゆる國と云ふ國を奪ひ取ん事をのみたくみ、世をかへ人をつぎ、其志を遂んとする奴原なり。天文の頃より、神國に來りて、其邪教を弘めぬるを、織田、豊臣氏さすがに其禍を悟り、是を除ん事を謀りけれども、未だ其根を絶つに至らず。東照宮深く是を惡み給ひ、邪教に迷る者を、残りなく罪し給ふは、こよなき御功績と申し奉るも愚かなり。しかはあれども、其教素より邪教なる故、一と度迷ひぬる者は、さとし難し。陽には改めぬるさまして陰かに其教を尊び、人にも勸めたりけん、寛政の年に至て、島原の賊徒亂を作せり。幕府の威靈にて程なく賊徒平げぬれども、凡そ此邪教の爲に死罪に行る者、此時まで二十八萬人に及びしとぞ。此一條を以ても、邪教

家光の鎖國

の惡むべく、夷狄の近付可からざる事を知りつべし。
折しも三代將軍家聰明絶倫におはしまし、東照宮の御志を繼せ給ひ、嚴重に邪教を禁じ給ひ、清國、阿蘭陀の外は、夷狄の國、神國に近付事を免し給はず。其後も願ひぬる夷人、たましく神國に近付きぬるをば、船を焚き人を塵にして、是を懲しめ給ひしとぞ。それより已來、西洋の夷人も、神國の威武明斷を恐れ憚り、帆影だに見する事無く、邪宗とだにいへば、稚き童、賤き民等に至る迄、御當家御法度の第一と思ふ計りになりしは、難有御事なり。

水幕攘夷
説異同

以上は幕府の攘夷と鎖國とに就ての立言だ。
此れは一通り尤の様だが、幕府は耶蘇教の我が國中に入るをこそ嚴禁したれ。我より進んで夷狄を攘ふと云ふ気分は無つた。均しく鎖國攘夷ではあるが、幕府は唯だ幕府の安全第一主義から割り出して、成る可く外國と、没交渉たらんことを期したる迄であり。水戸は華夷並び立たざる根本義から、夷狄を膺懲せ

齊昭の海防憂慮

んと欲したものである。此の相違が、實際問題の上にて、齊昭と幕閣と、屢ば意見の齟齬を來したる所以で、其の次第は、既記の通りだ。(參照 一八、一九。二六一—二八)

然るに近頃魯西亞といへる夷、我蝦夷地を伺ひ、又黯厄利亞といへる夷屢海上を乗り廻り、折にふれて陸に上り、或は海上にて漁民に物杯與へて、なつけん事を計り。(案するに此實例は、常陸近海に於てあり)或は大銃を放ちて、駭かし杯する様、憤りても猶餘りあることなり。我君(齊昭)常に是を憂へ給ひけるに、癸巳(天保四年)の年、水戸に下り給ひて、つら／＼海邊の形勢杯見給ひ、夷狄を防ぐべき術を考へ、ます／＼東照(家康)大猷(家光)二公の、舊典のゆゑしき事を感給ひ、兎に角西北の夷狄は、一切近付べからず。若し近づき來らば船をも人をも打碎きて、神國の威を振給はん事のみ志し給ふ。(常陸帶)

水戸鎖國
口實

以上は東湖が、水戸に於ける攘夷論の淵原を語りたるものだ。齊昭及び其の臣

下の有志者は、何れも攘夷を家康及び家光の遺策とし、それを紹述する所以とした。此れは三親藩たる水戸として、其の立場に相應する口實であつたらう。縦令事實は其通りでは無かつたにせよ。

〔八二〕對外三說

徹底的攘夷說

藤田東湖は、當時に於ける對外の政策に、三通りの意見があるものとして、左の如く説き出してゐる。
さて夷狄を防ぐべき術も、近頃種々議論ありて、其説まらるるなれども、其論を約むれば、大方三つにすぎず。天主教の害、誠に惡むべきことなれば、東照、大猷二公の舊典を守りて、ゆめくきたなき夷狄を近くべからず。若し近づき來らんには無二無三に打碎きて、憂き目を見せ、皇國の武勇を海外

開國進取論

に輝かすべし。譬へいかに夷狄あらびぬるとも、聊か親みて貨物杯交易する事を許すべからず。上も下も諸共に大和魂を磨き、天が下の蒼生一人も残りなく失せぬるまでも、皇國の地は、夷人に踏せじと思ひ定め。さて其防ぐべき術は、いかにかりにも、厚く心を用ひ、銃砲船艦の備杯、ゆるがせにすべからず。兎に角に萬人心を一つにし、力を合せて、神國を守るべし。是我君（水戸齊昭）朝な夕な男建して言聞せ給ふ所にして、我藩の夷狄を憂ふる皆是に同じ。これ一つの説なり。

以上は水戸派の攘夷說だ。即ち武備を整へ、死力を盡して、上下一致、舉國同心、以て夷狄を打ち拂ひ、一人たりとも日本の地を踏ましむ可らずと云ふ譯だ。即ち純粹なる攘夷說だ。
東照宮の制度を定め給ふ頃は、西洋の事情、未だ詳かならざればこそ、夷狄を近付け給はず、又我國より夷狄に渡ることをもいたく停止し給ふならん。西北夷狄は、はるく遠き國々を從へて、貢を納しめ、或は人も往ぬ國

右説公唱者少し

々々を新に開て、其地に住み、あらゆる國々に往來して、有無を交易し、或は海上に鯨釣などして、軍用兵糧の資を儲けがてらに、人の國を伺ふなれば、彼は財を費さずして、海上に漂ひぬるに、我は是が爲に殊更に海邊に出陣して、空く日を送り、徒に財貨糧米を費しぬる類ひ、愚なる事なり。

又我國の漁民杯、荒き風波に漂はされ、辛ふじて、命のみ助り、夷狄の地に著きぬるを、彼夷人はるく、是を送り來ん時は、いかに穢しき夷人なりとて、我國の漁民諸共に打碎んはつれなきわざなり。されば祖宗の制度を改め、交易てふ事を許し、我國にても、いと大なる船を造り、大銃杯備へて、外國に打渡り、交易をなし、諸々の國を懐け、まつろはせ、神國に屬する國々數多にならんには、神國の威靈いよく廣りぬべし。徒に神國の中にありて、海に乗出す事能はずしては、譬へば籠城しぬるさまにて、詮ずる所、危きわざなりといふ。是二つの説なり。

此説は所謂の開國進取の説にして、當時に於ける最も進歩したる論者の意見

方便的交易論者

だ。但だ當時偶々斯る意見ある者にても、思ひ切りて之を天下に公唱する者は、頗る寥々であつた。そは言禍を慮りたるが爲めであつたことは云ふ迄もない。

最も多く行はれたる説

我國は金銀銅鐵米穀布帛、何足ぬ者なし。是彼が交易を望む所以なり。交易だに許しなば、まのあたり寇なす事有べからず。然るにひたふるに彼が望を絶んとせば、いかなる寇をなさんも測り難し。我武備整ひたらんには、恐るゝに足らざれども、今泰平の御代久しければ、防禦の備へ俄に整ふべきにあらず。されば先交易を許し、彼が心を慰め、其間に我國の武備を整へ、彼寄來りぬるとも、恐るゝに足らざる時に至て、交易を停止するは安き事なるべしといふ、是三つの説なり。

此説は恐らくは幕府の當局者を始めとして、當時の所謂の賢明なる大名其他の中心にて、最も多く行はれたる意見であつたらう。而して幕閣の如きは、外交關係の開始以來、殆んど此の意見にて始終したるものと云ふも、不可なき程であ

つたことは、天保、弘化、嘉永、安政から、慶應年間兵庫開港に至るまで、逐一之を證明してゐる。

【八三】 極端なる鎖國論

齊昭の批

藤田東湖は、對外意見に就て、その通りの説を援き來り、(參照 八二)更らに左の如く、齊昭の之に對する批判を述べてゐる。
君(齊昭)是を附給ひて宜ふは、交易を許して、其間に武備を整へんといふは、臆病者の口實にて、我一代に事なきやうにと願ふ心より出たる説なるべし。北條は蒙古の使を斬り、三代將軍は、船を焼き、人を磔にし給ふ。皆我國の人をして、覺悟を定しむる所以なり。人々覺悟定まりぬれば、武備整はずとも、敵を防ぐに足れり。況して武備整ふるをや。然るに夷狄を近付け、

幕閣逃げ口上

交易を許さんには、人の心いよく弛み、いつとて武備の整ふ時や有べき。門外に佇める盜人を引入て親しみながら、盜人を防ぐ事に心せよといふに均し。しかのみならず、彼大膽狡黠なる夷人、是彼と術を盡し、邪教もて人を懐けん事、鏡に懸たるが如し。人心は弛み、武備は怠り、邪教は廣りたらんには、臍を嚙とも及ぶまじきわざならずや。
此れは當分和親し、武備を整へて後、攘夷す可しとの説を駁したるものだ。成る程此の通りにて、一度び和親すれば、それを攘夷に立て直すなどは、決して容易の業ではない。併し幕府が此の説を取りたのは、勢に迫られ、當座逃れの口實を作りたるまでにして、必らずしも武備を整へて後に、攘夷する爲めと云ふ大決心もなく、大覺悟もなかつた。唯だ當面の無事を希ふために、斯かる逃げ口上を作りたるに過ぎなかつたことは、後に出で來つた事實が、著々之を證明してゐる。
但だ齊昭其人の如きも、安政年間に至りては、表面は兎も角も、内心では、却

齊昭また口上認定

て此説を認定したる傾向が無いでも無かつた。そは到底當時に於て、彼と戦ふも、必勝の算なきことが明白となつたからだ。幕府が十年の歲月を、空過したる責任は、如何に申譯けありとも、到底十分に之を申開く可きものではあるまい。

齊昭の航海遠略説

却説齊昭は更らに航海遠略の説に就て、左の如く批判を下した。

又大なる船を造て、外國に渡り、諸々の國を切從んといふ事、いと勇しきに似たれども、我はいと危き事に思ふなり。我國の人は輕慥にして、其心物に移り易し。欲情薄くして思慮淺し。なまじひに夷狄の業に習て、國々に渡りなば、諺にいはゆる鵜のまねする鳥に均しく、害のみ有て、利なかるべし。

齊昭は航海遠略は、彼を同化せしめんと欲して、却て彼より同化せしめらる。日本人には其の性格上、斯る弱點があると云うてゐる。而して更らに一步を進め、

交易の害

交易といふは、是彼と取交はし、互に利あればこそよけれ。今我國は何一として事足ぬものなく、彼國々より持渡る物多くは奢を勸る無用の品也。阿蘭陀一國と交易するさへ、識者の憂る所なるに、内には諸蠻を引入て交易し。外には大船を出して、外國に交らんには、必夷狄の風俗に移され、神國の大害をなさん事まのあたりなる可し。

要するに孤立論

記して此に至れば、齊昭を始め水戸派の有志者は、概して日本孤立論者と云ふの外はあるまい。乃ち會澤安の新論に長計を論じ、宇内を混一し、四夷を來服せしむるなどと云うたのは、畢竟一種の理想に止まり、實際問題としては、只だ一人たりとも夷狄に、日本の土を踏ませないと云ふが、其の旨趣であつた様に見受けらるゝ。

齊昭の徹底的鎖國論

以上の意味は、齊昭が當時の閣老阿部正弘に與へたる書中には、屢ば明言してゐる。然も彼は極端なる鎖國論者にして、夷虜皇國を窺窺致候事、今に始ぬ事、代々申傳へ、心長く終には併吞致、

巧黠の狄心、誰も存居候事、申迄も無之候。又此方にて、彼へ應じ候御策略は、御代々様、御傳意にて、夷舶一切御近付無之がよろしく、其中次第も御座候はゞ、幸と清蘭たり共、交易御禁じ可レ然奉存候。

〔以上常陸帶〕

右は弘化三年二月十八日附、齊昭より阿部正弘に與へたる書簡の一節にして、宛も藤田東湖が常陸帶の著作に後るゝ、一年の後である。當時に於ける齊昭の對外意見、以て知る可きである。

水戸の攘夷熱

明治八年の頃にや、洋學をなしたく思ひ、先づ蘭書を讀みて、其上にて志す處を學ばんものと庄司春村先生の塾へ通學して、文典の稽古に取掛りたるに、二ヶ月程たつたる頃、親類の者之を聞付、以の外の事なりとて、叔父加藤木良介に告しかば、加藤木一夜吾を閑室へ招き、烈公の御主意は尊王攘夷にあり、一日も早く外夷を攘ふ事を念とせざるべからず。然るに足下横文字を學びて外夷の眞似をなす事言語同斷の次第なりと熱心に諷じられ、大に閉口したれど、心中には一向感服せず、朝

延巳に外國と和親の上、外國公使も參内して龍顏を拜し、西洋へ遊學生もお出なされし由なるに、攘夷杯と云ふ事合點ゆかすと思ひしかど、辯解をなさば、火の手愈々つよく成らんと思ひしかば、蘭學は今日限り廢すべしと挨拶せし事あり。明治七八年に至りても水戸人は斯る有様なりし。

〔水戸史談附録〕

〔八四〕 天保弘化年度に於ける水戸派の對外論の真相

水戸派の堅艦製造説

水戸派即ち齊昭の意見は、固より鎖國であり、攘夷であるが、然も其の攘夷は唯だ手を束ねて彼の來寇し、上陸するを待つて而して後、之を追拂ふと云ふばかりでもない。堅艦製造には、固より異存はなきのみならず、屢ばその事を建白し、且つ論議してゐる。左に掲ぐる所、則ち其の一例である。

目的は沿岸防禦

唯彼は大船に乗て寄來るに、我國にては、陸地にのみ在て、徒に彼を待ち、彼は逃れども、我は堅き舟なければ、逐打事もかなはざるは、口惜しきわざなれば、大艦を造る事を許し、鯨を捕り、米穀を送るなどに事よせて、常に舟軍を習はしむるはざる事なる可し。(常陸帶)

併し彼は其の堅艦は、全く沿岸防禦の目的にのみ、供すること、して、海外に乗り出すには、反對であつた。

されども外國へ渡る事は、必停止し給ふべき事なり。漁民の外國に漂著したる者を救はざるは、情なきやうなれども、國の安危にはかへ難ければ、兼て漁民等にも告諭し、外國に漂ひたる者は、死するに齊しく思はずべし。彼夷人が漁民杯送來る事は、仁愛の心より起れるのみにあらず。是を口實にして、神國に因を求め、年頃の望を遂んとする術なり。そは寛永の頃より寛政の頃迄は、我國より外國に漂ひし民も幾ばくか數多あるべきに、我國の武威、盛なる時は、一度も送り來りぬる事なきにて明けし。されば神國の人貴

航海遠略の考なし

勇狄防禦の法

きも賤きも、大和魂滿ち漲りて、天照大御神の恩賚を、一筋に仰ぎ奉り、かの古語にいへる遠き國は、八十綱かけて引き寄する事の如くなりたらんには、海外の國々打從ん事もある事なれども、なまじひに遠大なる略を施しなば、近き禍のみ引出すべしと宣ひて、君(齊昭)は兎に角に東照、大猷の遺訓を、守り給ふ事のみ志し給ひき。(同上)

此にて水戸の論は、實行的意見としては、鎖國攘夷に止まりて、航海遠略に進まなかつたことが判知る。乃ち相澤安の新論に於ける、長計の一篇の如きも、所謂議論の落ち付く先きが、萬邦君臨、宇内混一と云ふ意味に至りたる迄にして、其の立言の目的は、齊昭の意見と、大差なきや明らけし。

君(齊昭)又常に御側近く侍る人々に仰せ給ふは、神國は四方の國々皆海なれば、いづくの浦に夷狄の舟寄來んも測り難し。されども初は夷狄の艦海上に在り、大砲杯放ちて駭しぬるとも、後には陸地に上りぬべし。我國の武備大に整て、銃砲もて打碎き、或は黒烟の下より猛き兵共馳せ入て、槍太刀

豐明有伎の要ひ

を振ひ、思ふ儘に戦ひなば、必大なる勝を得べし。たとひ一度は、夷狄等あらびぬるとも、長く陸地に留りて、要害の地を保ちなどする事は得させじ。されば浦々に寄來るは、其患あさし。さて蝦夷千島は正しく神國の地にて、古より歌にも詠めるばかりの名所なりしを、魯西亞の夷人漸々に強大になるにつれ、千島に渡り來て漁獵をなし、廬舎まで造り住みぬること、是うれたきわざならずや。

飽くまで大膽なる夷狄等なれば、我國の怠れる隙を伺ひ、年々に南の方に志し、東西蝦夷杯いふ所迄寄來りなば、大なる患をなすべし。四方の浦々に寄來んよりは、其禍深し。此事に考ぬれば、寢ても安からず、物食ひてうちからぬばかりに思ふぞ。三代將軍の仰に、神國の地一寸たりとも、夷狄の爲に取らるゝは、神國の恥なる由宜へり。千島の事は、天下の爲に思ふべきことなりと宣ひて、夷狄の事記せる書籍數多讀者へ給ひ、御自ら書き記し給ひ、深く御心を用ひ給ふ。(同上)

心齊昭の野

と腹齊昭の口

惟ふに幕府が水戸齊昭の北邊防禦の意見に、耳をかさなかつた所以の一は、齊昭が蝦夷地を得て、其處に龍蟠虎踞せんとする、不純なる目的ありと猜したるが爲めであつたらう。齊昭は屢ば自から其任に當らんことを幕府に請願し、若しくは要請したが、遂に行はれずして止んだ。

要するに齊昭は、其腹は開國貿易で、其口は鎖國攘夷だ。先づ鎖國攘夷で人氣を振作し、然る後に開國貿易を行ふ可しとは、彼の底意であつたと云ふものがある。安政以降に於ては、或はさることもあつたであらう。されど天保、弘化の頃迄は、彼は全く鎖國攘夷の論者であつた。而して心から其の論者であつたと思はるゝ。そは彼が未だ外國の勢力を輕視したるが爲めであつた。彼は容易に外船なども、捕獲せらる可きものかの如く、獨斷的に極めてゐた。その事は彼が關老阿部正弘と往復の書簡が、之を證してゐる。

されば當初より齊昭を以て、口と腹と相反する、意見の所持者とするは、決して真相を得たる觀察ではあるまい。

第十四章 名分論の勃興

【八五】 大義名分論と國體論

尊皇攘夷
論醜醜

概して云へば、徳川幕府の中期迄は、即ち元祿から寶曆頃迄は、固より國體の觀念も、尊皇の思想も存在したるに相違なきも。然もそれは極めて少數者の間に潜在し、未だ天下を鼓動するの勢力とはなるを得なかつた。然るに一方に於ては、外國との交渉が頻繁となり、他方に於ては、學問が興隆し、然も其の學問が朱子學や、國學や、時としては朱子學と國學との、混合學や隆興し。此に國體論や、大義名分論や、他日の所謂尊皇攘夷論の淵源とも云ふ可きもの、自然に醜醜し、醜醜せられ來つた。

幕府瓦解
の端啓か

將軍家齊の時代は、其の表面に於ては、幕府隆盛の極點に達したるが如きも、其の裏面に於ては、幕府瓦解の端を啓いた。彼の時代に於て、尊號問題に於て、

幕府の餘
病惹起

公然朝幕の衝突が出來した。彼の時代に於て、幕府に向て、一個の與力の隱居大鹽平八郎は、武力的反抗を企て行つた。彼の時代に於て、露國は通商を請ひ、且つ北邊を騷擾せしめた。彼の時代に於て、英船長崎に入りて亂暴を働いた。識者の眼には既に幕府の内兜か、見透されざるを得なかつた。而して幕府は尊號問題に於て、形式的には朝廷に打ち克ち、所謂將軍家の御威光を發揮したが、然も精神的には、却て天下志士の反抗心を刺戟した。

遺法遵守
に能はず

高山正之の此れが爲めに憤死したのも、恐らくは無益ではなかつたと思はる。松平定信の寛政の改革は、確かに分解せんとしたる幕府に、緊肅力を加へた。然も家齊の中年以後は、殆んど田沼の昔に、再び逆戻りせんとした。或は逆戻りしたとも云ひ得らる。家慶の時代に於て、所謂水野忠邦の、天保度の改革は行はれたが、此れは衰弱せる患者に、餘りに猛烈なる注射を施し、却て餘病を惹起せしめたる趣があつた。幕府の政治は、概して其の創業者の遺法を遵守するに止つた。然るに世界は活

尊攘論苗

物であり、人生には變化があり、數百年前の創業者は、數百年後の形勢を豫想す可くもない。此に於て如何に創業者の遺法を遵守せんとするも、能はざるものがある。それは則ち對外交渉だ。家康は固より、鎖國令を布いたる家光も、まさか北米合衆國が、太平洋の向岸に勃興し、露西亞が西伯利から沿海州に頭首を出し、英吉利が印度から支那に手を伸ばすことは、豫想しなかつたに相違あるまい。祖法遵守以外に、智慧才覺を要せざる幕府が、此れが爲めに周章、狼狽したのは、固より當然と云はんよりも、必然であつた。

尊皇攘夷の一貫したる議論は、水戸が實に其の根元でなければ、少くとも其の苗圃であつたとは、既記の通りだ。(參照 七四—八四) 然も必ずしもそれは水戸に限つたものではなかつた。但だ或者は専ら海防論を唱へ、或者は専ら尊皇論を唱へ、或者は國體論を主とし、或者は名分論を主とし、何れも部分的の尊皇攘夷論とも云ふ可きものであつた。然も彼等の議論を湊合すれば、立派なる尊皇攘夷論の組立は出来る可き程の資料は、澤山あつた。

尊皇と相違

倒幕論未だ起らず

尊皇思想は、必ずしも倒幕思想ではなかつた。日本の隅々を探がし廻らば、或は幕府を倒して、皇政の古に復せんとする論者もあつたであらう。されど實曆事件の竹内式部でさへも、朝廷及び朝臣に於て、徳を治め學を研ぎ、以て時節の自然に到來するを、待つ可しと云ふにあつた。山縣大貳の如きも、過激の議論をなした様だが、それが直ちに倒幕説であり、且つ其説の實行であつたとは受取られない。乃ち天明から寛政にかけての、高山正之の如きさへも、幕府が朝廷に恭順ならば、決して倒幕とまでは聲言しなかつたであらう。彼の憤懣は、幕府が聖意を遮り奉りたるにあれば、若し聖意を遵奉するに於ては、必ずしも幕府を倒すの必要を、認めなかつたであらう。天保度の大鹽たりとも、相手は幕府でなく、幕府の奸吏であつた。

惟ふに尊皇論が、倒幕論まで進んだのは、孝明天皇時代の事で、光格天皇、仁孝天皇時代までは、それは未だ具體化しなかつた。否な具體化す可き程の濃厚なる氣分は、未だ出で来てゐなかつた。

但だ國體論や、大義名分論は、天明、寛政から、文化、文政、天保、弘化にかけて、日を趁うて最も濃厚に趨いた。されば其の概略に就て、今少しく觀察する必要がある。

【八六】 中井竹山の名分論

時代精神の力

時代の精神は、實に有力なるものだ。天明、寛政の頃に至りては、學者として大義名分を辨へない者は、殆んど少かつた。乃ち中井竹山の如き、逸史を作りて、徳川幕府の開祖に、頌徳表を上りたる者さへも、朝廷の存在を認め、先儒の朝廷を無視し、若しくは蔑視したる態度を、力を極めて非難、攻撃してゐる。彼が松平定信に呈したる、草茅危言の冒頭には、

萬國超越の國體

天子行幸

將軍上落

處品風

大日本磯馭盧洲の太古より、八百萬代の末迄、百王不易の譯は、四海萬國に超越せさせ給ひたる御美事、今更をさく申奉るに及ばず。と書いてゐる。而して或は天子の行幸に就ては、行幸は聖體の御保養に、最第一の儀なれば、是必折々行はせらるべき御事ならんか。と云ひ。將軍の上洛に就ては、御上洛は第一の盛事にて、本來御一代に、一度は御座有べき御事也。と説いてゐる。彼は復た其の友人澁井大室に向て、左の如き意見を吐いてゐる。世俗に處最風と云ふものありて、淺間しきとながら、學者といへども、免かれざるものなり。物氏(徂徠)の怪僻の見は、云に足す。鳩巢(室直清)文字も、必竟は江戸最風より出で、王室を目上の瘤とするなり。山崎家(闇齋)の神道を雜ふるは、京最風にて、武家を尾大の勢とするなり。笑ふべきなり。

……總じて學者の公平正大の議論を立て、最肩偏頗の沙汰に及ぶとはあるまじきとなり。その上凡そ我邦にある人、誰か千載一王の澤を仰がざらん。凡そ今の世にある人、誰か御當家奕世の隆治を戴かざらん。もと最肩をその間にいるべきに非ず。〔竹山國字版〕

と云うてゐる。如何にも彼は天朝と幕府とに對して、公平の立場にあるかの如き態度だ。

江都恭順の徳

徂來集に、……その水滄を御溝といひ、城を鳳閣など云ふの類、その黨の詩文の枚擧すべからず。……白石先生なるもの復出て、四足御門を建、名實とも變亂せば、天に兩日出て、大に天下の耳目を駭すべし。今日に於て、江都恭順の御徳にましまし、正徳初年に白石の邪說暫く端を啓たる迄にて、程なく舊に復し、今にうるはしき御ことなり。

と云うてゐる。

又た藤江貞藏に答ふる書中にも、

天二日無

御當家(徳川家)に至り、封建の制定り、儼然と侯伯牧守の上に位し、威は八荒に及び、澤は窮髮に加はり、萬世隆治の業を建玉へば、所詮人臣通用の文字にては、稱し奉る可らず。されども天に兩日なし。我大蜻蜒洲に、須明樂美御徳の寶統、天壤と共に存すれば、いひさかも僧踰侵犯の文字を下すべからず。故に詔教、崩薨等の文字尤明白を致すべし。東儒稱する所の朝廷、宮闕、御溝、園陵、馳走などの文字、大に假借混同を慎むべし。

と云うてゐる。

竹山の山崎派反對

竹山は決して所謂勤王論者ではなかつた。山崎關齋門派に對しては、殆んど仇敵の看をなしてゐた。其の京都の公家の爲めに學校を建てんとする、建學私議中にも、〔參照 幕府分解接近時代、九四〕

このたびの御設けは、搢紳尊貴の御學問の御爲第一に御座候へば、これに尤忌避玉ふべき學術は、山崎の一派に御座候。……諸事いかめしくのみなりゆき、風なさに波を起すとにあり、忿戾の矜に陥り候。往歲竹内何某(式部)

名分に就
き江戸學
者の妄を
辨す

白石衰衣
申下しの
事

關東の御咎めを受たるも、その人さして不正の人物ともきこへ申さず候へども、かの學術の流弊にて、靖獻遺言を主張し、臂を攘げて横議するやうになりゆき、目前の大害を引出し候ことにて候。……總じて學者分上の大害になり候は、荻生（徂徠）にしくはなく候へども、摺紳尊貴の御身に限りては、山崎の害はるかに甚しく候。

と云うてゐる。此にて彼は決して山崎一派、淺見綱齋などの、勤王論者でなかつたことが判知る。然も彼の名分に就て、江戸學者の妄を辨じたる所を見れば、亦た以て時代の精神が、如何に動きたるかを見る可きであらう。竹山は白石が四足門の建議のみならず、將軍に王號を稱せしめたるを、僭妄の極と云ひ、更らに白石が京都に罷り上りて、衰龍の衣を申し受くるの運動をしたることに就て、頗る憤慨の口氣を漏らしてゐる。

正徳韓使の前方に、白石使命を啣んで上京の事あり。古器物制度の考察などあり、されどもその主たる公用は、何たるを、一人も知るものなし。遙

觀瀾の憤
慨

かに隔りて、その時衰衣を申しおろしに上京ありたると、鳩巢、觀瀾など同門のとゆへ、密々しられたる由。僕の先人（中井菴庵）は、江都に遊んで鳩巢の厚接をうけ、觀瀾とは尤も厚く親炙せり。……觀瀾は白石の推舉にて、正徳の韓使の備へに、水戸より直參に召出されたり。かねての同門熟交にて、推薦の思もあれども、ことの外白石の僭議を憤り、且はなげき、白石尙又いかなるとを仕出して、連累にもなるべきやと、日夜安き心もなしなど、つねに申されしに、正徳三年已後白石閑廢して、始て枕を高うして臥よし。正徳享保年間先人東寓の時のとなるべし。觀瀾より先人に隔なく常に語られ、右の衰衣のともその時の物語なり。（同上）

その事實は兎も角も、竹山が之を憤慨したるを見れば、彼は亦た天子の尊き所以を知つたものであつた。

【八七】 菱川大觀の正名緒言

名分論者

大義名分に就ては、柴栗山の如きも、最も能く辨別してゐた。彼が神武陵の七律に、自から陪臣と記したるを見ても知る可しだ。(参照 松平定信時代、三一―三六) 而してその同時尾藤二洲の如き、亦た名分論者の最も著明なる一人であつた。而して尾藤の友人菱川大觀の如き、亦た其の一人だ。

大觀また白石に不服

大觀の著『正名緒言』は、尾藤の序文を冠して出で來つた。大觀も亦た新井白石には不服であつた。

文照大君の時、源白石眷遇せらる。議を建て事を奨むる一ならず。夫の王號を請うて而して名分を正し、一州を以て赤縣(朝廷の領地)に當て、公卿百官邑を其内に食ましめ。諸侯は則ち之を王朝(幕府)に屬せしめ、除拜爵帖並に其手に出でしめ、新たに官號章服を制し、以て一代の法を建てんとしたるが若き。則ち白石の腹稿、主意茲に在りと云ふ。固とに區々守株の論に非

白石と安石

竹山説との異同

ず。然りと雖も、其の時勢に於ける、未だ深く察せざるに似たり焉。蓋し草創の初、大亂纒かに平ぐ、人心未だ定らず、乃ち斯時に乘じ、民の耳目を新たにす、則ち成す有るに庶幾ん乎矣。抑も室町(足利氏)の初めて立つや、鹿苑(義滿)驕恣、門生天子を挾みて、以て功臣守護に令する也。何を求めて而して獲ざらむ。而して果して之を爲さざる也。神君(家康)謙讓豈に違あらん乎哉。若し乃ち昇平日久しきに暨んで、輕しく新規を興し、以て人心を動搖す。天下是れ自りして多事矣。白石經濟を以て自負す、而して時勢を計らざる此の若し。則ち之をして路に當らしめん乎、又た一安石(王安石)を出さん耳。其の竟に用られざるは、豈に天下の幸に非ず也與。(正名緒言)

此れは竹山の説と、大同小異だ。彼は亦た白石の、將軍を日本國王とするに反對してゐる。但だ其の反對の程度が、竹山に比して微温である迄だ。關儒(江戸の儒者)率ね尊稱を冒して而して皇家に擬す、洛儒(京都の儒者)は則ち

大君は婉
王號は直

之を貶して覇府に比す、共に正を得ず矣。……願ふに大君は婉、而して王號は直也。事或は天朝に關係するもの、對言苟もす可らず焉。則ち吾は其の婉なる者に從はん矣。〔同上〕

又た曰く、

關儒の不可

關儒神君（家康）と稱し、神祖（家康）と曰ふが如き神武に疑はる。歷世大君（將軍）に至り台廟（秀忠）猷祖（家光）憲宗（綱吉）等と稱する、則ち全く天子に似たり、吾は其可を知らず。〔同上〕

正名緒言
順の幕府恭

正名緒言を通讀すれば、其の調子は、寧ろ最も多く幕府に恭順にして、所謂斥覇尊王の思想などは、殆んど之を見出し難い。否な彼は幕府を稱して覇府と云ふさへ、不可としてゐる。曰く「夫れ海内を有ち、諸侯を臣とする者、之を覇と謂ふ可らん乎」と。而して彼は亦た政權を天朝に復するを不是としてゐる。曰く、

政權復古
の不可

源 大將軍府を鎌倉に開いて自りして、政權漸く關東に移る。皇綱振はざる

徂徠春臺
との比較

敷世矣。元弘帝（後醍醐天皇）一旦之を張ると雖も、幾もなく紐を解き、又た室町氏（足利氏）に歸す。上天、或は厥の徳を厭ふ與、抑も謙光被らずして、而して武人憤りを公家に積む也。既にして織田、豊臣を歴、今代に至る、則ち政權の天朝に復するや、即ち五尺の童も其の不可を知る。但だ名號の正しからざる、識者の憾無き能はず。〔同上〕

彼は政權を朝廷に復するは不可であるが、せめて名號だけは正しくし、餘りに僭竊に過ぎざる様致したしとの意見だ。

此書は天明 戊申（八年）著はされ、文化己巳（六年）出版せられたるもの。されど之を徂徠、春臺の徒が、至尊を斥して、山城天皇とか、共主とか云ふに比すれば、實に天地の懸隔がある。亦た以て時代風氣の推移を、卜するに足るものがある。

【八八】尾藤二洲の稱謂私言

二洲の幕政隨喜

稱謂私言の著

尾藤二洲は、所謂る寛政三博士の一人にして、彼は柴栗山に續いて、松平定信の爲めに、擢用せられ、大阪より江都に赴き、幕府に奉仕し、學政に參與したるもの。されば彼は、中心幕政に隨喜したるものにして、決して其の反抗兒ではない。然も彼は『稱謂私言』を著はし、大いに名分を正さんとを期した。此書は庚申孟冬とあれば、寛政十二年だ、即ち菱川大觀の『正名緒言』よりも十二年後である。

皇家の朝、天朝、皇朝と稱し、大府の朝宜しく大朝、府朝と稱すべし。齊しく朝と稱すと雖も、尊卑の分、自から明らかなりとす。

彼は此の如く朝廷と幕府との、稱謂を差別した。

朝廷、宮殿等の字、皆な妄りに用ふ可らず。

此れは唯だ天皇の周邊に對する稱謂にして、將軍の周邊に對する稱謂にあらざ

用字の區別

従來朝者の爲

征夷將軍の稱

るを云ふ。

宮字古は上下之を共にす、後世天子に非らざれば用ひず、府朝(幕府)と雖も、亦た當さに之を避くべし。烈祖廟東照宮と稱するは、皇朝の命ずる所也。

天子の行を幸と曰ふ、大君(將軍)の行は宜しく臨と曰ふべし。叡聖等の字、用ふ可らず。宜しく易ふるに官字、大字、若しくは大旨、官裁等の類を以てすべし。

近世文字、東照宮を稱して神祖と曰ふ、神祖の號神武に嫌ふ、烈祖と稱するに如かず。

鎌倉(賴朝)征夷使を以て、兵馬の權を統ふ。大政猶ほ王室に在り。室町(足利)征夷の名を襲ぐと雖も、其の實は奪ふ也。天子南面して、虛位を奉ずるのみ。織田氏、豊臣氏、威武を以て天下を蕩平す、其の室町と與に同じからず。然も猶是れ朝者の爲のみ。方今事體又た同じからず。

征夷大將軍の夷は、蓋し東夷(蝦夷)を謂ふ。古時事に臨み之を命じ、常に

置かざる也。其品三位に過ぎず。源右將（賴朝）府を鎌倉に開きてより、編聯相ひ裂ぎ其職始めて重し。室町（足利）以降、事體大いに變ず。是に於て征夷の尊復た曩時の比に非ず。此を以て天下を總理するの號と爲す。故に説者以て四夷を鎮撫するの義（原註 藤公良基の説）と爲す。其命四方に行はる可きを謂ふ也。

征夷册命の重

方今征夷册命の重き、必らず大臣以上、近衛大將而して後之が天使と爲りて、來り封ず。其禮隆宗、儼然たる封王也。事體又た室町と與に同じからず。室町逆を以て始を起し、方今恭順基を立つ、其本既に異り、事體同じからざる所以也。

尾藤の微

尾藤の論は、水戸派の論に比すれば、極めて微温である。彼は何れかと云へば、幕府の恩遇に感激して、之に身を委ねたるものなれば、斥覇尊王などの考への出で來る可き筈がない。されど猶ほ名分の正さざる可らざるには、侃々諤々の言をなしてゐる。

委任の大

世儒名分を知らず、皇家を謂ふて、共主と爲す者有り。皇家は是れ大府の恭しく事ふる所、天子の尊、萬古不易、豈に之を共主と謂ふ可ん耶。大府國を總ぶるの主、尊天子に亞ぐ、政令四海に行はる、亦た皇家の册命有るに由る焉。事體異邦と與に同じからず。彼を取りて此を例とす可からず。彼は幕府が天下の大政を總攬するも、畢竟天子の册命あるが爲めと云うてゐる。即ち將軍の大權は、固有の大權でなく、天子より委任あらせられたる、大權である所以を明かにしてゐる。此の一點に於て、彼は徂徠、春臺其他同類の儒者と、頗る其の見解を殊にしてゐる。然も是れ寧ろ時代の精神が、彼を驅りて此に至らしめたのであらう。

府朝（幕府）恭しく皇室に事ふ。名號章服皆な舊典を遵用す。間々亦た斟酌して之を行ふ者有り、蓋し事體然らざるを得ざる也。典故家眼孔窄小、微しく古制に異れば、驚怪非なりと爲す。而して其説乃ち多く妄誕、吾徒當さに擇取す可し焉。

名分論と
尊王倒幕
論

此に於て尾藤亦た、白石の徒に與せざる所以を知る。
要するに大義名分の論は、維新改革の運動に、直接の影響ありとは云ふ可らず。然も名分論一轉すれば、尊王斥霸論となり、尊王斥霸論一變すれば、尊王倒幕論となる。此に於て圓石を千仞の谿に轉ずるの勢は出で来る。

尾藤二洲の學說

二洲の靜寄餘筆 上。余嘗言、近時文士、呼漢爲中國之非、有レ人曰、天無二日、民無二王、彼既爲レ常、則吾何得レ不レ夷、稱レ彼爲レ中國一當。余曰、所謂民無二王、非三此之謂レ也。昔者金人謂三李若水二曰、事無レ可レ爲者、今日順從、明日貴矣。若水嘆曰、天無二日、寧有二主。語意本如是。非レ謂三天地間唯一王不レ可レ復有レ王也。

二洲名筆、尾藤氏、著三靜寄隨筆二卷、稱謂私言一卷等若干。尾張人仕三太府二爲三掌教、官俸二百石、二洲其號也。其子積高、爲三予友、學兼三和漢、頗有詩文之才也。予西隣乃尾藤氏之宅。(此題言は岡本保孝の記なり)
稱謂私言曰、「戰國人謂、周王爲三共主、方三事三戰伐、上下無レ分、故說レ土之言爲レ爾。方今升平、尊卑等差秩然不レ紊、世家有三土臣、屬三太府、四海一家、無レ復戰爭之事、皇室是正朔、所レ出三爵命、所在不レ可レ與三

戰國、周王同視、稱曰三共主、甚不レ是」(頭書。茂卿贈三于士茹二序に天子の御事をさして共主とせり)
〔海錄〕

第十五章 國學者の名分論

【八九】 國學者の代表的意見 (一)

朱子學國
學の影響

朱子學の王霸の辨、正統の説、大義名分の研究が、やがて我が朝廷と幕府との差別觀となりたるは、屢ば記したる通りであるが。それと同時に、國學の興隆が、我が皇室の絶對無比にして、我が日本の國體が、萬國に卓越したる事を、鼓吹するに至つた顛末も、是亦た既に掲げた通りだ。乃ち國學者の魁首本居宣長の、尊皇思想に就ても、曾て叙してゐる通りだ。(參照 幕府分解接近時代、一〇六)

國學者の尊皇思想も、朱子學者のそれと同時に、概して頗る微温であつた。本居の如きも、幕府三親藩の一なる紀州侯に召出され、其祿を食みたる程なれば、固より如何に穿鑿しても、倒幕思想などの存す可き様はなかつた。されど彼も亦た徂徠、春臺の徒とは、其の根本思想を異にしてゐた。

國學者の
尊皇思想

宣長大人像



(載所集全長宣居本) 像畫長宣居本

本居宣長の思想

大將軍の職

朝廷の爲の幕府

凡て天下の大名たちの、朝廷を深く畏れ、厚く崇拜し奉り玉ふべき筋は、公義の御定めを通りを、守り玉ふ御事勿論也。然るに朝廷は、今日天下の御政を、きこしめす事なく、おのづから世間に、遠くましますが故に、誰も心には、尊き御事と存じながら、事にふれて、自然と敬畏の筋、等閑なる事も、無きにあらず。抑々本朝の朝廷は、神代の初めより、殊なる御子細まします御事にて、異國の王の比類にあらず。下萬民に至るまで、格別に有がたき道理あり。されば一國一郡をも治め玉はん御方々は、殊更に此子細を御心にしめて、忘れ玉ふ間敷御事也。是即ち大將軍家への、第一の御忠勤也。いかにと申すに、先づ大將軍と申奉るは、天下に朝廷を輕しめ奉る者を、征伐せさせ玉ふ御職にましくて、此ぞ東照神御祖命の御盛業の大義なれば也。(玉くしげ)

此の如く本居宣長は、紀州侯に向つて、朝廷を尊崇し、敬畏し、大切にすることは、幕府に對する第一の忠勤と稱してゐる。彼は實に大將軍の職掌を以て、朝廷

の爲めに不逞の徒を討伐するにありとしてゐる。乃ち幕府は獨立して存在するものにあらざ、朝廷の爲めに存在するの意義、此に於て分明だ。

朝廷を畏敬するこ

公卿官人
尊敬の事

水戸西山
公

諸又御武運長久、御領内上下安靜、五穀豊稔の御祈禱にも、これに過たる御事あるべからず。其の子細は、朝廷を畏れ奉り給ふは、天照大御神の大御心にかなひ玉ふ御事にて、天神地祇の御加護厚かるべければ也。世間の學者、たゞ漢流の道理のみ説て、此子細をしらざるが故に、今殊更に顯はし申す也。かの水戸西山公（光圀）の、格別に此御志厚かりし御事、大日本史を修撰し給へる御趣など、道の大本を辨へ玉へる程、誠に有がたき御心ばへ也。抑御子孫の中に、かばかり明良なる殿の、出玉へりしも、ひとへに神御祖命（家康）の御盛徳の餘烈、天照大御神の御はからひと、返す返すも、たふとく有がたき御事也。然れば御大名方、御自身の御心得は、申に及ばず、御家中の人々までにも、此の子細を、よく仰渡されて、つね々々相愼みて、朝廷を畏れ奉る可き様。又公卿官人たちも、その祿こそ輕けれ、ほど々に官職

を帯て、皇朝にしたしく仕へ奉り玉ひて、その重き御典禮をも、執行ひ玉ふ人々なれば、貴き御方々は、申すに及ばず。未々の官人衆に至るまでも、ほど々に厚く敬禮を加ふべき御事也。（同上）
彼は公卿のみならず、地下の官人でも、朝廷に奉仕する者共をば、相當に尊敬せねばならぬ。彼等の祿の薄さは、亂世に際して、其の領地を、武士から奪ひ取られたからであると云つてゐる。

【九〇】國學者の代表的意見（二）

本居の本
領

本朝の皇
統

本居の本領は、國體論である。此の一點に就ては朱子學者に比すれば、更らに數歩を進んでゐる。彼の議論は頗る徹底してゐる。

さて又本朝の皇統は、すなはち此世を照しますます天照大御神の御末にまし

まして、かの天壤無窮の神勅の如く、萬々歳の末の代まで動かされたまふとな
く、天地のあらん限り傳はらせ玉ふ御事、まづ道の大本なる此一事、かくの
ごとく、かの神勅のしるし有りて、現に違はせ給はざるを以て、神代の古傳
説の虚偽ならざることをも知るべく、異國の及ぶ所にあらずることをも知る
べく、格別の子細と申すとをも知るべきなり。「玉くしげ」
而して彼は更らに一步を進めて。

さてかくの如く本朝は、天照大御神の御本國、その皇統のしろしめす御國にし
て、萬國の本元大宗たる御國なれば、萬國共にこの御國を尊み戴き、臣服して
四海の内みな、此まことの道に依り遵はでは、かなはぬことわりなるに、今
に至るまで、外國には、すべて上件の子細どもを知ることなく、たゞ等閑に
海外の一小島とのみ心得、勿論まことの道の、此皇國にあるとをば夢にもし
らで、妄説をのみいひ居るは、又いとあさましき事、これ偏へに、神代の古
傳説なき故なり。「同上」

萬國の本
元大宗

道の本源
日本に在

と云うてゐる。彼の此の日本中心説は、會澤安の新論、佐藤信淵の混同秘策と、
其の立論の根柢を、略ぼ同じくするものであるが。然も彼は道の本原、日本に
傳はりてゐると云ふ一點から推拓してゐる。

世々を経るあひだには、善惡邪正さまざまの事どもありて、或は天照大御神
の皇統にまします朝廷をも、ないがしろにし奉りて、姦曲をほしいまゝに
し、武威をふるへる北條、足利のごとき逆臣もいでき。さやうの者にも、天下
の人のなびさしたるがひ、朝廷大に衰へさせ給ひて、世の中の亂れし時なども
なきにあらざれども、然れども惡は遂ひに善に克つと能はざる神代の道理、
又かの神勅の大本動くべからざるが故に、さやうの逆臣の家は、つひにみな
滅び亡て、跡なくなりて、天下は又しもめでたく治平の御代に立かへり、朝
廷は嚴然として動かせ給ふことなし。これ豈人力のよくすべき所ならんや。
又外國のよく及ぶ所ならんや。「同上」
彼は斯く論じて、更らに一步を進めて曰く、

神勅の大
本動くべ
からず

朝廷衰へ
天下亂る

さて右の如く、中ごろ朝廷の大に衰へさせ給へると有りしは、天下の亂になりての事と思ふは、普通の料簡なれども、實はこれ朝廷の衰へさせ給ふによりて、天下は大に亂れて、萬づの事もおとろへ廢れしなり。此道理をよく思はずばあるべからず。(同上)

本居説の
穩當中正

此れは必らずしも本居宣長の創見ではない。北畠親房の如きも、神皇正統記に於て、詳に之を語りてゐる。されど本居が其説を祖述したる所に於て、彼が國學者たるに拘らず、其の意見の穩當にして、且つ中正なる點が察せらるゝ。然も彼は此の意見よりして、徳川幕府隨喜説を案出してゐる。

本居の幕
府隨喜説

抑もかの足利家の末つかたの世は、前代未曾有の有さまにて、天下は常闇に異ならず。萬の事此時に至て、ことごとく衰敗して、まことに壞亂の至極なりき。然るところ、織田、豊臣の二將出たまひて、亂逆をしづめ、朝廷を以直し奉り、尊敬し奉り給ひて、世の中やうやく治平に赴きしが、其後遂ひに又今の如くに天下よく治まりて、古へにもたぐひまれなるまで、めでたき

聊か幕府
擁護論に
虚幾し

御代に立かへり榮ゆることは、偏へにこれ東照神御祖命(家康)の御勳功、御威徳によれるものにして、その御勳功、御威徳と申すは、先第一に朝廷のいたく衰へさせ給へるを、かの二將の跡によりて、猶次第に再興し奉らせ給ひ、いよゝます御崇敬厚くして、つぎに諸士萬民を撫治めさせ給へる

これなり。(同上)

乃ち尊皇を以て、徳川家始祖の第一功徳に歸してゐる。然も彼が徳川幕府を以て天照大神より、此の國と民とを委託し給へるものなれば、幕府の掟は、即ち天照大神の掟であるといふに至りては、聊か徳川幕府擁護論に庶幾しと云はねばならぬ。(参照 幕府分解放近時代、一〇六)然も彼が徳川幕府存在の理由が、尊皇にありとするの一義は、能く國學者たるの本領を、發揮し得たるものと云はねばならぬ。

國學者代
表

乃ち彼が曲學阿世の徒であらざるは、之を見ても知る可きであらう。果して然らば彼の意見を以て、國學者の代表的とするも、決して失當ではあるまい。

學問して道を知ること

がくもんして道をしらむとならば、まづ漢意をきよくのぞきさるべし。から意の清くのぞこらぬほどは、いかに古書をよみて、考へても、古の意はしりがたく、古のころを知らずは、道はしりがたきわざになむ有ける。そもく道は、もと學問をして知ることにはあらず、生れながらの眞心なる道には有ける。眞心とはよくもあしくも生まれつきたるまゝの心といふ。然るに後の世の人は、おしなべてかの漢意にのみうつりて、眞心をばうしなひはてたれば、今は學問せざれば、道をえしらざるにこそあれ。〔玉勝間〕

〔九一〕 村田春海の時文摘紙 (一)

幕府反抗
氣分無し

村田春海は、賀茂眞淵門人中にて、高足の一人だ。彼は本居宣長と、同時の江戸學者にして、固より幕府の恩澤に浴したる者なれば、幕府に對して、反抗の

氣分など有る可き筈がない。されど彼の著「時文摘紙」は、其の名分論に於て、頗る嚴正の筆を揮うてゐる。

華夏、中華、中國、中夏、中土などいふ事は、古は我國をのみさしていへる事にて、國史律令の文をはじめとし、私にしるせる文にも、此稱謂を誤る事は無りしなり。此は儒生文人の私の心に定めて、稱謂を爲したるものにはあらず。即古の天皇の定めたまへる制度の一つにて、國を建てたまへる事體に準じられたるものなり。そもそも古の天皇の國を建てたまへる事體、少しも異邦の遜謙したまへる事は無く、上一人をば皇帝と申し、天子と申し、其統御したまふ事を稱し奉る時は、天の下知しめすと申し、四方の國をば、夷狄と定めたまへば、必天子のいますなる國をば、華夏、中國など稱す可き事、理の當然にて、文字を用る法にも、よく叶たるものなり。古の人どもも、此制を守らざる時は、罪を獲るわざなれば、謹みてかりにも、異邦をさして中華、中國などいへる事は無りしなり。彼を華といひ、中國といふ時は、

名分論は嚴

華夏中國の稱

僧徒等稱謂の誤り

稱謂まぎらはしく、そのうへ我を夷となさざる事を得ざれば、深く忌み憚るべき事なり。然るに此三四百年むかし、禪家の僧徒、しきりに異邦に渡りて法を學びけるに、其僧徒ひたすらに、異邦の人の文學言語をうつしならはんとせしまゝに、其何の心得も無く、異邦の人のいへるまゝに、文字をとり用ひしより、誤りて彼を指して中華、中國などいふ事は起れるなり。此は古の制にそむき、國の大體を失ふわざにて、甚だ乖謬なる事なるを、其比朝威おとろへたまひ、國家多難なる時にて、よろづの制度もくづれゆき、又執政大臣の上にも、學識ありて、法憲に明らかなる人も無くて、此濫稱を禁止せらるゝにも及ばざりしゆゑ、後の人、たゞそれを承來つて、今に改むる事なく、其非を疑ふ人ある事なし。

然りとはいへども、實は國體にあづかりたる事にて、大義にそむく事なれば、聖人の道を學びて、名教を維持せん人は、其濫稱を正して、古の天皇の國を建てたまへる大體を、失はざるやうにあるべき事なるを、近世宿學名儒など

宿學名儒尙氣付かす

右説の根元

呼れし人も、猶こゝに心のつかざりしは、いぶかしき事なり。此れが彼の總括的意見だ。抑も日本を中國と稱したるは、幕府の初期、寛文己酉（九年）に成りたる、山鹿素行の「中朝事實」にも、特筆せられてゐる程なれば、之を以て直ちに村田春海の創説と稱す可きではない。村田の此書は、寛政乙卯（七年）に成りたるものにして、此の寛文九年から、寛政七年の間、百二十年を隔て、殆んど同一稱謂を唱説したるは、抑も如何なる理由かある。

山鹿素行の「中朝事實」を著はしたる幕府初期には、未だ斯る問題に關心する程の者は、皆無と云はざる迄も、殆んどそれに庶幾かつた。されど村田春海の時文摘紙を著はしたる時節は、漢學者側にも、既記の通り、正名緒言や、稱謂私言の著作と、相ひ前後してゐる。亦た以て如何に風氣の、此の期間に於ける、變遷を見る可きではあるまい乎。

斯る意見が、京都に於ける淺見綱齋やら、水戸に於ける史館連中やらから出て來るは、決して不思議ではない。然もそれが江戸の眞中に生れ、江戸の眞中に

風氣變遷

時代精神の發動

生長し、江戸の眞中にて始終したる學者によりて、唱說せらるゝに至りては、如何に時代的精神の發動を見る可きではあるまい乎。

【九三】 村田春海の時文摘紙 (二)

徂徠一派を評す

村田春海は、徂徠一派に對して、極めて痛切の評を下してゐる。二百年來、昇平久しくして、道々の人々、世にすぐれたる輩多く出來て、何事も人の耳目を改めたるは、誠に治化の盛なる、古に超えたりといふべし。それが中に、文章の道は、漢土の人にも愧づまじきなど、自ら誇れる人さへいで來ぬれど、稱謂の上などには、甚だみだりなる事多し。今この名高き儒生どもが、書しるせる文辭の誤りある事ととり出でいはん。物部茂卿が孔子贊に、日本國夷人物茂卿と書きたるは、なぞいみはゞかる事の無き。此はた

徂徠一派の狂愚

だ漢土の人の文字の使ひやうにのみ泥みて、古の天皇の國を建たまへる大體を忘れたるものなり。凡そ天地の廣き上より見れば、漢土とても、いかでか天地の中ならん。五大洲の大なるよりいはゞ、彼もまた東偏の小國なり。彼自ら中國といひ、四方の國を夷狄といふは、内辭なり、私言なり。我彼に服從する國ならば、彼が内辭を守るべけれど、我は彼に服從する國にもあらず。ことに皇帝おはします國なるを、其國土に生れながら、かく不敬の言をなすは、狂愚の甚しきわざとぞいふべき。

共主の文字

彼は又た論歩を進めて、又茂卿が贈于士茹序に、天子の御事をさして共主と書けり。此共主の字は、漢書に見えたる語にて、戰國の時、列國の人の、周王を輕侮していへる詞なり。此不祥の詞を以て稱し奉らん事、甚だ恐多き事ならずや。東照宮よりこなた、此江戸に天下の政を統べたまへれど、謹て臣位に居たまひ、天朝

春臺を非難す

を翼戴したまふ事、至徳の盛なるいふもかしこきわざなるを、いかで憚も無く、かゝる文字をつかひけん。又印本に共主の字に、闕字をなせるは心得ず。共主と稱するからは、闕字をなすべき事にもあらず。又闕字をなさんものならば、別に稱し奉るべき尊號いくらも有るべし。もし又共主を尊稱なりと思へるならば、疎謬の甚しき事とぞいふべき。

彼は斯く徂徠の、不敬文字を指摘し、更らに轉じて其徒春臺に及んでゐる。蓋し春臺は徂徠に比して、更らに一層稱謂に就ては、不謹慎であるからだ。

又太宰純が、相中紀行に、世々の皇帝の額字の事をするせるに、某額は天皇某書と、皆御諱を書り。此恐れ多き事は、いふもさらなる事にて論なし。

又純が文に、山城天皇といへる事あり。且又いかなる狂言ぞや。天下知しめす天皇と申し奉る事、古今の通言なり。いかでか山城一國に限りて稱し奉らん。昭代寛仁の政、卑賤の儒生等が言をば捨て、是非をも正したまはぬまゝに、憚も無く、かゝる不敬悖亂の言をもいひ出づるぞかし。……仲尼の

正名を先となす

教は、正名を以て先とすといはずや。名の正しからざるは、名教の害ならんか。養老の律に、謀背國、從僞を謀叛といひ、指斥ニ乘輿、情理切害を大不敬といひて、ともに八虐の一と定められたり。……茂卿、純等たましく不諱の世に生れたるは、幸なりといふべし。されど周公、仲尼の道を學びたる人の、八逆の律を犯して、自ら知らざるは、悲しむべきわざとやいふべからん。

春海の結

而して村田春海は、其の結論として斯く語りてゐる。

大抵近世の文辭は、僭妄と、虚誕と、不敬と、亂俗との四つをまぬかるゝ事なし。當今寛仁の政、これを禁止したまふ事の無ればとて、搢紳君子、文章を以て自ら任とする人、此悖亂の習俗を改めずして、名教の罪人とならんは、なげかはしき事ならずや。

而して當時の林家中興の林大學頭(名は衡、遠齋先生と號す)の如きも、此書に對して、

時文摘紙一冊御示し被下、致一覽の所未發の議も多く、或は愚意に符節の所も有之、大に有益の事共にて、大喜びの至に御座候。と、裏書してあるを見れば、如何に時代の風氣が、大義名分論に於て、日に増し精嚴に趨きつゝあるかを、知る可きであらう。

徂徠の思想に對する一見解

徂徠の日本を重んじたること
入唐のこと

徂徠は思ひの外に自國を重んじたる人なり。其の證は、明律國字解の初めに、本書には、大明律とあれども、日本より大明と稱すべき子細なきゆゑ、改めて大の字を除くといへる理を委しく述べ、又南留別志には、昔しの博士どもが、大唐と書きたるは、年號を建てたるに應ぜぬことなりと見ゆ。是は吾が朝廷、屢々唐土へ使ひを遣はして、其の文物を引き入れ給ひしかども、彼の正朔を奉ぜずして、別に年號を建てられたるは、いとかしきことなるに、是に引き替へて博士等の唐を稱するに、大の字を冠せたるは何事ぞやと咎めたるなり。又同書に「入唐といふことは、昔しの博士の如何が心得たるにや、日本を夷にしたる詞なり」とあり。此の入の字の用法も漢文にては種々あり。入レ門、入レ國、入レ三毛、其の外書名の入蜀紀といへる類は皆一通りの義なれども、版圖外に就きていふときは、自ら己が國土を見棄つる意を生ずることなり。南留別志の辨章の作なる由見たり。

に、此の入唐の條を非難して「論語に、少帥陽擊磬襄入於海」と書き、史記韓王信入匈奴といふ類、世々の史臣多く書きたり。又唐に入蕃の語あり、翁は如何に思ひし」といひたり。されど是は入の字の義を能く盡さぬものにて、其の引用せる文字は皆儲に兵を借すの類にて、己れの説を破るゝ材料たり。即ち少帥陽擊磬襄は、共に魯を見限つて海に入り、韓王信は漢に背きて匈奴に入りたるに非ずや。是皆入レ門入レ國の入とは異なる義あるものなり。徂徠が入唐の文字の好からぬを尤めたるは此を以てなり。斯く餘人の絶えていはざる入唐の文字すら、日本を夷にすと、尤めたるものゝ、争でか自ら日本を夷と稱すべき。今孔子の圖贊の庚子とあるを考ふれば、即ち享保五年の幹支にして、徂徠晩年の時なれば、其の年若く見識未だ定らざりし頃の作にも非ず。彼是合はせ考ふれば、日本國夷人の文字を以て日本を夷にしたりと云ふは、讀む人の誤解なること明かなり。

〔中根香亭遺文〕

【九三】 平田篤胤の古道大意

篤胤の著述及び門下

平田篤胤は、國學者として、幕府末期の巨人だ。彼は學者としてよりも、寧ろ

宣傳者としての篤

古道大意の出版

古道の定義

國學の宣傳者として、より大なる勢力を天下に及ぼした。其の著述百餘部、卷數千卷に近く、東脩の門人五百五十三人、死後に至りて入門の者一千三百三十人と云へば、其の門戸の隆なる、以て知る可しだ。

彼は本居宣長に私淑し、其の未見の門人であつた。然も彼は宣長の學究的態度でなく、寧ろ武斷的に、挑戰的に、其の博辯強辭もて、他を壓倒せんとする風があつた。されば其の宣傳者として、世上を風靡したるは、決して偶然でない。

左に掲ぐる「古道大意」の如きは、彼の講説を門人が筆記したるものと稱してゐる。そは文化七年庚午の歲に出來つたるものにして、彼の養子平田篤胤が、文政七年甲申七月の序文あれば、其時に出版せられたるものであらう。即ち佐藤信淵の混同秘策や、會澤安の新論やと、略ぼ同時に世に出でたるものであらう。彼は先づ古道の定義として、

此方の學風を古學と云ひ、學ぶ道を古道と申す故は、古へ、儒佛の道、未だ御國に渡り來らざる以前の、純粹なる古の意と、古の言とを以て、天地

古道學の由来

水戸義公と古道學

の初めよりの事實を、すなほに説き考へ、その事實の上は、眞の道の具つてある事を、明らかにする學問である故に、古道學と申すのでと云うてゐる。

抑もこの學風の由つて來る其始めは、東照大神君、その絲口を開かせられ、公子尾張の源敬公、その御遺意を紹せられ、さて水戸中納言光圀卿、大きに興起あらせられたことである。

斯くて彼は張膽明目して、水戸義公が、古道學に努力したる顛末を語つてゐる。此君（光圀）の世に殊れて御坐ることは、世の人の能く存じ居ること、則ち世に水戸の黃門様と申すは、此御方のことで、此君が世の中に、唯々唐の學問ばかり行はれて、御國の古き御代の事などは、心にする者のなきことを、御歎きなされ、第一には、禁裡を殊の外、御尊敬あらせられ、數の學者を御抱へあそばし、先づ世に有りとある古書を御集めなされ、又諸國の神社佛閣及び在々に至るまで、あまたの人を分け遣はされて、いさゝか一枚二ひらに

足らぬ物も、古き書物をば、悉く御集めなされ、夫を明細に御吟味有つて、神武天皇の御代より、後小松天皇の御代まで、御代は百代、年數二千年ありの間の事を、具に御選びなさせられ、大日本史と云ふ歴史を御作りなされ。又神道集成と云ふをも御選びなされ、又古書はもとより堂上方の世々の御記録を始め、數百部の書物の中より、朝廷の御禮儀に關ることどもを、御類聚なされて、五百卷餘りの書となされたでム。

禮儀類典

此御大業の御入用として、御高三十五萬石の内、十萬石を分けおかれまして、誠に數十年の御辛勞で、終に御成就なされ、扱朝廷に奉られたる處が、朝廷にも御感斜めならず思し召し、右五百卷の御書物をば、禮儀類典と云ふ題號を、御つけ下されたでム。

本居宣長の推賞

斯くて彼は光圀が契沖をして、萬葉集代匠記を撰せしめたことに及び。契沖を説き、荷田東麿に及び、賀茂真淵に及び、終ひに本居宣長に及び、扱この翁の學問の大じきことは、世に類なく、それは其の著はされたる書ど

東照公の古書蒐集

宣長といつて居賞して居

もを讀み明らむれば、能く知れることで……又その心の公にして、私なきことは、弟子中へ誡められたる詞に、我に隨つて物學ぶ輩は、我後に又よき考の出來たらんには、必々わが説に泥まぬがよい。我がいひ置たることも、違ひたることの有るをば、其違つてある故を言ひて、よき考へを弘めよ、……と、玉勝間と云書に於いて置れてム。また村田の橋彦と云ふが……翁の御門人に成たいと云ふて、交通したる返事に、……皇朝の學問に於ては、秘事口傳など申すことは、露程もこれ無く候。左様の義を申し立候は、皆邪道にて候。多く道を説き聞かせ候が本意に候へば、門弟子ならずとて、野生に於ては、秘し申し候義、さらしく御座なく候。而して其の結論として、
畏くも東照大神君、御武徳を以天下を治めさせられ、其御仁澤至らぬ限なく、人々忠孝の道を心得、尊内卑外の旨をも辨へて、次々古に歸り行へき中にも、世を治めさせらるゝには、古道を學ぶべきこと、專一なる儀を思し召さ

尾張敬公の業

古學紹述者

家康古書蒐集の功

れ、天下に命せて、古書を御求め遊ばされ、緊要の書等をば、悉く書寫を命ぜられ、京都にも、江戸にも、駿府にも、差置かせられてム。……擬其多く集めさせられたる古書どもをば、尾張源敬公に御附屬なされ、敬公是に依つて、神祇寶典、類聚日本紀など申書を撰ませられ。又水戸の源義公、其御志を繼せられ、有用の御書ども御撰有たる御事は、既に上に申すが如く、是より世に弘まり、この學問に仕へ奉る人々、追々出ましたる中に、身は下ながら、荷田宿禰羽倉東滿翁、賀茂縣主岡部真淵翁、平阿曾美本居の宣長翁、此三人の大人等、次々に勵み學ばれ、其門流も多く、今かやうに眞盛と相成り、我輩に至るまで、太平の御徳化を蒙つて、心寛に古へ學び仕へ奉ること、成りたるは、専東照大神君の御恩頼によること、有り難しとも尊しとも、稱へ申すべき詞もナイでム。

と云うてゐる。彼が徳川家康を、古學古道の元祖と尊稱したるは、聊か附會の説と云ふ可きだが、而も其の淵源に溯れば、家康が古書蒐集の功は、決して無視す可きではあるまい。尾張敬公や、水戸義公が、果して家康の志を紹成したるものであつた乎、否乎は、姑らく疑問とするも。

【九四】 平田篤胤と國體及び尊皇思想の鼓吹

篤胤退去命の原由

平田篤胤は、決して幕府に對する反抗兒ではなかつた。然も彼が幕府の忌諱に觸れ、其の晩年本國秋田に退去（天保十二年六十六歳）を命ぜられたのは、幕政を誹譏したるでもなく、亦た政治上の異見を流布したるでもなく、唯だ彼が博識、宏辭に任せて、種々の議論を逞うしたるによる。その消息は、天保五年甲午六月附にて、林大學頭より、左の如き答申書を、幕府に差し出したるを見て判知る。

浪人 平田大角

林大學頭
の答申書

右者近來一派之國學を専ら主張、種々の書を著し、儒道、佛道、世上の神道を誹、強て一己獨得之存念を押し立て、世を欺き人を誑き候、逆、別紙の通申出候者有之よしにて、其書面御下げ、了簡仕可ニ申上旨被ニ仰聞承知仕候。右大角一派之國學を立候て、人を迷し候次第者、御下げ之書面詳細に説破仕候。通、少しも相違無之儀に御座候。尤至而淺はかなる著述に而、眞に讀書仕候。輩は、元より取用候者も無之候得共、人情者舊を厭ひ、新を好み候者故、古來行はれ候事は、唯有觸候儀と被レ存候。都而書籍板刻は失費不レ少もの故、新刻物出來不レ仕候處、大角之著述は、夥敷世に板行仕候事、畢竟信仰之もの多有之證に御座候。就而者大角之世之妨、人の害出來候事、御下げ書面之表に而、逐一申盡候。通にて、尤至極之其上、可ニ申上儀も無御座候。……其著述者、一時を欺き候迄にて、後年に至り候而者、誰有而看讀仕候者も無之、

絶板無用

穩便の見

問題惹起

遂には反故と相成可レ申事、顯然に御座候間、絶板之御沙汰には及び申間敷哉に御座候。但尾張殿扶助致し被レ置候而は、何となく公儀へも響合、それにて依て心得違ひ、彌被レ欺候者も、此後多く出來可レ申候に付、尾張殿家老へ扶持取放被ニ申付、可レ然旨之御沙汰御座候は、年來大角巧候深意も違ひ、世上に而も、自ら取用候者薄らぎ、世之妨、人之害と可ニ相成ほどの事も、出來間敷と奉レ存候。

此の如く林家でも、平田の著書絶板とまではなさず、只だ尾張侯からの扶持を取り止むることの、案を具して答申した。

然るに天保七年丙申の歳、六十一歳にして、大扶桑國考を上木し、天保八年丁酉の歳、天朝無窮曆成り、此れが爲めに問題を惹起した。

さて皇道の氣焔、天下に瀾蔓するに隨て、大義名分の説、遂に徳川幕府の忌憚る所となり、遂に群小の奸策に陥れられたり。其所以は、徳川幕府の儒臣、林家の親族等、大人が古學を唱道して、儒を排するを惡み、扶桑國考

の絶板を命ぜり。また天朝無窮曆の著あるや、頗ぶる司天臺の説に違へり。茲に於て天保十一庚子の歳六月、幕府の閣老が、大人の身分履歴等を糺す事とは成れり。(國學者傳記集成)

大扶桑國考

大扶桑國考は、別に絶板を必要とする程に、何等當世の問題には觸れてゐない。此れは唯だ支那の書籍にある扶桑國が、我が大日本國のことであると云ふ次第を、布行したるものに過ぎない。諸越の古書どもを閱するに、其國の古傳記に、東方大荒外に、扶桑國と稱する神眞の靈域、君師の本國ありて、その國初に出興せし、三皇五帝など云ふは、謂ゆる扶桑國より出で、萬づの道を開きたる趣に聞ゆるを、採り集めて、熟に稽ふるに、其扶桑國としも謂へるは、畏さや吾が天皇命の神ながら知食す、皇大御國の事にして、其の三皇五帝と聞えしは、我が皇神等にも御座しける。其は固より然るべき道理なるを、今その由緒を述べて、なほも天照坐大御神の本つ御國の大御光を輝さむと爲るに、既に此方の古人たち、

漢學者の疑問

自ら招ける著述差

其扶桑と云ふを、皇國の漢名となし、詩賦文章の類にも往々用ひ、また歌文の集、紀事の書の名にも負せたるを、近き世の學者たちは、其を非と論へるも、許多あり。然れど此は古人の皇國に當たるが實に叶ひて、其の非と云へる後人の論ぞ、却りて非には有ける。(大扶桑國考) 此れが本書著述の旨趣だ。彼が日本中心説、日本神國説、而して皇室神統説は、本書にも能く闡明せられてゐる。されど此れが幕府の忌諱に觸る可き筋として、一も見出さない。但だ漢學者の立場から見れば、猶ほ彼の天朝無窮曆が、司天臺より、疑問の出で來りたるが如く、疑問の出で來るは、當然と云はねばならぬ。然も彼は儒佛のみならず、他神道及び國學者に對しても、八方に當り散らしてゐる。彼が晩年秋田に退去を命ぜられ、且つ同時に著述差留を命ぜられたのも、其の自から招きたるものありと云はねばなるまい。されど彼は當代の時務に、何等貢獻せざりしとするも、其の國體思想、尊皇思想の鼓吹者としては、最も

有力にして、且つ有効なる一人であると云はねばならぬ。

篤胤の信長賛

正親町天皇の大詔

伊勢男山の造督

廢典を起す

抑も信長公の朝廷を尊崇し、世の衰廢を興復せられしは、専ら正親町天皇の大詔にぞ依れりける。さて此の時は、前に論へる如く、天下逆亂の極みなりしかば、皇居も荒果て、有るか無きかの御有様なりしに、信長公まづ大に皇宮を造督し給ひ、亂れ世の中ながら、金子を都民に貸して、其の息を經費に供へられ、廷臣等も窮迫して粥を食し給ひし程なりしに、此の公其の采田を檢して、人に賣る者は、價を償ひて其の舊に復し、また二條の城趾を賜ひしにも、自らは住ませられず、其の處に宮室を營みて皇太子に獻られ、猶また伊勢の兩宮は天武天皇より此のかた二十年に一度づゝ造進せらるゝ御事なるに、兵亂の爲に皇室と共に數百年衰廢せしを、信長公奏請ひて、男山の八幡宮と共に造督せられ、また武田勝頼を滅して歸陣せらるゝ時に、熱田宮に賽して、其の宮を修造せられ、天正六年正月、始めて節會を行はれし時も朝儀廢絶せしを、此の公廢典を起して執行ひ給ひしなど、人みな感歎せし由なり。すべて此の公は小義に拘はらず、專に大義を勤めて、まづ天の下に皇室の尊きを知らしめ給へり。最も太じき功績ならずや。然るに新井君美ゆしの論に、此の公の義昭を諫められしは、義昭の爲に忠を盡されし事とは見え、義昭の惡を世に顯さむとの計と見ゆと云ひ。また三好、松永が輩を速に誅戮せられざりし事など、何くれと論はれたれど、みな小義に泥みて、大義を思はざるの説なり。其は當時天下の逆亂極りて、大義名分を知る者なく、皇室の尊きを忘る

根本の勤王を行ふ

る程なれば、況ては私の主従の義理などは論ふべき所に非ず。然れば先づ至尊と御坐す天皇の御上を世に知らしめなむには、其の下の主従たる義理も、自ら明白に成りぬべく、是を以て此の公、まづ根本たる勤王の事を第一に行はれしなり。是れ重き大義には叶ひてぞ有ける。此は畏き事ながら、東照神御祖命の、大阪の風徒を滅して、まづ宸襟を休め奉り給ひ、後に學問の道を起して、天下に大道を知しめ給へる御事と合せ思ふべし。〔玉璣〕

第十六章 水戸の名分論

【九五】 藤田幽谷の正名論 (一)

水戸派
藤田根元

藤田幽谷に就ては、既に多く語りてゐる。(参照 雄藩篇 九〇—九七) 然も此の機會に於て、更らに一言の必要がある。そは水戸の尊皇攘夷を説くには、到底彼を看過す可きではないからだ。乃ち會澤安の如きも、畢竟彼の意見を祖述したるものだ。(参照 七四—八〇) 而して其子藤田東湖、及び東湖の主烈公(齊昭)の如き、亦た其の思想の根柢は、彼の立論に基くと云ふ能はずんば、彼の立論と同一であることは、是亦た既記の通りだ。(参照 八一—八四)

但だ是迄觀察し來れる大義名分論の中に於て、藤田幽谷を除外する譯には參らないから、更に少しく其點に就て、語る可き必要がある。而してそれには彼の有名なる、正名論の一節を掲げねばならぬ。

大義名分
論と藤田
幽谷

正名論者
述動機

正名論に就ては、彼の門人會澤安も、既に記してゐる。(参照 雄藩篇 九〇、九一) 今ま彼の子東湖の記する所によれば、

寛政紀元、立原先生に従ひ、江戸に遊ぶ。始めて柴野彦輔、吉田坦藏、太田才佐等と相ひ識る。英名都會に藉く甚だし。居ること月餘家に歸る。何も亡く、幕府の執政白河源公(松平定信)君の名を聞き、其の文辭を觀んと欲す。人或は君に謂つて曰く、子天材絶倫、一國の器に非らざる也。苟も臆仕を獲んと欲せば、幕府に事ふるに若くは莫し焉。今ま白河侯新たに政を江戸に爲し、務めて人材を拔擢す。而して子の文を求む、千載の一時、失ふ可らざる也と。君笑て而して答へず。酒ち正名論を著はし、君臣の大義を述べ、以て之に應ふ。白河侯蓋し原と君を聘するに意有り、正名論出づるに及んで、事遂ひに寢む矣。(先考次郎左衛門藤田君行狀)

果して定信に其意あつた乎、否乎を知り難きも。正名論は、寛政元年幽谷が十六歳の時に著はしたるもので、此れが彼が畢生の根本思想であつたことは、

幽谷根本
思想

名分の大切

疑を容れない。

甚矣、名分の天下國家に於ける、正且つ嚴ならざる可らざる也。其れ猶ほ天地の名く可らざるがごとし邪。天地有りて然して後君臣有り、君臣有りて然して後上下有り、上下有りて然して後禮義措く所有り。苟も君臣の名正しからざれば、而して上下の分嚴ならざれば、則ち尊卑位を易へ、貴賤所を失ふ。強は弱を凌ぎ、衆は寡を暴く。亡ぶる日無し矣。故に孔子曰く、必ずや名を正さん乎。名正しからざれば、則ち言順ならず、言順ならざれば、則ち事成らず。事成らざれば、則ち禮樂興らず、禮樂興らざれば、則ち刑罰中らず。刑罰中らざれば、則ち民手足を措く所無しと。(正名論)

此れが正名論の冒頭だ。而して彼は其の例を、春秋時代の周室に取り、周の衰へ、王室絶えざる綫の如きに際して、孔子春秋を作り、以て名分を道ひ、天に二日なく、地に二王なき所以を昭らかにすると云ひ。論鋒一轉して、我が日本帝國に及んで曰く、

春秋時代の周室の例

日本皇統の悠遠

赫々たる日本、自祖の國を開きてより、天を父とし、地を母として、聖子神孫、世を繼ぎ徳を明らかにし、以て四海に照臨す。四海の内、之を尊んで天皇と曰ふ。八洲の廣き、兆民の衆き、絶倫の力、高世の智有りと雖も、未だ曾て一日たりとも、庶姓の天位を奸す者有らざる也。是を以て、皇統の悠遠、國祚の長久、舟車の至る所、人力の通ずる所、殊庭絶域、未だ我邦の如き有らざる也。豈に偉ならず哉。(同上)

兩谷の本領

彼が日本國と、日本の皇室に對する意見は、必らずしも彼一人の所有ではな
い。水戸に於ては、光圀以來、而して水戸以外にも、亦た斯る意見の所有者は、
多くある。されど其の意見を現實ならしめんとする點に於て、彼の本領が發揮
せられてゐる。

〔九六〕 藤田幽谷の正名論 (二)

天子垂拱
の由來

彼は我が皇統の、絶對獨特の位置を、天地の間に占め給ふ所以を説き、更らに一步を轉じて曰く、

世に治亂有り、時に盛衰有り。中葉以來、藤氏(藤原氏)權を専らにし、其の幼主を輔くるや、號して攝政と曰ふ。然も時に其政を攝するのみ、其位を攝するに非らざる也。政を天子に還すに及んで、則ち號して關白と曰ふ、萬機の政、其人に關白する也。是皆な上の命ずる所、敢て僭號を爲すに非ず、而して天子垂拱の勢、亦た由りて來る有り矣。

武門政治

此の如く藤原氏時代の歴史を叙し、更らに武門政治に及んで曰く、鎌倉氏の覇たるや、府を關東に開らき、而して天下兵馬の權、専ら歸す焉。室町氏(足利氏)の覇たるや、輦轂の下に據り、而して驩虞の政、以て海内に號令す。生殺賞罰の柄、或は其手に出で、威稜の在る所、之に爵命の隆さを加

秀吉の恭
順

ふ。傲然尊大、公卿を奴視す。攝政關白名有りて而して實無く、公方の貴き敢て其右に出づる者無し。則ち武人大君と爲るに幾乎矣。豊臣氏天步艱難の日に當り、身は匹夫より起り、霸主の業を致し、天子を挾んで、以て諸侯に號令し、長策を振うて以て域中を驅使す。遂ひに藤氏關白の號を奪うて、而して之を有つ矣。其の強疏此の如く、而して猶臣禮を執り、以て皇室に事ふ。敢て自ら主と稱せざる者、名分の存する故也。名分の存する所、天下之を仰ぐ、強霸の主、西滅、東起、而して天皇の尊き自若也。

廉と文

彼は何故に、近世日本勤王の元祖とも云ふ可き、織田信長を閑却したる乎。そは兎も角も、豊臣秀吉の恭順に就ては、深く認むる所があつた。東照公戰國の際に生れ、干戈を以て海内を平定す。殘に勝ち、殺を去り、皇室を翼戴し、其の正朔を奉じ、其の官爵を受け、征夷大將軍を以て東海に居る。四方を控制し、天下を鎮撫し、文子(秀忠)武孫(家光)世は先烈よりも

や、比倫を失す

尊皇崇幕論

水戸の傳統的精神

光る、尺地一民歸往せざる莫し焉。君臣の名正しく、而して上下の分嚴、其の至徳たる、文子文王の下に在らん哉。彼は此の如く思ひ切りて、徳川家康に頌徳表を献げてゐる。されど家康を文王に比較すれば、我が皇室を殷紂に比較せねばならぬではない乎。彼は此に於て頗る比倫を失してゐる。されど十六歳の青年、固より斯る點まで思ひ及ぶ可くもなかつたであらう。強ひて苛評する必要もあるまい。

古の聖人朝覲の禮を制するは、天下の人臣爲る者に教ふる所以也。而して天子至尊、自ら屈する所無し。……而るを況んや天朝開闢以來、皇統一姓、之を無窮に傳ふ。神器を擁し、覽圖を握り、禮樂舊章、率由改めず、天皇の尊、宇内二無し。……是故に幕府皇室を尊めば、則ち諸侯幕府を崇ぶ。諸侯幕府を崇めば、則ち卿大夫諸侯を敬ふ。夫れ然して後上下相ひ保ち、萬邦協和す。甚矣名分の正、且つ嚴ならざる可らざるや。彼の尊皇崇幕論は、唯だ幕府皇室を尊めば、則ち諸侯幕府を崇ぶの一句にて、

言ひ盡してゐる。此れは水戸の傳統的精神と云はずんば、少くとも傳統的主義である。

天皇國事に與らず

今夫れ幕府は、天下國家を治むる者也。上に天子を戴き、下は諸侯を撫づ、霸主の業也。其の天下國家を治むる者は、天子の政を攝する也。天子垂拱して政を聽かず、久しければ則ち變じ難き也。幕府天子の政を攝する、亦た其勢ひ爾り。異邦の人言へる有り、天皇國事に與らず、唯だ國王の供奉を受く、蓋し其實を指す也。

幕府王を稱すべからず

然りと雖も、天に二日無く、土に二王無し、皇朝自ら天子有り、則ち幕府宜しく王を稱す可らず。其の天下國家を治むる、王道に非らざるは莫き也。伯にして王たらざる、女王の至徳たる所以。其の王にして覇術を焉れ用ひん與りは、其の覇にして而して王道を行はんには若かず。日本古より君子禮義の邦と稱す。禮は分より大なるは莫く、分は名より大なるは莫し。慎しまざる可らざる也。夫れ既に天子の政を攝す、則ち之を攝政と謂ふも、亦た

時代精神の一端

名正しく、而して言順ならず乎。彼は將軍は王と稱す可らず、然も天子の政を攝するが故に、攝政と云ふ可しと論結してゐる。要するに藤田幽谷の正名論は、寛政から文化、文政に互れる、時代精神の一端にして、未だ必らずしも藤田幽谷一人の卓見でもなく、發明でもない。然るに松平定信が、此論を見て、彼を擢用するを中止したと云ふは、何故であらう。

【九七】 水藩の尊皇攘夷と藤田幽谷 (一)

尊皇攘夷の首唱者

藤田幽谷は、大義名分論の鼓吹者であるのみならず、亦た尊皇攘夷説の首唱者と云ふ能はずんば、少くともそれに庶幾かつた。先生春秋尊皇攘夷の義に於て、尤も名分を謹しむ。君臣上下の際、華夷内

外の辨、之を論ずる極めて詳明、行文措辭、其の名分に涉る者、片言隻字と雖も、未だ曾て容易に筆を下さず。而して最も思を、神聖經綸の業に致す。典章制度、立論精確。(及門遺範)

此の如く彼の高足の門人、新論の著者會澤安は特筆してゐる。而して幽谷の子東湖、亦た其父に就て、斯く語りてゐる。

外船來航

文政五年諸夷船、相の浦賀に至る。幕府以爲らく虜舶漂蕩して而して來る、他故有るに非ずと、責ずして而して之を還す。七年虜船又た東海に出沒し、遂に我が常陸北郡大津村に上る。村人之を囚へ以て聞ふ。時に虜の巨艦四に海上に在り、夷奴囚に就くを知り、屢ば帆を揚げ海岸に迫り、我が形勢を伺ひ、或は大砲を鳴らし、我が人民を驚駭せしむ。一時恟々、幕府使を遣はして、事由を按檢す。道路皆な言ふ、官吏必らず亦た無事を以て、焉れを處せむと。(先考行狀)

外人斬殺の計

此れが當時の形勢だ。此に於て幽谷は、其の一子東湖をして、自から一死を決

して、外人を斬殺せしめんとした。其の顛末は、左の通りである。
 君（幽谷）慨然として彪（東湖）に謂うて曰く、汝死を夢まざる耶、彪曰く家君
 在り焉、彪何んぞ死を愛まざるむ。然りと雖も、家君にして而して命ず。萬
 死と雖も顯みざる也。君且つ泣、且つ奮うて曰く、信に我が兒也。我が汝に
 望む所他に非ず、今ま黠虜神州を蔑視し、敢て人民を驚駭す、此れ豈に一國
 の恥ならん哉。幕府固より空しく祖宗の典刑を正し、斷然夷奴を戮し、以て
 海の内外に示すべし。萬一苟且偷安、放還の策に出でなば、則是れ赫々た
 る神州一男兒無き也。吾深く焉れを愧づ。汝疾く馳せて大津に至り、其の夷
 俘を放還するを聞かば、則ち虜舎に至り、臂力を盡し以て夷奴を斬り、然し
 て後從容自首、以て官裁を請へ、豈に壯ならず哉。吾女子多し、汝一男有る
 耳。汝にして而して死す、則ち吾が祀絶矣、此れ固に吾汝と與に命窮するの
 時也。汝願慮する勿れと。彪奮うて曰く、敬んで教を奉ず、乃ち速かに行装
 を辨す。忽ち飛使有り告ぐ、官吏大津に至り、翌日虜を放つて而して還らし

幕使を責
んとす

ひと

凡そ封内の治、事大小となく便宜之處するは、我藩（水戸）の常なり。獨り
 虜船の變、事天下に關はる、故を以て我が君相敢て裁決せず、命を幕府に受
 く、君嘆じて曰く、神州の恥雪がざる可らざる也。大津は我が水戸の地、今
 ま我兵備を嚴にして不虞を戒しめ、以て幕府に聞く、而して幕府一介の使を
 差して、直ちに其事を處置し、一議の我が君相に及ぶ無し、亦た異ならず乎。
 吾將さに官吏を道に要し、責るに大義を以てせむ。既往の事遂ぐ可らずと雖
 も、庶くは亦た以て少しく國家の氣を振ふに足る矣。廼ち執政興津氏に到
 りて之を乞ふ。政府詰るに史臣（時に幽谷彰考館に在りて、修史を掌る）の宜しく關る
 所に非らざるを以てす。君故事を引き、大義を叩き以て之を辯す。政府已を
 得ず君をして、官吏を責むる所以の條件を書して以て上らしむ。
 君退いて而して歎じて曰く、古の他邦に使用するや、命を受けて而して辭を受
 けず。願ふに應對、機何如に應ずる耳。今ま預じめ其辭を議す、亦た戻らず

幕使詰責
條件起草

乎。然も此れ國の事、以て盡さざる可らざる也。是に於て終夜寢ずして、手から草して而して之を出す。政府依違決する能はず、官吏遂ひに城下を過ぎて而して去る、事行ふを果さず。是れ自して虜舶出沒、歳として之れ無きは無し。君慷慨憤激、建白する所あらんと欲す、而して時爲す可らざる也。

(同上)

實行的攘夷家

此の如く藤田幽谷は、單に書齋的攘夷家たるに止らず、亦た實行的攘夷家たらんとした。

水藩尊攘論近因

水戸藩の尊皇攘夷の運動は、其の由來する所、之を遠くせば、種々の原因ある可きも、其の近因は、幽谷其人にありとせねばならぬ。所謂る尊皇攘夷の大本尊と目せられたる、水戸齊昭の如きも、幽谷の孫弟子だ。彼は未だ部屋住の時から會澤安を以て、其師とした。而して尊皇攘夷黨の巨魁とも見る可き、藤田東湖は、實に彼の一子であつた。

【九八】 水藩の尊皇攘夷と藤田幽谷 (二)

幽谷攘夷説の特色

藤田幽谷の尊皇攘夷説は、書齋的の空論でなく、直ちに之を當世の務に應用せんとしたる所に於て、尤も其の特色を見る可きものであらう。特に彼の攘夷説に於て、其の然る所以を見る。文化年間、露人の我が北邊を騷擾するや、彼は慨然として歳旦の詩を作りて曰く、

春來一夜斗廻杓、北顧還憂胡虜驕。投筆自憐班定遠、忘家誰擬霍嫖姚。長蛇應畏神兵利、粒食曾資瑞穗饒。宇內至尊天日嗣、須令萬國仰皇朝。

幽谷の理想

惟ふに萬國をして皇朝を仰がしむるが、彼の理想であつたらう。然も此れが他日に於ては、やがて維新回天の事業の理想となり、目標となつたものだ。彼が文政六年癸未六月廿九日附にて、其君、水戸齊修に封事を上りたる中には、實に左の如き一節がある。

幽谷封事

乍レ恐申上候。異國船之事、實に天地の一大變、其禍一朝一夕之故には無レ之候。當今こそ先づ無事の體に相見え候へ共、其禍難の發し候事、遅き程、却て不レ可救の勢に罷成可レ申哉と、日夜切齒不レ堪レ憤懣奉レ存候。……開關以來神州安危の機、實に今日に在候へば、乍レ恐君上三藩(尾、紀、水)之御大任は不レ及ニ申上、東照宮の神孫に被レ爲レ入候へば、何とぞ非常之御雄斷を以て、大東の御鎮撫、且は社稷の大計を御決被レ遊様仕度奉レ希候。(封事)

藩主の問に答ふ

和漢蘭學者の弊

彼は日本にて攘夷が出来なくとも、せめて水戸一藩だけにても、攘夷を行はんとして、其の君主に意見を具申してゐる。彼は其の君主齊修から「異國船之儀、漢學者は畏れ過ぎ、武人は侮り過候様思ふが、汝の意見如何」との質問に付き、左の如く答辭を呈してゐる。

一 から學者の内にも、種々有レ之、稽古微令、通ニ達國體、よく天下之憂に先つて憂候ものも有レ之、詞章記誦、曲學阿世之徒も可レ有レ之、一樣には

武人一同の憤激

姑息の害

論難奉レ存候。から學者と申も、春秋の義、内外之名分をも存候ものは、漢學者やはり日本魂のたねと罷成候。國學者杯の自分勝手を申候は、兒童の我ま、申たさ儀を申同様、不レ足レ論候。扱蘭學者杯は、旁行の書、侏離の言を覚え候て、海外之志を達候は格別、一體西洋の諸國十字教(耶蘇教)を奉候其心根より出候著述の書冊に候へば、其學を好候もの、心術何共難レ測候間、容易に信用罷成申間敷奉レ存候。

一 武人は侮り過ぎ候と申事も、貴地(江戸)は如何に候哉。御國許杯は、去年中迄は、讀書の士は格別、文盲の者共は、外夷の事情も、相分り兼候間、事もなき様に申居候へ共、當年に到候ては、本心之もの共は、いづれも目をさまし、甚恐懼の心を生じ候。乍レ恐人の良心は、天性より受け得、尙文武士と申名目も有レ之候ゆへ、何程風俗衰弊の只今にても、一同憤激、外夷の侵侮を禦ぎ申度心に罷成候。

乍レ去當時肉食の鄙夫、姑息の取扱にのみ御任せ被ニ指置候へば、折角は

幽谷所論の效果

り込候義心も、不覺はり合ぬけ候て、諸人解體、此上御用に不_レ相立_一候様可_レ相成_一と、寒心仕候。

此の如く彼は其の所見、所論を以て、之を水戸に實行せんことを期した。然も彼の一代には之を行ふを得なかつたが、彼の次代に於ては、殆んど水戸の君臣は、彼の理想通りの目標に向て、互ひに慕進した。此の點に於て、一個の藤田幽谷なるものは、烈公—齊昭—よりも、東湖よりも、及び其他の水藩の濟々たる多士の誰よりも、最も有力にして、且つ有効なる者と云はねばならぬ。幽谷微りせば、水藩の尊皇攘夷の活動は、覺束なしとは云はぬが、されど彼の存在が、確かに其の活動の近因をなした。

第十七章 頼山陽の史論

【九九】 尊皇說と頼山陽

社會運動と群衆心理

凡そ社會の運動には、群衆心理の作用を要す。第一は物質的必迫であり、第二には精神的刺戟である。而して精神的刺戟には、其の知識に訴ふるものと、感情に訴ふるものとの二者がある。理想の根柢は知識であるが、然もその理想に向つて、人心を活動せしむるには、感情の刺戟が大切だ。特に群衆心理に於て最も然りとする。例せば一場の演説が、乍ち活劇を激成するが如きもの、則ち是れ。

朝廷尊崇の盛行

大義名分の研究、朝廷尊崇の議論は、寛政から文化、文政にかけて、殆んど天下の識者を席捲した。彼等の中には、幕府を本位として、朝廷に及ぶ者もあり、朝廷と幕府との兩本位論者もあり、若しくは朝廷を本位として、幕府に及ぶ者

幕府顛覆論未だ起らず

尊皇論鼓吹の有力者

山陽思想の穩和

もあつた。然も公然討幕論を唱ふる者は、殆んど一人も見出さなかつた。否な唱ふる者なきのみならず、心から幕府を倒さんと欲する者は、天下に一人も無かつたとは云はぬが、恐らくは極めて少數であつたらう。

要するに大義名分は、當時の題目であつた。朝廷尊皇は、當時の問題となつた。然も幕府顛覆は、未だ問題とする程度に進んでゐなかつた。但だ大義名分や、朝廷尊皇を、其の極端迄推し進むるに於ては、或は倒幕に到らねばならぬと云ふことは、寧ろ事後に於て、推斷す可きものであらう。

水戸派の尊皇説は、半は知識に訴へ、半は感情に訴へたるものにして、其の論旨は、藤田幽谷の所謂る朝廷を尊び、幕府を崇ぶにあつたにせよ、其の人心を鼓動するや、其力頗る大なるものがあつた。然も此際に水戸の如き大なる背景なく、只だ一浪人の文士として、天下の尊皇心一敢て倒幕と云はずを鼓吹するに、最も興りて力あつたのは、恐らくは頼山陽を挙げねばなるまい。頼山陽は思想の上から見れば、極めて穩和であり、微温であり、頑冥ではない

山陽の幕府に對する思想

革命家にあらす

が、寧ろ保守であり、過激でなく、寧ろ漸進であつた。彼は思想の系統に於て、決して淺見綱齋や、竹内式部や、若しくは山縣大貳の流派ではなかつた。彼は純然と云はざるも、先づ概して其父頼春水、及び父執柴栗山、義叔父尾藤二洲等の後継者であつた。彼は決して現状破壊論者でなかつた。その證據に、彼が晩年の著述通議を見れば、分明的だ。彼は唯だ現状維持と共に、それを修理せんとしたのだ。即ち家屋を破壊して、更らに之を新築するにあらずして、舊家の雨漏りや、白蟻の喰ひ込んだのを、それ／＼手を入れんとするにあつた。彼は心からの幕府尊皇者であつた乎、否乎は、何れも斷言は出来ない。彼が所謂る中井竹山の如く、東照宮—家康—の崇拜者でなかつたとは勿論だ。されど彼は決して家康の攻撃者では—少くとも表面に於て—なかつた。否な大阪役の一件さへも、家康の爲めに、辯護の説を費してゐる程だ。

要するに彼は決して倒幕論者でなかつた。彼は恐らくは夢にだも幕府を顛覆して、朝廷の政治となすことを、考へてゐなかつたであらう。若しそれ程の思想

山陽著作
の感化力

があつたならば、少くとも彼の治安策とも云ふ可き通議の中に、其の機微が現はる可きである。其の痕跡が発見せらる可きである。然も全く是れなきを見れば、彼が幕政の猛烈なる革命家でなく、改革家であつたことが判知する。然るに彼の詩や、彼の日本外史や、彼の日本政記が、尊皇倒幕論の福音書となり、維新回天有志の虎の巻となつた所以のものは、何故であらう。彼の著作の感化は、文政から天保の初期、彼の生存中にも、多少世上に波及した。されど其の重大の二字を以て、形容す可き程の感化は、天保中期から弘化に及び、弘化から嘉永、安政に及び、嘉永、安政から、文久、慶應に及び、時代が降る毎に、愈よ其の濃厚、切實の程度を加へ來つた。

抑も此れは何故であらう。そは彼が専ら乾燥無味なる、抽象的の理論を事とせずして、多く史實に據り、更らに他の感情に訴へた爲めであらう。山陽は日本國民に、尊皇に就て、考慮す可きを教へたるのみならず、感激す可きを教へた。

其の因由

山陽の日本外史述作の抱負

先日小石より片紙一緒に相達、岸(胸)責之事申上候。今日只今備後より到着、即刻江戸飛脚へ差出候、大に心配仕候。御間に合兼可申候へ共、御想亮可被下候。此節外史日夜校正、大方正月中旬迄には差下(江戸へ)可申候間、よろしく御周旋可被下候。序文杯之事も如何とも御思慮被下候。只々私爲レ國爲三世道二竊成此書、乍二部隔二天下後世に不朽と相成候様に御座候へば、只今眼目候ても無遺恨一候。是に而釣レ名レ利之念は、微塵毛頭無レ之事は、老兄も御稔知可被成候。竹山逸史など誤論のみに而、差而益二人心二とも相見不申候へ共、得レ時不三沈埋二候事に候も、其節諸公周旋之力と可申候。猶々期二其節一候。草々頓首。

戊嘉平廿七日

米 庵仁兄

襄 拜啓

〔山陽書簡〕

〔1100〕 山陽と復古的思想

時代の精神の代表

復古思想の勃興

改進黨の復古思想の交錯

賴山陽は、時代の精神を作つたと云はんよりは、寧ろ時代の精神に作られたと云ふ可き一人だ。而して尤も時代の精神を代表したと云ふ可き一人だ。當時に於ける時代精神の重なる一は、復古的思想であつた。此れは誰が首唱したと云ふ迄もなく、寛政から文化、文政にかけては、最も隆んであつた。

一方では眞淵、宣長等の、國學の鼓吹が興りて力あつたのであらう。されど必らずしもそのみではない。溯りて云へば、水戸光圀の國史の編纂が最も有力であつた。而して亦た松平定信の如きも、彼が集古十種を編纂したるを見れば、而して柴栗山などをして、京畿の社寺其他の寶物を調査、登録せしめたるを見れば、自から其の風氣の由來する所が、想像せらるゝ。而して幕府側のみでなく、光格天皇が亦た復古の思召が、濃厚であつたことは、天明八年皇居炎上の後に於て、其の御改築の際に、古制に復す可く、關東に命じ給ひしを以て、其の一斑を知る可きであらう。要するに一方には蘭學が流行し、新元會などを開らき、和蘭人の正月元日

Handwritten notes in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is dense and covers most of the page area.

(藏所著) 節一之節書陽山頼

復古思想
の勇將

に、祝宴を張る様の事があれば、他方には王朝の昔を偲び、山陵の修理などを心掛ける者もある。改進の思想と、復古の思想とが、同時代に、各々天下の人心を支配し來つた。而して此の兩思想が、現状維持と、勢ひ相ひ容るゝ能はざる結果を來たすことは、恐らくは當時に於て、これに氣附いたものは少かつたであらう。

頼山陽は復古派の勇將であつた。彼は現狀に不服と云はんよりも、寧ろ過去を愛慕した。彼の此の愛慕的感情が、彼の詩となり、彼の歴史となり、彼の史論となり、而して又た彼の文章となり、期せずして天下の人心を鼓吹した。彼の日本外史が、佛國革命に於ける、ルーンの民約論と、同様の効果を、維新回天の事業に與るとは斷言しない。されど彼の外史が、感激を以て、識者階級に愛讀せられたことは、松平定信の日記に、定信が讀み來り讀み去りて、巻を措く能はなかつたと誌したことを見ても、判知る。而して通俗文學者の巨魁とも云ふ可き曲亭馬琴が、特に日本外史の型紙を制して、之を謄寫したるを見ても判

日本外史の感化力

山陽の現安著の仕方

知る。日本外史は、史實としては、殆んど坊間の軍書、稗史の摘要と云ふ可きものであつた。史論としては北畠親房、大日本史を中心としたる水戸派、及び新井白石等の諸説を參酌し、祖述するに過ぎなかつた。されど其の人心を感激せしむるの一事に於ては、前の數者を一括するも、恐らくは之に及ばなかつたであらう。此れは其の文章が、殆んど無韻の史詩であつたからだ。作者の感激が、直ちに讀者の感激を喚起したからだ。

山陽は徳川氏の天下を、理想的の天下とは考へてゐなかつた。されど前からの行き掛りにて、今は之を如何ともする能はざるものと考へてゐた。彼には此の行き掛りを打破して、新局面を打出せんとする大精神、大氣魄は無つた。彼は現状に安著してゐた。されど彼の安著は、中井竹山杯の安著とは、其趣きを殊にしてゐた。竹山などは、有り難き御代として、安著した。彼は致方なき御代として、安著した。彼は徳川將軍の幕府政治をば、理想的の黄金世界とは認め

古代愛慕の情

なかつた。されど前代からの約束にて、今更ら如何ともす可らずと考へた。而して之を室町時代の亂世に比すれば、此彼より善しと考へた。されど彼は、天皇親政の古を懐ふを禁ずる能はなかつた。彼には現代を、直ちに此の如く引き直さんとする程の決心もなく、考案もなかつた。されど天皇親政の古を愛慕するの情に於て、極めて眞摯であり、極めて剴切であつた。

天皇親政の詠嘆

〔101〕 頼山陽と日本歴史

頼山陽は覇府の現今を、王政の古に復せんとする論者ではなかつた。されど彼は天皇親政が、日本固有の政治にして、我が政體の本來の面目であつたことを、繰り返し唱説し、繰り返し詠嘆し、而して又た繰り返し追慕した。

讀者の感

讀者の感

蓋し我が朝の初めて國を建つるや、政體簡易、文武一途、海内を擧げて皆な兵。而して天子之が元帥と爲り、大臣、大連、之が褊裨と爲る、未だ嘗て別に將帥を置かざる也。豈に復た所謂の武門武士なる者有らん哉。故に天下事無れば則ち已む、事有れば則ち天子必らず征伐の勞を親らにす。否らざれば則ち皇子皇后之に代り、敢て之を臣下に委ねざる也。是を以て大權上に在り、能く海内を制服す。施いて三韓肅慎に及ぶ、來王せざる無き也。〔日本外史〕

此れが史實であつた乎、否乎は、姑らく措き。日本上古の真相として、此の如く描き出し來る。之を讀む者、焉んぞ想を千古に馳せ、之を現在の情態と對照し、一片感慨の情を催さざるを得んや。而して其の感慨の情が、やがて復古的氣分となり、其の氣分が、やがて復古的活動の因となり、縁となり、果となるもの、宛も水蒸氣が雲となり、雲が雨となるの類であらう。

著者の目的は、必らずしも讀者の關知する所ではない。讀者の印象は、必らずしも著者の預知する所ではない。賴山陽は、宛も雨天に際して、晴天のことを

大勢推移の力

復古豫言となる

山陽の對南朝思想

記したる如きもの。然も彼は決して雨天を翻がへして、晴天となさんと企てたものではなかつた。彼には斯る運動を起す程の、冒險的氣分はなかつた。吾れ外史を作り、首めに源平二氏を叙す、未だ嘗て王家の自ら其權を失うを、歎せずんばあらず。而して國勢の推移、人力の能く維持する所に非らざる者有り。世變に因りて以て得失を見る。後の世を憂る者、將に以て心を留むる有らんとす焉。〔同上〕

と云うてゐる。惟ふに彼亦た幕政が推移して、再び朝廷の親政に廻轉するを豫言したる者耶、否耶。恐らくは彼は之を夢視しなかつたであらう。彼は只だ大勢推移は、區々人力の得て如何ともす可らざるを、一般的に通論したものであつたらう。併し讀者には、或は幕政推移して、王政復古の豫言とも受取られな

いことはない。

彼が極力其の感慨の情を寄せたのは、南朝史であり、別けて楠氏である。楠氏の精忠は、必らずしも山陽によりて發見せられたるものではない。彼は南北

朝の正閏問題に就ては、悉く水戸の大日本史を踏襲してゐる。而して彼も亦た、

正成宗族、後醍醐の皇統と與に、終始を相ひ爲す。楠氏亡んで而して後二百餘年、權中納言源光圀石を湊川に立て、題して、嗚呼忠臣楠氏之墓と曰ふ。

〔同上〕

正成正行復活

と、特筆してゐる。されど楠正成や、楠正行を、現代に復活せしめたのは、畢竟彼の筆力と云はねばならぬ。而して彼が楠氏の精忠を叙すると同時に、所謂武臣の罪を筆誅したる、實に痛快を極めてゐる。曰く、

武臣の罪

余將門の史を修めて、平治承久の際に至る、未だ嘗て筆を捨て、而して嘆せずんばあらざる也。嗚呼世道の變、名實の相ひ讐はざる、一に此に至る歟。古の所謂武臣なる者は、勤王を云ふのみ。源氏平氏の如き、皆自然らざるは莫し。平治の後に至り、綱維の弛に乗じて、以て鷓鼻の欲を逞くし、暴悍にして忌む無き者有り焉。雄猜にして測られ匪る者有り焉。爲す所同じ

足利氏論

からずと雖も、而も其の王憲を蔑にして、私利を營む一のみ。然も猶ほ言ふ可き有り、曰く王族也、將家也。北條氏に至りては、將門の屬隸を以て、而して坐ながら朝廷を制す、天下の事復た言ふに忍びざる也。〔同上〕
而して彼は足利氏に對して、更らに斯く論じてゐる。
源氏なる者は、王土を攘んで以て王臣を擣く者也。足利氏は王土を奪うて以て王臣を役する者也。故に足利氏の罪を論ずる、源氏より浮ぐと。〔同上〕
又た曰く、

足利義滿論

其名を盗んで而して敗る、者あり、平將門是れ也。其實を竊んで而して成る者あり、源賴朝是れ也。其の名實を并有して而して兩ながら之を失ふ者あり、則ち足利氏是れ也。〔同上〕
而して足利義滿に就ては、更らに斯く論じてゐる。
義滿に至りては、驕侈跋扈、乘輿に僭擬し、信を外國に通じ、日本國王と稱し、舊臣門族を分ち、以て攝籙精華に傲ふ、豈に名實を並有せんと欲する

に非ず哉。……其の世を早くして志を終へざる、我邦の幸と謂はざる可
んや。而して或者之を憾むは何ぞ哉。昔は孔子告朔の餼羊を愛し、王室既
に其實を喪ふ矣、頼ひに其名ある耳。而も今又た擧て而して之を憾はんと欲
す、是れ足利氏を助けて虐を爲す者也。(同上)

是れ暗に新井白石の、江戸を京都化する意見を攻撃したるもの。如何にも痛快
である。吾人は此に於て、頼山陽が幕府末期の史家として、優に獨自一己の面
目を發揮したるを嘉みせねばならぬ。

暗に白石
を攻撃

第十八章 幕府勢力失墜の根本事情

〔一〇三〕 實力の上に立つ徳川幕府

所謂朝廷
御委任の
實體

徳川幕府は、如何なる権能を以て、日本に於ける政治の支配者となつた乎。朝
廷の御委任とは、幕政の支持者が、恒に颺言したる所である。されど朝廷から
見れば、必らずしも朝廷より進んで、御委任遊ばされたのではない。朝廷は只
だ徳川家康が、力を以て天下の諸大名を制馭するの事實を見て、之を如何とも
する能はず。其の事實を承認し給ふたるに過ぎない。固より朝幕の間に、種々
の取り極めがあつた。されどそれは双方の協議と云ふよりも、寧ろ幕府から取
り極めたものであつた。縱令其の表面では、協約の姿を爲したるも、その實は、
幕府の意志の表明に過ぎなかつた。

移封却つ
て勢力増
大

幕府は何の権能を以て、上は朝廷を制し、中は諸大名を制し、下は庶民を制し

たる乎。徳川家康は、本來參河に於ける、一個の城持に過ぎなかつた。彼は唯だ其の勢力と機會とによりて、參河一國を取り、遠州を取り、駿河を取り、而して其の勢力を甲斐、及び信濃の一端に及ぼした。而して秀吉の爲めに、關東八州の主となつた。秀吉は家康の北條氏征伐の功勞を賞するが爲めに、然かしたと見せかけ、内實は家康を其の故地から、函嶺の外に追放したと云ふものあるが、家康は之を順受して、却て其の勢力を増大ならしめた。

第二人者

家康は秀吉の生前に於ても、第二人者であつた。秀吉以外には、誰も彼の上に立つ者はなかつた。而して秀吉さへも、中心は彼を畏れざるを得なかつた。されば秀吉の死後、天下は自から家康の手中に歸す可き時運に際會した。然も家康の、唯一の競争者たり得可きものとして認められたる、前田利家は、秀吉の死後やがて死した。天下は全く家康の獨舞臺となつた。

關原役の幸

斯る折しも關原役は、秀吉の死後、中一年を隔て、出で來つた。此れが爲めに日本全國は、一舉して家康の手中に入つた。關原役が、家康の手製であつ

大阪城の處分

た乎。將た家康は偶然出來したる此の事件を、利用したる乎。何れにしても此の一役にして、天下は名實兩ながら徳川氏に歸した。

關原役後十五年にして、大阪役は出で來つた。此れは先づ家康の手製と云うても差支あるまい。傍人から見れば、大阪に秀頼の存在したるは、必らずしも徳川氏の天下に、何等の防げは無つた様だ。然も家康は大阪を以て、目上の癌と認めめた。自己の生存中は兎も角も、行く行くは之を以て、徳川氏の天下に危害を興ふるものと認めめた。されば自己の瞑目する以前に、寧ろ之を片附くるを以て、得策と認めめた。而して大阪も亦た家康の注文通りに、處分せられたつた。

苦心以實力維持に在り

家康は武家諸法度を設けて、大名及び旗本を取締り、公家諸法度を設けて、公家を取締り、諸宗法度を設けて、諸宗門を取締り、而して禁中法度を設けて、朝廷を取締つた。然も彼は決して律令の信者ではなかつた。斯る律令が、自動的に其の効果を擧げ得るものとは、信じなかつた。彼は如何なる制度も、如何なる法律も、唯だ幕府の實力の、存せん限りのものと信じてゐた。故に彼の畢

一切幕府中心主義

對京都の用意

京都密封策

生の苦心は、只だ如何にして幕府の實力を、増大ならしむ可き乎、如何にして幕府の實力を、保存せしむ可き乎にあつた。

幕府の一切の組織、制度、公武の關係、諸大名の配置、凡そ日本全國を一網の中に收むる網細工は、悉く皆な幕府中心主義から割り出してゐる、悉く皆な徳川氏自衛主義から割り出してゐる。

家康の京都の朝廷を見る、必らずしも大阪の秀頼を見るが如きではなかつた。彼は朝廷を以て、必らずしも幕府と、兩立する能はざるものとは爲さなかつた。大阪を一掃せざれば、安心して逝く能はざるが如く、其の魔手を朝廷に加へんとは思はなかつた。されど彼は禍機の潜在するを、豫感せずにはゐられなかつた。家康と雖も、日本の皇室に對しては、如何ともする能はざるを熟知してゐた。故に彼は只だ皇室を高所に、俗人の手の届かない高所に、封じ込むるの策を取つた。

彼は大阪に對しては、撲滅策を取つた。京都に對しては、密封策を取つた。甚

だ恐れ多い言葉であるが、家康は皇室を、木伊乃同様に取扱うた。皇室は其儘存在するも、それが決して實際に於て、何等の働らきの出来ない様にした。彼は朝廷から征夷大將軍の命を拜した。されど征夷大將軍たるが爲めに、家康が重きでなく、家康が重き爲めに、朝廷は彼を征夷大將軍に拜したとを、熟知してゐた。言ひ換ふれば、苟も實力がなければ、征夷大將軍は空名である。空名は何の役に立つものではない。故に實力ありての將軍で、將軍ありての實力ではない。

【1011】幕府朝廷を密封す

制取の要ある四者

徳川幕府の自衛主義に於て、考慮す可きは、(第一)朝廷、(第二)大名、(第三)外國、(第四)浪人者であつた。此の四者は動もすれば、徳川幕府の煩累を來たす

ものとして、家康時代より、専ら其の制馭に苦心した。然も其の實力をもて、徳川幕府の、注文通りの目的を達し得た。即ち朝廷は密封し、大名は去勢し、浪人者は監視し、外國とは交際を遮断した。而して苟も之に反對の傾向を生じ來る場合、若しくは生じ來らんとする場合には、遠慮用捨なく、悉く皆なそれ／＼處分した。

幕府と朝廷との間

幕府と朝廷とは、家康時代から必らずしも圓滿ではなかつた。後陽成天皇は、皇儲問題に就て（參照 統制篇、二二）將た其の御讓位の際、授受物に就て（參照 同上、九）家康に對し、頗る御不快であつた。秀忠に至りては、其女和子の入内に拘らず、後水尾天皇は、幕府の餘りに朝廷を踏付けたる仕打に、逆鱗ましまして、御讓位あらせられた。（參照 同上、二二—三五）其の此に至りたる事情は、頗る曲折してゐるが、然も其の一は、幕府が諸宗法度の履行の爲めであつた。即ち朝廷が幕府の承諾を待ずして、随意に紫衣を五山の僧侶の、或者に與へ給ひたるを見て、幕威もて之を取消したるが如きが、それであつた。

朝廷密封策の強制

後光明天皇の崩御

歴代天皇の御辛抱

惟ふに此程の事は、幕府として大目に看過するも、必らずしも何等の差支の生ず可き筈はなかつた。然るに諸宗法度の履行を楯として、朝廷は息も出でな

い様に密封し、その密封政策を、徹底的に強制した。朝幕の關係は、爾來必らずしも圓滿ではなかつた。特に後光明天皇の如きは、禁中諸法度に服従するを好み給はず、其の自主的行動に就ては、當時の所司代板倉重宗も、頗る閉口したる模様であつたが、不幸にも寶算二十二歳にて崩御

あらせ給ひ、此れが爲めに朝幕衝突の、主因とも申す可きものが無くなつた。朝廷に取りて御不幸だけそれだけ、幕府に取りては、甚だ恐縮ではあつたが、仕合せの感をなしたであらう。爾來京都に於ては、何れの天皇も、決して中心御満足でなかつたことは、勿論であつたが、然も餘儀なき以前からの行掛りとして、御辛抱あらせられた。中にも桃園天皇の如きは、寶曆事件の主要なる御一人として、最も御自覺あらせられたる御方であつたが、是亦た寶算二十二歳、御光明天皇同様に、早折あ

らせられた。而して其の大なる衝突は、實に光格天皇の時代に出で來つた。それは御父閑院宮一品典仁親王に、太上天皇の尊號を賜らんと御沙汰に、幕府の異議を來したからであつた。此の事件の顛末は、既記の通りだ。

〔參照 松平定信時代、五七一—一〇二〕

至尊思召の御中止

此れは其の論理必らずしも朝議直にして、幕議曲とは云へない。單に議論の筋から云へば、天位を踐み給はざる御方に、天子の尊號を上るとは、天位を冒瀆する譏を免れないと云ふ一片の條理はある。されど至尊の思召を、然も切なる思召を、幕府が正面から反對し、遂ひに之を中止せしめ。然もその議に參畫したる朝廷の官人を、それ〴〵處分するに至りては、亦た甚だしと云はねばならぬ。

反對大勢の激成

幕府では此の一擧にて、關東の威光を盛り立てたと云ふも、それは頗る短見の沙汰だ。成程眼前には、幕威もて朝廷を壓したから、威光を發揮した譯とならぬこともない。されどその影響は、却て反對の大勢を激成した。天下の心ある者

朝權恢復の開始

も、心なき者も、中山大納言愛親を唱説せざるものはなかつた。而して此れがやがて、幕府に對する反感となり、朝廷に對する同情となつたことは、固より云ふ迄もなかつた。

光格天皇の時代は、表面では幕府極盛の時代であつた。將軍家齊は、徳川十四代の將軍中、最も長く將軍職を占め、最も其の驕奢を極めたる一人であつた。されど幕府の衰運は、實に此時から始つた。朝權の恢復は、實に此時から始つた。而して時勢の急轉直下は、到底朝廷を雲上に密封して、社會から隔離せしむる能はざらしめた。

朝廷の自主的運動の開始

朝廷はそろ〴〵と自主的の運動を開始せられた。例せば天保三年五月七日に、徳川光圀に、從二位權大納言を、光格天皇より追贈あらせられたるが如き、其事小なるに似たれども、武家の叙任は、幕府より奏請して、朝廷之を認可せらるゝ例であつたが、今や之に反して、直ちに幕府に向て、其の朝旨を下だし給ふに至つた。

禁裏様御胸より起れる事

源義殿御事碩學多才、類聚舊典成書數百、纂考頗便、此餘事迹有益不少、賢能遺勳、年來御歎美候。仍之被爲二褒美一被追贈從二位權大納言一候旨、去る七日宣下有之候段、從京都一被仰進一候、依之御使被遣候。而して此事に關し、京都に祇役せる水戸藩士川瀬教徳の書簡には、義公様御贈官は、禁中より起候事に相違無之候、中々外より起り候事には無御座一候。……諸司代坏も、風と被仰出候間、ちとまごつき候沙汰に御座候。何れ禁裏様の御胸より起り候事と奉存候。

〔水戸藩史料別記〕

とある。光圀の贈位贈官は、必らずしも國家の大事ではない。されど密封せられたる朝廷の自主的行動の端緒は、此に於て其の機微を察せねばならぬ。

〔一〇四〕 諸大名の自主的行動

幕府の絶大威力

徳川幕府の初期に於ては、福島、加藤の如き外様の大名も、將た駿河大納言忠長や、越後少將忠輝の如き親藩も、若しくは本多正純の如き譜代の親臣も、苟も將軍若しくは幕府に於て、除かんとすれば、直ちに之を除いた。如何なる大名も、何れも去勢せられ、唯だ惴々焉として、幕府の驕心を損せざらんことを是れ勗めた。〔参照 統制篇、四四―八八〕

綱吉將軍の威歴

家康は其の久能に於て葬らるゝや、自ら遺骸を西に面して措かしむる程、それ程、西國大名の控制に心を勞した。されど西國大名は何れも恭順にして、曾て虎の如く猛けかりし彼等は、猫よりも柔かなるものとなつた。それが元祿時代の將軍綱吉に至りては、殆んど其の極に達した。綱吉は實に歴代將軍中、最も多く改易滅知を行つたる一人であつた。即ち其家を以てすれば、二十餘家、其の石高を以てすれば、百四十餘萬石と云へば、如何に彼が大名に向て、其の

諸大名の去勢

威壓を加へたるや、以て知る可しだ。(參照 元祿時代政治篇、一七)
此の如く總ての大名は、殆んど去勢せられた。彼等は幕府に向て、反抗は思ろ
か、何等自己の意思を表明することさへ、敢てしなかつた。若しざる場合あり
とせば、そは只だ幕府に向て、其の合力を請ふ場合か、左なくばそれに類似の
場合に外ならなかつた。

諸大名と對朝廷

斯る次第であれば、諸大名が朝廷と直接交渉の如きは、幕府の尤も憚ばざる所
であつて。其の官爵、位階等の受領も、悉く皆な幕府を透して、而して後
行はれた。乃ち朝廷が直接に授け賜ふことが能はなかつた如く、大名も亦た直
接に受くる能はなかつた。

大名朝廷と直接關係を生ず

然るに幕府の末期、即ち天保、弘化の頃に至りては、朝廷に於ても自主の行動
あらせらるゝ如く、大名にも亦た自主の行動があつた。其の例證として之を舉
ぐれば、水戸齊昭と、京都の關係の如きがそれであつた。水戸は其の親姻鷹司
家を介して、京都とは頗る密接の關係を持つてゐた。而して此れが政治上、如

諸大名の貧弱策

何なる影響を來たしたるかは、他日に於て之を驗す可きであらう。而して島津
家も亦た其の從來の縁故ある、近衛家を介して、以て朝廷に接近した。此れ亦た
他日に於て、重大なる結果を來たした。而して徳川幕府は之を知りつゝも、殆
んど知らぬ振して、之を看過した。此れは幕府が、尾大振はざるに至つた證據
ではあるまい乎。

幕府の諸大名課役

諸大名の領地の治安を維持する範圍に於て、諸大名を貧弱ならしむるは、徳川
幕府傳統政策の一であつた。大名が餘りに暴政を事として、其の領内に一揆と
か、強訴とかを生ずるは、幕府の決して欲する所ではなかつたが。然も富國強
兵の大藩の出で來るとは、決して其の好む所ではなかつた。されば幕府の初期
に於ては、加賀や、仙臺の如き大大名の中には、其の大名が故らに自から韜晦
して、驕奢を逞くしたる者さへあつた。乃ち保身保家の術は、貧國弱兵であ
つた爲めであつた。

而して幕府も亦た諸大名に向て、種々の課役を命じた。乃ち加藤清正の如き、

諸大名の貧弱

幕府自身の大貧弱

貧弱の親玉

家康が諸大名に名古屋の築城を命じた際、殆んど其の國力を傾けて、之に従事し、以て家康の驕心を繋ぐんと是れ勗めた。而して此の筆法は、幕府の中期までも繼續した。乃ち寶曆年間における、幕府が薩藩に、木曾川改修工事を命じたるが如き、其の一例であらう。(參照 雄藩篇、三)

幕府の末期に於て、諸大名は、概して幕府の注文通りに、否な其の注文を超過して、貧弱となつた。何れの大名も、殆んど三都の豪商—殊に大阪の豪商—に低頭平身して、借金しないものは、殆んど是れ無き程であつた。

されど諸大名の貧弱よりも、幕府自身が多く貧弱となつた。三百の諸藩、三百の大名の中には、貧弱ながらも、兎や角自から支持することは出来た。或は其中には貧は貧でも、多少の貯蓄をなして、萬一の變に備へたるものもあつた。(參照 雄藩篇、三九) 或は甘く遣り線をして、其の辻褄を合せたものもあつた。

(參照 同上、三〇—三七)

而して弱は弱でも、それ〴〵武を練り、兵を勵ましたものもあつた。それには

大名自主行動の初め

水戸齊昭の如き、(參照 天保改革篇、一〇)若しくは長防に於ける、羽賀臺の操練の如き、(參照 雄藩篇、七五—七七)而して島津氏の如きが、それであつた。即ち別言すれば、幕府自から貧弱の親玉となりて、遂に尾大不振の勢を、馴致するに至つたのだ。

若夫れ幕府が島津氏に向て、外人の琉球に來り迫りたるに際し、其の寛猛の處置を一任したるは、事實に於て、大名に向て、其の自主的行動を許可したるものと云ふも、妨げあるまい。(參照 二〇—二六) 島津氏は固より幕府と打合の上ではあつたが、然も島津氏の手限りにて、外人と琉球に於て、それ〴〵交渉した。幕府では琉球に於ける面倒を、島津氏に一任したまでの事であつたらう。されど一任されたる島津氏は、此れしきの事にて満足は出来ない。島津氏が自主的行動を、逞しうするに至りたるも、畢竟此れが嚆矢であつたと云はねばならぬ。

幕府衰亡の徑路

幕府の財政窮乏
 旗本の情弱
 諸侯實力を凌ぐ
 勢力京阪に移る
 政權復古論の勃興

風俗が華奢に進んだと共に、幕府は先づ財政窮乏の困難に逢着して居る。之が救済策として質素儉約といふこと、貨幣改鑄といふことを實行したけれど、その事が有名無實に終つたのは、幕府の衰亡がその財政の方面から免かるべからざることとなつて居ることを示すのである。次に寛永以來鎖國の結果は、外部よりの刺戟少く、太平の夢を食つたため、士風の腐敗せること甚しく、所謂旗本八萬騎が多く情弱のものと成り果て、仕舞つた。第三に諸侯との關係がだん／＼親密になつて来たところ、その財政の困難は諸侯にも起つたに係はらず、實力養成は諸侯の方幕府よりも好成績を得て、幕府を凌ぐに至つたことは殊に注意せねばならぬ。彼の天保に於ける西の丸修築が、彼等の獻金によつて成功したなどは、その一般を知るに足るであらう。そこで老中の權力などは諸侯の間に段々輕くなり行き、表には幕命に恭順なるを示して居つたけれど、裏面にあつては、これを輕侮するの念次第に増加して来た。殊に幕府と諸大名との關係について考ふれば、初め家康が諸侯を配置した時からだん／＼變遷があり、遂に西國に外様の雄藩が多く固まることとなつた。そして東西の權衡こゝに失はれ、實力の中心が漸く江戸を離れて京阪に接近し來つたのは争ふべからざることである。後、明治維新の際、奥羽列藩の聯合など不成功に終つたのも當然の事である。第四に江戸と京都との關係についても學問の隆盛となるに伴ひ、大義名分論の勃興した結果、京都を江戸の上に置かねばならぬといふ思想に變り來り、公卿をはじめ、既に隱約の間に政權復古の考を生ずるに至つたので、従つて志士と稱するものも、寶曆、明和の事があつた後、暫く跡を潜めたけれど、

寛政に至つては、林子平、蒲生君平、高山彦九郎の如き寛政の三奇子を生じて居る。いはゞ勤王論はたゞ或る機會を待つて爆發せんとして居つたのである。幕府は初め家康が非常なる注意を以て苦心經營したに係はらず、時勢と共に内外から衰亡の已むを得ざることとなつて來た。それが外國との關係を生ずるに及んで、忽ち破綻を來し、遂に大政奉還とならざるを得なかつたのである。

〔黑板勝美著、國史の研究〕

〔一〇五〕浪人者の繁昌

浪人者の注意

徳川幕府は、浪人者には、周到の注意を拂うた。特に處士横議には、尤も嚴密なる取締をした。是れ徳川幕府が浪人者の、動もすれば治安と相容れず、處士横議が、秩序を紊亂することを熟知し、心配し。而して彼等が徳川幕府自衛主義に取りて、其の脅威であるを慮れたからであつた。

浪人者の處分

その爲めに由比正雪の如き、山鹿素行の如き、熊澤了介の如き、何れもそれぞれ處分せられた。固より由比正雪の如きは、然かす可き理由があつた。彼は幕府から見ても、一種の謀反人と做す可き行動があつたからだ。(參照 思想篇、四一—五) 然も熊澤や、山鹿は、何の罪かある。彼等は唯だ其の浪人者としての個人的勢力が、餘りに大であつたとか、若しくは其の言論が、幕府當局者の眼に異端と映じたとか、或は餘りに無遠慮であつたとか云ふに過ぎなかつた。

(參照 同上、二〇—三三。三三—四〇)

浪人者の大打撃

然も浪人者に對して、更らに大なる打撃は、寶曆年間に於ける竹内式部と、明和年間に於ける山縣大貳であつた。竹内の事は、九重の上に関係し。其の事件の擴大せられたるは、寧ろ幕府よりも、公家上級者と、中級以下者との間に於ける、若しくは公家の現狀維持派と、現狀打破派との間に於ける、衝突から起つた。然も最後には、幕府の手を藉つて、其の處分を了せざる可らざるに至つた。(參照 寶曆明和篇、二四—八四) 而して山縣大貳に至りては、大貳彼自身の不羈

の言論の爲めとは云へ、實に幕府の刑吏羅織の手に罹つたものと云はねばならぬ。(參照 同上、八五—一〇〇)

言論漸次自由となる

要するに幕府の初期から、其の中期、若しくは末期の始め迄は、其の取締は頗る嚴重であつた。然るに文化、文政の頃に至りては、寛政年度に於ける、所謂異學の禁制に拘らず、言論は漸く自由となつて來た。若し頼山陽の日本外史をして、寶曆、明和の間に出で來らしめば、必らず問題を惹起したであらう。何となれば其の全部を一貫したる思想は、決して現狀謳歌でなかつたからだ。

日本外史の歸著點

日本外史は、必らずしも現狀打破を目的としてゐない。されど武門政治は、決して日本固有の政治ではない。此れは中世以降の變調であり、權道である。然も今更ら致方がないから、先づ當分之を辛抱するの外はないと云ふに、歸著してゐる。されば竹内式部の禮樂征伐天子より出づるの論と、殆んど五十歩百歩の間にある。

一部東方勤王書

然も若し局部的に之を觀察すれば、家康の功德を頌し、若しくは幕政を讚した

る點もあるが。然も所謂る武門武士に向て、其の不心得を彈劾し、宛も間接に
は徳川幕府の罪を問ふが如き筆法がある。而して勤王の精神は、全篇に溢りて
ゐる。山陽自身は外史を目して、一部東方相斫書と云うたが、寧ろ一部東方
勤王書と云ふ可きものだ。然るに此書は、却て幕府の賢相であつた松平定信の
裏書もて、天下に流布するに至つた。

浪人者の
擡頭

此れは單だ言論に關する一例に過ぎない。されど幕府の危険視したる浪人者も、
追々と首を擡げて來た。高山正之などは、其の最も著明なる者だ。高山以後高
山無しと云はゞ云へよう。されど浪人者は固より、乃ち諸藩士の中にも、藩籍に
は列しつゝも、何となく浪人者の氣分を生じたるものは、追々と出で來つた。
而して此の浪人者の繁昌の世の中が、即ち幕府の末期と云はんよりも、寧ろ孝
明天皇の時代であつた。即ち幕府の初期には、幕府が浪人者を狩つた。幕府の
終期には、浪人者が幕府を狩つた。其の初と終とに於て、主客顛倒し、攻守其
勢を殊にした。

浪人者繁
昌時代

幕府滅亡
と浪人者
の力

幕府は必らずしも浪人者の爲めに、滅されたとは云はない。されど幕府成立以
來、恒に忌避したる浪人者は、其の末期に於て横行の時を得、勢に乗じて、
幕府を倒すに、有心無心の中に、與りて力大に居るとは、争ふ可からざる事實
であつた。然も此れと云ふも、畢竟幕府自からの招く所であつた。浪人者の簇
生は、宛も腐水に子牙が湧くも同様だ。所謂る自業自得とは、此事であらう。

【一〇六】 鎖國制度の破綻

幕府最大
禁物

徳川幕府の禁物は、外國との葛藤であつた、外人との交渉であつた。眇たる朝
鮮との國交さへも、尙ほ屢は面倒なる問題を惹起した。況んや他の強大國に於
てをや。されば鎖國令を布き、我よりは一切外國へは出掛けないとなし。彼
よりは極めて少數なる除外例の外、一切來らざることとした。

鎖國令の完全遂行

最も打撃を受けたのは、西班牙、葡萄牙であつた。英國は彼方より引退した。而して重ねて來たらんとしたが、その際には拒絶せられた。但だ朝鮮とは通信を爲した。即ち彼國より使節を送つた。支那からは商船が、長崎に來つた。此れは支那政府は、一切關知せざるところであつた。和蘭からは商船が來たのみならず、出島に極めて小規模の商館を建立し、其の館長が在留し、而して期を定めて江戸に赴き、將軍に謁見し、聘物を献げた。然も和蘭人は、日本官憲に對しては、猫よりも柔順であつた。されば鎖國は徳川幕府の政策として、何等の差支なく行はれた。

ケンフエルの嘆美

偶々通商を請ひ來つたものがあつても、それは悉く拒絶せられた。而して何れもその儘引き下つた。されば徳川幕府の中期迄は、此の方面には、別段何等の心配もなかつた。所謂四海波靜かとは、此の形勢であつた。されば元祿年間、和蘭甲比丹に隨行して、長崎、江戸の間を往來したる、ケンフエルの如きは、日本鎖國の現状を見て、之を嘆美し、殆んど之を理想的に庶幾さものとした。

寛政文化の小葛藤

されど此の情態をば、久しく維持する譯には參らなかつた。寛政年間には、露西亞が北方から手を伸ばし來つた。文化年間には、些少ではあつたが、衝突を始めた。而して外國船の我が沿海を往來するもの、頗る頻繁となつた。露國のみでなく、英國や、北米合衆國の船も亦來つた。

英國の對日本策

英國は印度に手を伸ばし、漸次に東方に進み、天保年間には、清國と事を構へ、砲火を交ふるに至つた。而して其の早晚我國の憂となる可きは、識者の豫期したる所であつたのみならず。英國に於ても、單に捕鯨船の爲めに、其の薪水を需むるのみならず、日本との通商開始を、其の政策の一として、その實行を計畫した。されば彼等は海岸から一諺に所謂二階から目薬同様に發砲せられて、それにて退却するが如きものではなかつた。幕吏の一喝に辟易して、その儘歸帆するものではなかつた。(參照 三八、三九)

米佛の來航

若夫れ北米合衆國が、日本に向て其志を得んとしたるとは、亦た決して英國に劣らず。否な英國よりも更らに一層熱心にして、且つ緊切なるものがあつた

内情亦開
國歡迎

程だ。其の顛末は既記の通りだ。(參照 四〇一五三) 而して佛蘭西の如きも亦た琉球に來りて、其の通商を迫つた。(參照 二二一二三)
此の如く鎖國制度もて、安著したる日本は、到底此儘にては濟まない情態となつて來た。而して此れと同時に、幕府中期以來、日本人の外國船と密貿易をなすもの、日一日と頻繁となつたことも、決して看過す可きではなかつた。開國は彼より迫るのみでなく、我よりも亦た迎へんとする、内情の存したることは、是亦た看過す可らざる、事相の一であつたと云はねばならぬ。

變政の形
勢漸次急
迫

以上歴擧したるが如く、(參照 一〇二一〇五) 幕府は其の實力の上に立ち、其の實力を以て朝廷を密封し、大名を制馭し、浪人者を監視し、鎖國令を嚴守した。然るに今や朝廷は其殻を破りて、自主的行動あらせられんとし、大名は銘々の了見もて、勝手の行動を逞くせんとし、浪人者は處士横議の故態を恢復し來りつゝあり。而して諸外國の來迫は、到底鎖國の舊法を、墨守する能はざるに

幕府支持
力を失ふ

陥れしめつゝある。
斯る危機に際して、幕府の實力は、殆んど消耗し去りて、今や唯だ白蟻に喰み潰されたる、大極柱の如く、其の外形だけは依然として宏壯であるも、其の内
部は空洞となりて、自から支持の力を失うてゐる。此れが孝明天皇踐祚前後の
形勢であつた。

總ては實
力

種々の理由は、畢竟關原役以後に製造せられたものだ。詮じ來れば徳川幕府
存立は、只だ其の實力の一點であつた。家康は征夷大將軍たるが故に、天下を
取つたのではない。天下を取つた故に、征夷大將軍となつた。朝廷は唯だ現實
の情態を、その儘官職の上に識認し給うた迄の事であつた。大名も亦た徳川
家が、將軍家であるが爲めに、服従したのではなかつた。其の抵抗する能はざ
るが爲めに服従した。家康が東照宮の神號を忝くしたのも、家康の功德と云
はんよりは、徳川幕府の實力の爲めであつた。
要するに徳川幕府の本體は、只だ實力であつた。されば一たび實力を失へば、

實力失墜
の幕府

何人が之を倒さざるも、自から倒る可き運命を持つてゐた。徳川幕府が、朝廷よりの御委任もて、天下に臨みたりと稱するも、その御委任は實力ありての上の事だ。御委任は實力ではない、只だ實力を文飾したる迄だ。されば實力が消失すれば、其の文飾も亦た、固より消失す可きである。

昭和二年三月二十二日午前六時五十分、大森山王草堂に於て。時に旭光東天に輝き、春日熙々の美觀を呈せんとす。

受業

- 草野茂松校
- 並木仙太郎校
- 熊切芳太郎校

近世日本國民史 幕府實力失墜時代終

近世日本
國民史

幕府實力失墜時代 年表並人物概覽

其一年表

寛政三 亥年 西曆一七六一
支那乾隆五十六年

九月一日 外船打拂緩和令を出す。【六一】

寛政五 丑年 西曆一七六三
支那乾隆五十八年

是 歲 松平定信等豆相房總の海岸を巡視す。
【六三】

寛政九 巳年 西曆一七六九
支那嘉慶二年

十二月一日 老中太田資愛外國船取扱につき令す。
【六一】

寛政十二 申年 西曆一八〇〇
支那嘉慶五年

是 歲 尾藤二洲の稱謂私言出づ。【八八】

近世日本國民史年表

文化二 乙丑年 西曆一八〇五
支那嘉慶十年

二月 長崎奉行伊澤美作守異國船渡來の際の
心得方何書を幕府に出す。【六六】

文化四 丁卯年 西曆一八〇七
支那嘉慶十二年

十一月 井上佐太夫等豆相房總沿海を巡視す。
【六三】

文化五 戊辰年 西曆一八〇八
支那嘉慶十三年

月 浦賀奉行岩本石見守等下田浦賀邊を巡
視す。【六三】

文化六 己巳年 西曆一八〇九
支那嘉慶十四年

月 菱川大觀の正名緒言出版さる。【八七】

文化七 庚午年 西曆一八一〇
支那嘉慶十五年

二月廿六日 浦賀邊の海防を松平容衆に命ず。又此時房總海防を松平定信に命ず。【六三】

是 歲 平田篤胤古道大意を著す。【九三】

文化十四 丑年 西曆一八一七年 支那嘉慶二十二年

八月 阿部正精老中となる。【六】

文政二 己卯年 西曆一八一三年 支那嘉慶廿四年

二月 外國船打拂令を出す。【七七】

十月十六日 阿部正弘生る。【六】

文政三 庚辰年 西曆一八一五年 支那嘉慶廿五年

十二月廿八日 松平容衆は内願にて相州御備場御免となる。【六三】

文政四 辛巳年 西曆一八一七年 支那道光元年

四月 相州海岸の守禦を小田原大久保氏、川越松平氏に命ず。【六三】

文政五 壬午年 西曆一八一八年 支那道光二年

是 歲 上總富津臺場修造せらる。【六三】

文政六 癸未年 西曆一八二三年 支那道光三年

三月廿四日 松平定信の子定永白河より伊勢桑名に轉封。房總御備場を免ぜらる。【六三】

四月十一日 此頃佐藤信淵宇内混同秘策を著す。【七三】

文政七 甲申年 西曆一八二四年 支那道光四年

六月廿九日 藤田岡谷其主水戸齊修に封事を上る。【九八】

七月 平田篤胤の古道大意出版。【九三】

文政八 乙酉年 西曆一八二五年 支那道光五年

二月十八日 外船打拂令を出す。【六二】

天保五 甲午年 西曆一八二四年 支那道光十四年

六月 平田篤胤に關し林大學頭より幕府に答申書を差出す。【九四】

天保七 丙申年 西曆一八二六年 支那道光十六年

十一月 阿部正弘兄正寧の嗣となる。【六】

十二月廿五日 阿部正弘家を嗣ぎ福山城主となる。【六】

是 歲 平田篤胤の大扶桑國考成る。【九四】

天保八 丁酉年 西曆一八二七年 支那道光十七年

是 歲 平田篤胤の天朝無窮曆成る。【九四】

天保九 戊戌年 西曆一八二八年 支那道光十八年

九月一日 阿部正弘奏者番となる。【六】

天保十一 庚子年 西曆一八四〇年 支那道光二十年

五月十九日 阿部正弘寺社奉行見習となる。【六】

十一月一日 幕府松平齊典を出羽庄内に、酒井忠器を越後長岡に、牧野忠雅を川越に轉封を命ず。【一】▲右轉封の命庄内に傳はるや、庄内領民激烈に反抗運動を起し、領主の轉封を阻止せんとす。【二】

十二月 此月下旬庄内藩民また江戸に出づ。是より來年二月に至るまで出府四度に及ぶ。しかも目的を果さず。【三】

▲八日。阿部正弘寺社奉行となる。【六】▲此月下旬。庄内藩民江戸に出で訴ふるところあらんとす。しかも成らず。【三】

天保十二 辛丑年 西曆一八三一年 支那道光二十一年

前將軍家齊逝く。【七】

六月 此月庄内藩民秋田佐竹氏に依頼し其目的を果さんとし、歎願書を提出す。【三】

▲七日。仙臺藩伊達氏庄内轉封に就き伺書を幕府に提出す。【五】▲將軍水野忠邦を召し庄内轉封取止につき調査を命ず。▲十日。忠邦轉封中止の不可なる理由を陳述す。▲十一日。將軍忠邦親諭。轉封中止を命ず。▲十二日。轉

封中止令出づ。【以上四】▲十三日。忠邦病と稱して出仕せず、書を土井利位に致して辭職を申出づ。將軍親驗即日出仕せしむ。【五】

七月三日 阿部正弘下總中山法華經寺事件を裁決せんとし、此日將軍内意を伺ひ、後遂にそれらの處分をなす。【七、八】

八月十八日 將軍家慶寺社奉行、町奉行、勘定奉行等を召し吹上御苑に於て訴訟審理をなさしむ。此時阿部正弘最難件を引受け處理し一座を驚かしむ。【六】

七月 天保十三 壬寅 西曆一八四二年 外船打拂令を止めて寛政令に復す。【六四】

七月廿二日 天保十四 卯年 西曆一八四三年 (陽曆)英國香港總督サー・ヘンリー・ポツチンジャー清國と通商條約附錄條項

五月五日 易を拒絶す。【一二】 水戸齊昭譴責せらる。▲十日。江戸城本丸焼く。【以上一〇】▲此月。蘭船長崎に入る。やがて國王忠告書携帶の軍艦來航すべきを豫告す。【一一】

六月十三日 阿部正弘本丸造營奉行となる。【一〇】 ▲廿一日。水野忠邦再び老中首座となる。【一一】。▲是月。長崎奉行來月和蘭軍艦入港につき人心の安定すべきを令す。【一六】

七月廿二日 一説にいふ。阿部正弘今日勝手掛となる。【一二】 又一説阿部正弘、堀和鑿今日勝手掛となる。【一二】

八月一日 又一説阿部正弘、堀和鑿今日勝手掛となる。【一二】 又一説、土井利位今日辭職すと傳ふ。▲廿二日。勘定奉行綱原忠茂職を免ぜらる。【以上一二】

九月六日 鳥居忠輝町奉行を免ぜられ寄合となる。【一二】

を訂約す。【三八】

閏九月八日 關老堀田正睦罷む。▲十一日。阿部正弘老中となる。▲十三日。水野忠邦罷む。【以上一〇】

十一月三日 長岡城主牧野忠雅老中となる。此日戸田忠温また老中となり、西丸附となさる。【一〇】

十二月廿二日 堀親鑿を老中格となす。【一〇】▲廿七日。此日和蘭國王日本忠告書を記す。【一三、一五】

弘化元 甲辰 西曆一八四四年 佛蘭西軍艦琉球に來る。通信貿易、布教要請の爲なり。▲十六日。琉球王今日拒絕の旨通告す。【以上一二】▲十九日。右佛艦出帆。佛人一人、通譯支那人一人を残し置く。【一二】

三月十一日 琉球王佛蘭西官吏に更に書を贈りて交

十月十八日 和蘭軍艦出帆。▲十九日。伊澤美作守今日右の旨を幕府に報告す。【一七】

十一月廿六日 水戸齊昭謹慎を免ぜらる。【一八】

弘化二 乙巳 西曆一八四五年 水野忠邦再び罷む。【一二、二九】▲是日。鳥居忠輝評定所に召喚せられ、相長長福に預けらる。高島四郎太夫また召喚取調の上、市橋下總守に預けらる。【二九】

二月廿二日 水野忠邦役屋敷を召上げ、麻布内藤駿河守の屋敷に移らしめらる。【二九】

三月三日 ▲四日。濱中三右衛門、石河崎之丞等揚屋に入れらる。【三〇】▲八日。米船

我が漂流民を載せ來つて房州沖に現る。【四二】▲十日。幕府上使大岡忠固等水野忠邦の許に至り、上意を傳ふ。【二九】▲十一日。米船浦賀入港▲十二日。浦賀吏僚之を幕府に報告す。阿部閣老直ちに指令を浦賀大目付土岐丹波守に達す。▲十五日。米船浦賀出帆歸航。【四二】▲十六日。金田故三郎、澁川六藏呼出し、揚座敷に入れらる。【三〇】▲十七日。浦賀吏僚米船歸帆の報告届書提出。【四二】▲廿七日。本庄茂平治長州に於て捕へられ、今日江戸に著す。【三〇】▲廿九日。幕府米船渡來事件に就き、吏僚にそれ〴〵賞賜す。【四二】本庄茂平治呼出。森佐渡守に預けらる。▲廿三日。後藤三右衛門呼出揚座敷に入れらる。【三〇】▲是月。昨年長崎入港の蘭艦長持參の國王忠告書翻譯成る。

四月十九日

鳥居綱藏等一味處分決定。【三一】十一月晦日 水野忠邦嗣子金五郎濱松より出羽山形に轉封を命ぜらる。【三〇】

弘化三

丙午 西曆一八四二年 支那道光廿六年

二月一日 水戸齊昭阿部閣老に和蘭國王の書簡及び獻上品目、同返答等の内覽を求む。▲十八日。齊昭右書類を覽、返答書に批評を附し阿部閣老に贈る。【一八】▲廿九日。齊昭また十八日の狀の意義を繰返し閣老の反省を求む。【一九】英船那霸港に入る。▲七日。佛蘭西船また入港。【以上二三】那霸港渡來の佛蘭西船運天港に入る。▲十三日。同じく佛蘭西船二艘運天港に入る。▲廿四日。佛蘭西大總兵艦將琉球の總理官數名を軍艦に招き斐應をなし、友誼を結ぶを求む。▲廿六日。

閏四月八日 英船浦賀港に入る。▲十日。英船浦賀を發し、伊豆下田に封く。附近を測量し數日にして去る。【三九】五月 英船琉球那霸港に入る。三日にして去る。【二三】六月一日 幕府本日和蘭廻答文を起草決す。【一六】七月三日 英船サラマング號長崎に入る。【三八】▲此頃英船また琉球那霸港に入る。▲十八日。五月來航の英船再び那霸に入港。▲廿日。英の兩船出帆。【二三】水野忠邦加増地一萬石、本高一萬石併せて二萬石を削られ、隱居謹慎を命ぜらる。又此時堀大和守加増七千石、本高三千石併せて一萬石を削られ、同じく隱居謹慎を命ぜらる。【三〇】

九月二日

佛艦將親しく琉球總理官邸を訪問して決答を迫る。琉球王爲すところを知らず、之を薩摩藩廳に報告す。薩藩即ち警備兵若干を派す。【二三】▲是月。東蝦夷地擇捉島字トモシイに異國人七名上陸す。【四七】

閏五月廿七日

遠州沖合に異船二艘來る。【四二】▲是日。幕府島津齊彬に歸國して琉球事件を處理すべきを命ず。▲廿八日。幕府齊興の願を容れ齊彬歸國の件を決定す。【以上二五】▲この日。米船二艘浦賀附近の野比村沖に入る。書を提出して交易を求む。【四二】島津齊彬將軍家慶に謁し歸國暇乞をなす。【二五】▲二日。幕府浦賀奉行に令し、通信交易を許さず、爾後長崎に來るべき由の旨を米艦に諭さしむ。▲五日。浦賀奉行使者米船に赴き交易謝絶の旨

六月一日

七

を傳ふ。【四三】▲是日。阿部閣老齊彬を其官邸に招き深く依囑するところあり、▲是日。閣老また薩藩調所笑左衛門を召し沙汰書を傳ふ。【二五】▲十七日 水戸齊昭琉球問題に就き意見書を阿部閣老に贈る。【二六】▲是日。浦賀渡來の米船出帆。【四三】

七月八日 阿部閣老水戸齊昭の意見書に答書を贈る。【二六】▲廿日。薩摩島津氏佛蘭西軍艦渡來始末を幕府に報告す。【二三】▲廿五日。高島秋帆以下連累一同處分決定。【三七】

弘化 四年 西曆一八四二年
六月三日 支那道光廿七年
昨年蝦夷地擇捉島上陸の異人七名を函館より長崎に護送せしむ。【四七】▲廿三日。阿部正弘温言もて水戸齊昭の琉球外交問題意見書に返答す。【二七】

七月九日 函館より異人護送の船長崎港に入る。【四七】
九月九日 是より先水戸齊昭琉球事件に關する意見書一冊を島津齊彬に贈る。齊彬今日答書を發す。【二八】▲廿日。蝦夷地より長崎に送り來れる異人を和蘭船に託しバタビヤに送る。【四七】

嘉永 元年 戊申 西曆一八四八年
六月 米國捕鯨船ラドガ號乗組員十五名蝦夷地に上陸す。【二五】
九月 月 支那道光廿九年
ラドガ號乗組員松前より長崎に廻送せらる。【四七】

嘉永 二年 己酉 西曆一八四九年
四月十七日 (陽曆)米船ブレブル號長崎に來る。ラドガ號乗員受取の爲なり。▲十八日。ブレブル號長崎奉行に向ひ來航の目的を告ぐ。▲廿二日。長崎官吏ブレブ

五月 月 老中阿部正弘對外政策に就き筒井政憲に諮問書を贈る。【六八】

嘉永 三年 庚戌 西曆一八五〇年
是 歲 幕府和蘭船に託し、一昨年擇捉に残されたる米國水夫三名と蝦夷海岸に難破したる英國捕鯨船エドマンド號の船員三十一名をバタヴィヤに送る。【四九】

嘉永 五年 壬子 西曆一八五二年
五月八日 今日和蘭第二回の日本忠告書を咬嚼吧に於て草す。やがて其書長崎奉行の手を経て幕府に差出さる。【五四】

其二 人物概覽

【ア行】

ア

淺野中務少輔

名は長祚。幼字金之丞。梅堂と號す。天保十二年七月日付となり、十三年十月甲府勤番支配となる、弘化二年三月御先手に移り、四年五月浦賀奉行となる。五年閏三月京都町奉行に任じ、政績あり。安政五年六月小普請奉行に移る。六年八月職を免す。文久二年十月寄合より町奉行となり、三年四月作事奉行に任ず。同年十二月西丸留守居に移る。性學を好み風格俊爽書畫共に妙を得て吏員中希に見る風流の士なりき。明治十三年二月死す。年六十五。著書安政造營記、激芳閣書畫銘心録等あり。【三〇】

淺見綱齋

名は安正、近江高島の人なり。後家を京都に徙す。初め醫を業とし、高島順良と稱す。後淺見と改む。性峭直、家産を蕩盡し、一時の豪傑と交る。山崎闇齋に心服し、遂に業を改めて儒と爲る。勤學節操人をして驚かしむ。門に詣るもの亦頗る多し。正徳元年十二月死。年六十。著書數十種。靖獻遺言最も世に行はる。明治四十年從四位を贈らる。【八六、九九】幼字春王、義詮の子。正平十三年生る。二十一年從五位下に叙し、明年父の後を嗣ぎ、二十三年征夷大將軍に拜す。細川頼之輔導たり。文中二年參議左中將に任じ、從四位下に叙す。三年自ら兵を率ゐて菊池武政を征し、翌年凱旋す。天授四年室町の第成る。是年權大納言に轉じ、つい

足利義滿

跡部能登守 姊小路局

で左大臣、淳和獎學兩院別當、源氏長者となる。應永元年職を子義持に譲り、奏請して太政大臣に拜せらる。翌年はを辭し剃髮して天山と號す。三年金閣寺を營みて之に移居す。ついで三管領四職等の制を定め幕府の基礎を固む。十五年五月六日死す。年五十一。天皇爲に朝を廢すること三日。詔して太上天皇を贈る。義詮辭して受けず。明主計を聞き恭獻王と諡す。【一〇一】
文政天保時代、天保改革黨掲出。【三六】
名は伊豫、本姓橋本氏。權中納言實誠の女。京都に生る。若くして江戸に下り本丸大典に勤めしが、十一代將軍家齊の女和姫毛利家に嫁するの時膝して小女蒔となる。和姫逝去の

近世日本國民史 人物概覽

會澤安

阿部伊勢守

後本丸に歸り居り、家齊薨するに及び、家慶の上萬年寄となり、大に權を弄し、幕府の政治之が爲に左右せらるゝに至る。従つて諸侯多く之に賂ひ以て志を成す。地を神樂坂下に賜ひ、其富萬を以て數ふといふ。家慶薨するの後毛利氏の櫓屋敷に退隱し剃髮して勝光院といふ。後本所に移り進佐渡守の家に養はる。明治十三年八月死す。【九】
幕府分解接近時代掲出。【七四、七五、七六、七七、七八、八〇、八三、八四、九〇、九三、九五、九七】
天保改革黨掲出。【六、七、八、九、一〇、一一、一二、一六、一八、二三、二四、二五、二六、二七、四〇、四一、四五、四六、六〇、六五、六七、六八、六九、七一、七八、八三】